

令和5年度改訂

京田辺市地域防災計画

〔風水害・事故対策編〕

京田辺市防災会議

目 次

【風水害・事故対策編】

第1編 総 則

第1章 計画の方針	1 - 1
第1節 計画の目的	1 - 1
第2節 計画の理念	1 - 1
第3節 計画の修正	1 - 2
第4節 計画の周知徹底	1 - 2
第5節 計画の運用	1 - 2
第6節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	1 - 2
第2章 京田辺市の概況と災害特性	1 -12
第1節 京田辺市の概況	1 -12
第2節 風水害の特性	1 -15
第3節 大規模災害の特性	1 -17
第4節 事故災害の想定	1 -20
第3章 防災施策の概要	1 -21
第1節 防災ビジョン	1 -21

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2 - 1
第1節 気象等予報・伝達計画	2 - 1
第2節 河川防災計画	2 -18
第3節 内水防排除計画	2 -19
第4節 土砂災害対策計画	2 -20
4-1 地すべり対策計画	2 -20
4-2 急傾斜地崩壊対策計画	2 -21
4-3 土石流対策計画	2 -22
4-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2 -23
4-5 山地災害危険地区対策計画	2 -25
第5節 農業用施設防災計画	2 -26
第6節 道路防災計画	2 -28
第7節 建造物等防災計画	2 -29
7-1 建築物防災計画	2 -29
7-2 文化財防災計画	2 -31
第8節 学校等の防災計画	2 -32

第9節	社会福祉施設防災計画	2	-34
第10節	ライフライン施設防災計画	2	-35
10-1	電気施設防災計画	2	-35
10-2	通信施設防災計画	2	-36
10-3	ガス施設防災計画	2	-38
10-4	上水道施設防災計画	2	-40
10-5	公共下水道施設防災計画	2	-41
第11節	鉄道施設防災計画	2	-42
第12節	危険物等保安計画	2	-44
第13節	防災営農対策計画	2	-47
第14節	航空事故予防計画	2	-48
第15節	鉄道事故予防計画	2	-49
第16節	道路事故予防計画	2	-50
第17節	危険物等事故予防計画	2	-52
第18節	大規模火災予防計画	2	-55
第19節	林野火災予防計画	2	-58
第20節	広域停電事故予防計画	2	-62
第21節	広域断水事故予防計画	2	-63
第22節	原子力事故災害予防計画	2	-65
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	2	-66
第1節	情報連絡通信網の整備計画	2	-66
1-1	防災行政無線等の整備	2	-66
1-2	市・防災機関等の非常通信	2	-68
第2節	消防組織・施設整備計画	2	-69
第3節	災害応急対策物資確保計画	2	-71
第4節	医療体制整備計画	2	-73
第5節	避難対策計画	2	-74
第6節	廃棄物処理に係る防災計画	2	-85
第7節	高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画	2	-86
第8節	広域応援体制整備計画	2	-92
第3章	地域防災力の向上	2	-93
第1節	防災知識普及計画	2	-93
第2節	防災訓練・調査計画	2	-96
2-1	防災訓練計画	2	-96
2-2	防災調査計画	2	-97
第3節	自主防災組織整備計画	2	-98
第4節	ボランティアの活動環境整備計画	2	-101
第5節	企業等防災対策促進計画	2	-103

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動.....	3 - 1
第1節 災害対策本部等設置計画.....	3 - 1
第2節 動員計画	3 - 5
第3節 通信体制及び災害情報収集計画.....	3 - 7
3-1 通信手段の確保	3 - 7
3-2 被害状況及び活動状況の把握.....	3 -10
第4節 災害広報計画	3 -13
第5節 広域応援協力計画	3 -15
第6節 自衛隊派遣要請計画.....	3 -16
第7節 消防活動計画	3 -20
第8節 水防計画	3 -21
第9節 被災者救出計画	3 -24
第10節 医療・助産計画	3 -25
第11節 緊急避難対策計画	3 -27
第12節 帰宅困難者対策	3 -38
第13節 孤立するおそれのある地区の対策.....	3 -39
第14節 交通対策計画	3 -40
第15節 輸送計画	3 -42
第2章 応急復旧期の活動.....	3 -44
第1節 災害救助法適用計画.....	3 -44
第2節 食料供給計画	3 -47
第3節 給水計画	3 -49
第4節 生活必需品等供給計画.....	3 -51
第5節 住宅応急対策計画	3 -53
第6節 清掃計画	3 -56
第7節 防疫及び保健衛生計画.....	3 -58
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画.....	3 -61
第9節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画	3 -65
第10節 災害警備計画	3 -67
第11節 ライフライン施設応急対策計画.....	3 -68
11-1 電気施設応急対策計画.....	3 -68
11-2 通信施設応急対策計画.....	3 -69
11-3 ガス施設事故応急計画.....	3 -70
11-4 上水道施設応急対策計画.....	3 -72
11-5 公共下水道施設応急対策計画.....	3 -73
第12節 鉄道施設応急対策計画.....	3 -74
第13節 危険物施設応急対策計画.....	3 -76
第14節 公共土木施設応急対策計画.....	3 -78

第15節	社会福祉施設応急対策計画	3 -79
第16節	農林業施設応急対策計画	3 -80
第17節	障害物除去計画	3 -82
第18節	環境保全に関する計画	3 -83
第19節	文教応急対策計画	3 -84
第20節	文化財応急対策計画	3 -88
第21節	義援金品受付配分計画	3 -89
第22節	ボランティア受け入れ計画	3 -90
第23節	労務供給計画	3 -91
第24節	航空事故災害対策計画	3 -92
第25節	鉄道事故災害対策計画	3 -95
第26節	道路事故災害対策計画	3 -98
第27節	危険物等事故対策計画	3 -101
第28節	大規模火災対策計画	3 -107
第29節	林野火災対策計画	3 -110
第30節	広域停電事故対策計画	3 -114
第31節	広域断水事故対策計画	3 -116
第32節	原子力事故災害対策計画	3 -119
第33節	社会秩序の維持に関する計画	3 -123

第4編 災害復旧計画

第1章	民生安定のための緊急措置に関する計画	4 - 1
第1節	生活確保対策計画	4 - 1
第2節	住宅復興計画	4 - 7
第3節	中小企業復興計画	4 - 9
第4節	公共土木施設復旧計画	4 -10
第5節	農林業施設復旧計画	4 -12
第6節	災害復旧上必要な金融措置、その他資金調達計画	4 -14
第7節	文教復旧計画	4 -16
第8節	文化財復旧計画	4 -17
第9節	風評被害対策	4 -18
第2章	激甚災害の指定に関する計画	4 -19
第3章	租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助	4 -20
第4章	事故原因者等による復旧対策	4 -22
第1節	鉄道施設	4 -22
第2節	道路施設	4 -23

第3節	ガス施設.....	4	-24
第4節	電気施設.....	4	-25
第5節	上水道施設	4	-26
第5章	災害復興対策計画	4	-27
第1節	計画の方針	4	-27
第2節	復興計画の作成等	4	-27

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、京田辺市防災会議が作成する計画であって、京田辺市の地域に係る総合的な防災計画を策定し、市の地域及び市民の生命・身体、財産を災害から保護することを目的とする。

そのため、次の事項について定めるものである。

1. 京田辺市の地域に係る市、その他防災関係機関、及び防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに京田辺市の概況と災害の特性
2. 気象等の観測・予報、防災施設の新設・改良及び保安並びに防災訓練・調査その他災害予防計画
3. 災害対策（警戒）本部の設置と運用、通信情報及び広報、消防・水防等の対策並びに救助その他災害応急対策計画
4. 公共土木施設及び農林業等施設、住宅、中小企業等の災害復旧計画
5. 京都府地域防災計画に定める事項
6. その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

1. 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに務める。
2. 災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限にとどめるよう務める。
3. 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
4. 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
5. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。

第3節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、京田辺市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、その他防災関係機関において、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については、必要に応じ職員及び地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、市防災担当職員は、防災意識の充実及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、市民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して、指導に努めるものとする。

また、災害時においては、「自らの生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることが地域防災計画の基本となることを広く啓発し、市民自身及び地域の消防団・自主防災組織等、市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第5節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画等を別に作成し、この運用に万全を期するものとする。

第6節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該各機関ごとに定める事務又は業務を処理する。

1. 京田辺市

市は、基礎的な地方公共団体として、当該市の地域並びに当該市の市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

(1) 共通事項

- ① 京田辺市防災会議及び京田辺市災害対策本部に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する予警報の伝達、周知
- ④ 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- ⑤ 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- ⑥ 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティア等による防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進
- ⑦ 避難の指示
- ⑧ 災害の防除と拡大の防止
- ⑨ 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者

に対する防災上必要な措置

- ⑩ 災害応急対策及び復旧資材等の確保
 - ⑪ 被災企業等に対する融資等の対策
 - ⑫ 被災市有施設の応急対策
 - ⑬ 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
 - ⑭ 災害時における文教対策
 - ⑮ 災害対策要員等の動員
 - ⑯ 災害時における交通、輸送の確保
 - ⑰ 被災施設の復旧
 - ⑱ 市内関係機関及び団体が実施する災害応急対策等の連絡・調整
 - ⑲ 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
- (2) 航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時
- ① 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
 - ② 負傷者の身元確認
 - ③ 事故（火災）拡大防止のための消火その他消防活動
 - ④ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近市民に対する避難の指示
- (3) 危険物事故発生時
- ① 危険物等に関する規制
- (4) ライフライン広域断絶時
- ① 二次災害防止のための活動
 - ② 付近市民に対する情報提供

2. 京都府

府は、当該府の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該府の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。（災対法第4条第1項）

- (1) 京都府山城広域振興局
- ① 京都府山城広域災害対策支部に関する事務
 - ② 防災に関する組織の整備と訓練
 - ③ 災害に関する予警報の連絡
 - ④ 市、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整
 - ⑤ 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
 - ⑥ 被災企業等に対する融資等の対策
 - ⑦ 被災者の救助保護

- (2) 京都府山城北土木事務所
 - ① 災害に関する予警報の連絡
 - ② 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
 - ③ 防災資材の整備点検及び調達輸送
 - ④ 災害時における水防活動の指導
 - ⑤ 被災公共土木施設の災害復旧

- (3) 京都府山城北保健所
 - ① 防疫用薬品の確保
 - ② 医療救護、防疫対策
 - ③ 医療機関の被害状況調査及び応急対策

- (4) 京都府山城教育局
 - ① 災害時における文教対策
 - ② 本市が処理する事務、業務、事業の指導調整、指示及び斡旋等

- (5) 京都府田辺警察署
 - ① 共通事項
 - (ア) 災害に関する情報収集及び広報
 - (イ) 被災者の救出救助及び避難措置
 - (ウ) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
 - (エ) 被災地及びその周辺の交通規制
 - (オ) 危険物の保安措置
 - (カ) 災害警備用資機材の整備充実
 - ② 航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時の役割
 - (ア) 防災関係機関との連携の強化
 - (イ) 被害実態の把握
 - (ウ) 避難誘導、立入禁止区域の設定
 - (エ) 事故現場及びその周辺における警戒警備
 - (オ) 二次災害防止
 - (カ) 遺体の検視、死体調査、身元確認
 - (キ) 行方不明者の捜索
 - (ク) その他事故災害に必要な警察活動
 - ③ 航空事故発生時の役割
 - (ア) 遭難航空機の捜索
 - ④ 危険物事故発生時の役割
 - (ア) 危険物等に関する指導取締
 - ⑤ 広域停電事故発生時の役割
 - (ア) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備

3. 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- ① 管区内警察の指導調整に関する事
- ② 他管区警察局との連携に関する事
- ③ 関係機関との協力に関する事
- ④ 情報の収集及び連絡に関する事
- ⑤ 警察通信の運用に関する事

(2) 近畿財務局

- ① 公共土木等被災施設の査定の上
- ② 地方公共団体に対する災害融資
- ③ 国有財産の無償貸付等
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示

(3) 近畿厚生局

- ① 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供所管に係る情報の収集及び提供

(4) 近畿農政局

- ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- ② 農業関係被害状況の収集報告
- ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
- ⑤ 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- ⑥ 土地改良機械の緊急貸付け
- ⑦ 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋
- ⑧ 災害時における主要食料の応急供給についての連絡調整

(5) 近畿中国森林管理局

- ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防
- ③ 国有林における荒廃地の復旧
- ④ 災害対策用資材の供給

(6) 近畿経済産業局

- ① 災害時における物資の供給及び物価の安定
- ② 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資の斡旋
- ③ 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

(7) 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- ① 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- ② 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

(8) 近畿運輸局

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令
- ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供

(9) 近畿地方整備局

- ① 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- ② 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ③ 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ④ 指定河川の洪水警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ⑤ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ⑥ 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ⑦ 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- ⑧ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(10) 大阪航空局大阪空港事務所

- ① 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- ② 遭難航空機の捜索及び救助

(11) 国土地理院近畿地方測量部

- ① 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること
- ② 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること

(12) 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- ② 気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(13) 近畿総合通信局

- ① 電波の統制管理
- ② 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
- ③ 非常通信協議会の育成指導
- ④ 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
- ⑤ 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸し出し
- ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

(14) 京都労働局

- ① 産業災害予防対策
- ② 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
- ③ 災害応急対策に必要な労働力の確保

(15) 近畿地方環境事務所

- ① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
- ② 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

(16) 近畿中部防衛局

- ① 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること
- ② 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

4. 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）

- ① 要請による災害派遣活動

5. 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

(2) KDD I 株式会社（関西総支社）

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

(3) 株式会社NTTドコモ関西支社

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- (4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
 - ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
- (5) 日本赤十字社（京都府支部）
- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - ② 災害時における被災者の救護保護
 - ③ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - ④ 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- (6) 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社、大阪支社）
- ① 鉄道施設等の保全
 - ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - ③ J R通信施設の確保と通信連絡の協力
- (7) 日本放送協会（京都放送局）
- ① 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ③ 社会事業団等による義援金品の募集配分
- (8) 関西電力株式会社
- ① ダム施設等の整備と防災管理
 - ② 災害時における電力供給
 - ③ 被災施設の応急対策及び復旧
- (9) 関西電力送配電株式会社
- ① 電力供給施設等の整備と防災管理
 - ② 災害時における電力供給
 - ③ 被災施設の応急対策及び復旧
- (10) 日本銀行（京都支店）
- ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (11) 西日本高速道路株式会社
- ① 高速道路の保全

- ② 高速道路の応急対策及び災害復旧
- (12) 日本通運株式会社（京都支店）
 - ① 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- (13) 大阪ガス株式会社（北東部導管部）
 - ① ガス施設等の整備と防災管理
 - ② 災害時におけるガス供給
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧
- (14) 日本郵便株式会社
 - ① 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項。
 - ② 災害時における郵便事業運営の確保に関する事項。
 - ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用、被災者の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など、災害時における相互協力に関する事項。
- (15) 独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）
 - ① ダム施設等の整備と防災管理

6. 指定地方公共機関

- (1) 株式会社京都放送
 - ① 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- (2) 一般社団法人京都府医師会
 - ① 災害時における医療救護の実施
- (3) 株式会社エフエム京都
 - ① 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- (4) 関西鉄道協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - ① 鉄道施設等の保全
 - ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - ③ 通信施設の確保と通信連絡の協力
- (6) 一般社団法人京都府バス協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整

- (7) 一般社団法人京都府トラック協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整
- (8) 一般社団法人京都府L Pガス協会
 - ① 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
 - ② 災害時における液化石油ガスの供給確保
 - ③ 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
- (9) 公益社団法人京都府看護協会
 - ① 災害時における医療救護の実施
 - ② 避難所における避難者の健康対策
- (10) 一般社団法人京都府薬剤師会
 - ① 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
 - ② 調剤業務及び医薬品の管理
- (11) 一般社団法人京都府歯科医師会
 - ① 避難所における避難者の健康対策
 - ② 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

7. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 綴喜西部土地改良区
 - ① 水門、水路等の施設の整備及び防災管理
 - ② 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
 - ③ 湛水の防排除施設の整備と運用
- (2) 京都やましる農業協同組合
 - ① 防災営農対策の指導、助成
 - ② 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
 - ③ 被災組合員に対する融資又はその斡旋
 - ④ 生産資材等の確保又は斡旋
- (3) 金融機関
 - ① 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (4) 学校法人
 - ① 避難施設の整備と避難の訓練
 - ② 被災時における応急教育対策
 - ③ 被災施設の復旧
- (5) 京田辺市L Pガス保安連絡協議会
 - ① L Pガスの防災管理
 - ② 災害時におけるL Pガスの供給

(6) 京田辺市建設業協会

- ① 復旧機材確保
- ② 災害復旧の支援

(7) バス会社

- ① 安全輸送の確保
- ② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

(8) 京都府高圧ガス地域防災協議会

- ① 高圧ガスの防災管理

(9) 京田辺市上下水道協同組合

- ① 復旧機材の確保
- ② 応急復旧の支援

(10) 綴喜医師会

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療の確保及び負傷者の医療、助産救護

(11) 京田辺市社会福祉協議会

- ① 災害時における災害ボランティアセンターの運営

第2章 京田辺市の概況と災害特性

第1節 京田辺市の概況

1. 京田辺市の地勢

山城盆地（京都盆地）の南部に位置し、市域は南北10.9km、東西5.5kmで、面積は42.92 km²である。

東は、木津川をはさんで、城陽市、井手町に接し、西は生駒山系北端の甘南備山系により、大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は精華町と接している。

また、京田辺市は、京都府・大阪府・奈良県にまたがる京阪奈丘陵において建設が進められている関西文化学術研究都市の北東部分に位置し、人口71,356人（令和5年1月1日現在）を擁する、山城南部一帯の行政・経済・文化の中心地となっている。

2. 地形の概況

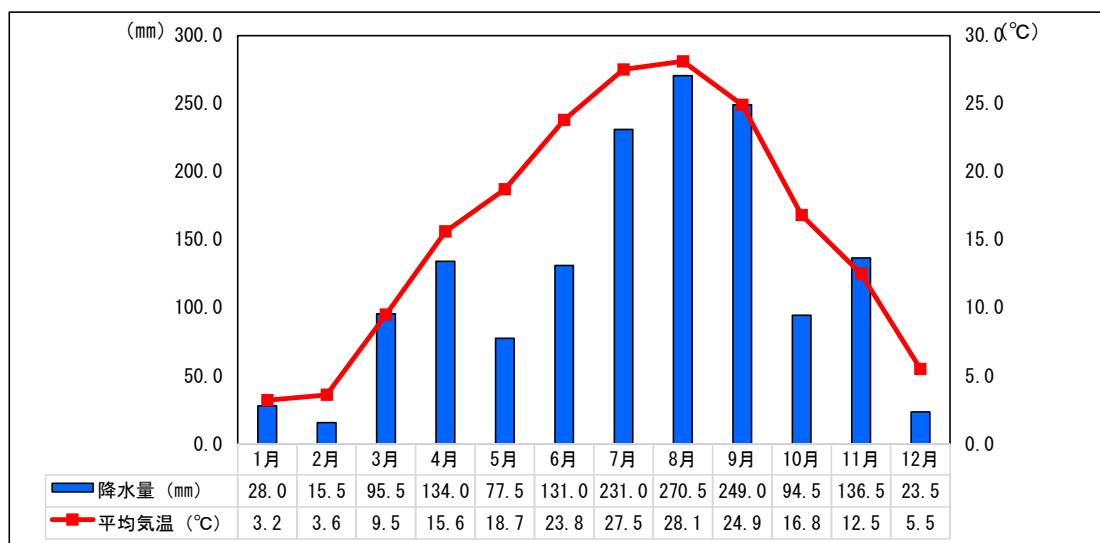
生駒山系に連なる甘南備丘陵（標高221m）の山麓から、南北にかけて扇状に城南平野として広がっており、市全体が東に傾斜している。この城南平野を形成した木津川が京田辺市東端を流れ、西部の生駒山系を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入している。木津川及び市内の約30河川のうちの大半は南山城地方特有の「天井川」を形成している。

木津川上流の山地は花崗岩砂が多く、木津町以北の下流部の氾濫原では河床が高いため自然堤防も発達している。また木津川は、山城3河川の中でも傾斜が最もゆるく、富野荘～八幡間の平均勾配は1/1200程度である。

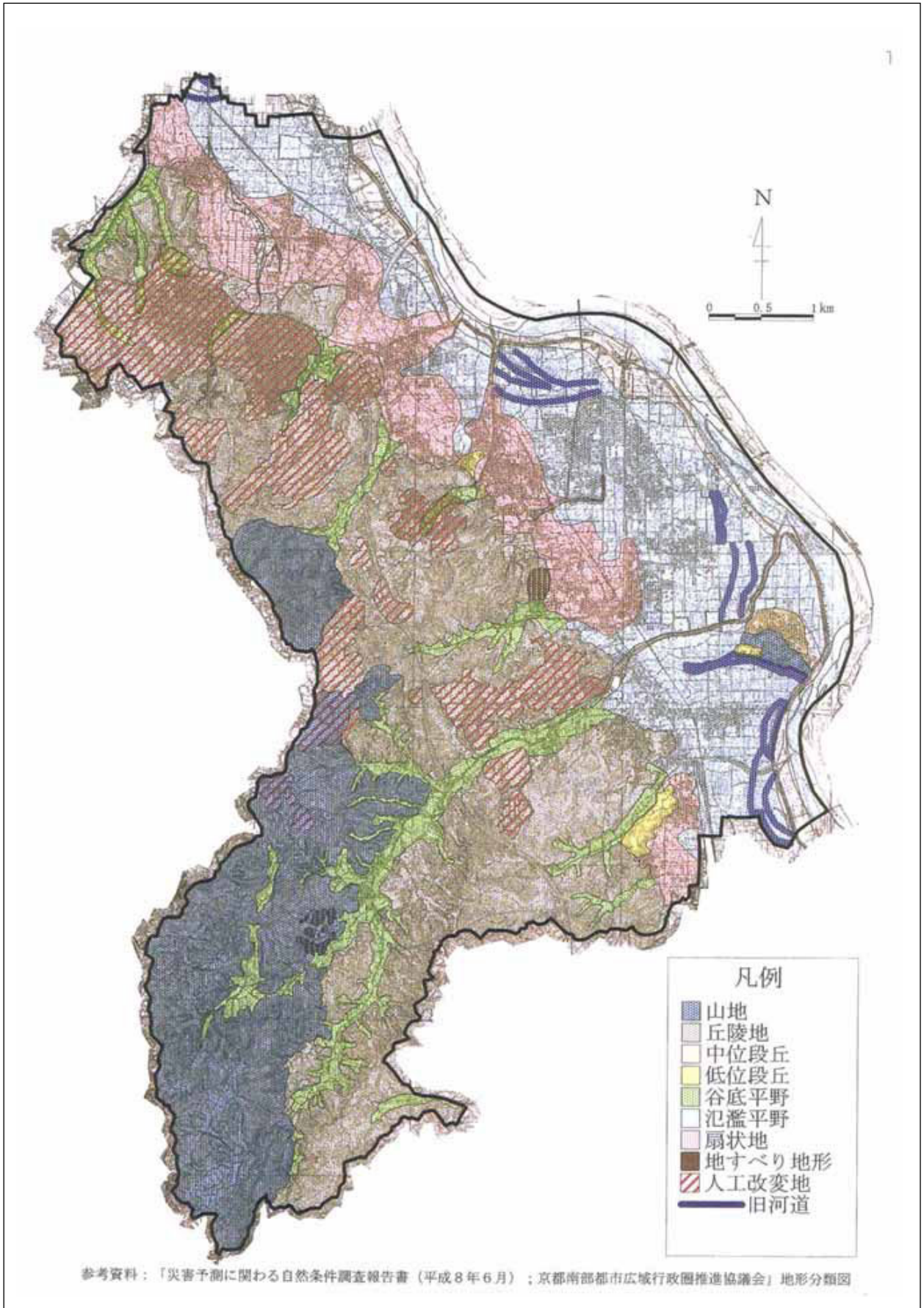
旧来、集落は木津川の氾濫を避けるため、扇状地等に形成されてきたが、最近では大規模な住宅開発等により丘陵地の人工改変が顕著である。

3. 気象状況

主として表日本型の気象の特色を有し、温暖で冬は雨量が少なく、6月～7月ごろの梅雨期から9月ごろの台風期にかけては、降水量が増加することがある。



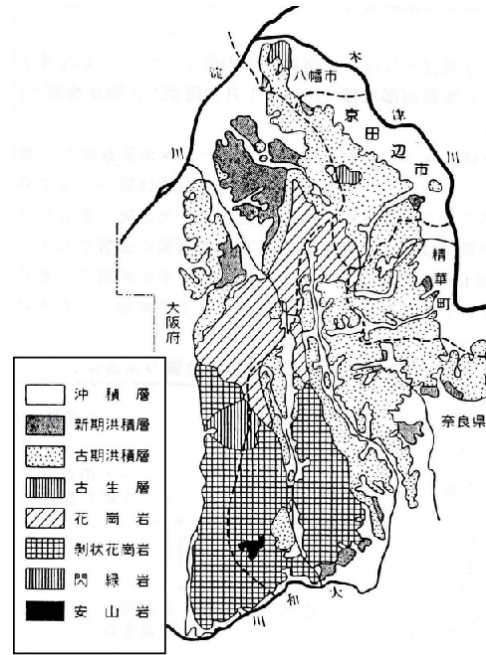
■気象の状況（令和4年） 出典：気象庁



■京田辺市地形分類図

4. 地質の概況

周辺の地質は、右図に示すとおりである。生駒山地の背骨は花崗岩で形成されており、山地の南端の峠付近や信貴山には、安山岩や玄武岩の岩脈もみられる。また、北部の甘南備山と男山の石清水付近にはわずかながら古生層がみられる。生駒山地東斜面の緩傾斜地、京田辺市西部の甘南備丘陵は、大阪層群とよばれている洪積層の砂や粘土や礫などによって構成されたやわらかい地層である。この洪積層の東側木津川沿岸は、木津川によって形成された沖積層である。



■生駒山地の地質図

5. 交通条件

(1) 道路

主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっている。

また、府道八幡木津線のバイパスとして建設が進められていた山手幹線は、平成 30 年 3 月に市内全線が開通し、木津川左岸地区の南北主軸道路としての役割が期待されている。

さらに、平成 15 年（2003 年）に第二京阪道路が一部開通し、平成 22 年（2010 年）3 月には全線開通したことにより大阪方面へのアクセスが一層向上した。また、新たな国土軸となる新名神高速道路の城陽～八幡京田辺間が平成 29 年（2017 年）4 月に開通し、京都府南部のみならず近畿の交通結節点としての役割が期待される。

(2) 鉄道

市域には J R 片町線（学研都市線）と近鉄京都線がある。2つの鉄道線は、市域中～南部においては市域のほぼ中央部を南北に縦断し、北部においては J R 線が東西方向に、近鉄線は南北方向にそれぞれ通っている。市域内の鉄道駅としては、J R 片町線（学研都市線）が 5 駅（松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅、J R 三山木駅）、近鉄京都線が 4 駅（新田辺駅、興戸駅、三山木駅、近鉄宮津駅）ある。

第2節 風水害の特性

1. 既往風水害

京田辺市を含む京都府南山城地域は、旧来から木津川氾濫による堤防決壊等により大きな被害を受けてきた地域である。現在は堅牢な堤防が築かれており、木津川から出水する危険性は低くなりつつあるが、堤防が十分整備されていない頃は、頻繁に破堤し、水害をもたらしてきた。

京田辺市においては、被害発生記録はあるものの、被害箇所等が詳細に記録されたものは少ない。主な風水害としては、「田辺町近代誌」に記載されている次のものが挙げられる。

(1) 明治大洪水

明治18年(1885年)6月26日から雨が降り続いていたところへ、7月1日に台風が襲来し京都府一帯は大風水害に見舞われた。京都の降雨量は213.5mmを記録し、桂川、鴨川、宇治川、木津川などはことごとく氾濫した。

京田辺市においても旧三山木村山本の堤防が決壊、旧大住村も決壊に瀕した。

(2) 室戸台風

昭和9年(1934年)9月21日に関西地方を襲った室戸台風の被害は3府38県にも及び、死者行方不明者3,066人のほか家屋全半壊4万2千戸、家屋浸水40万戸に達した。

京田辺市は大暴風雨圏に入り最大風速40余mを記録し、旧大住村では大谷川、中ノ谷川、手原川、虚空蔵谷川の全てが氾濫した。

(3) 南山城大水害

昭和28年(1953年)8月14日の夕方から翌15日未明にかけて時間雨量100mm、総雨量428mmを越える記録的な豪雨に見舞われた。淀川、木津川の本川では警戒水位をわずかに越えただけであったが、支流で山崩れや土石流、溪流の氾濫などが発生し、被害が広がった。井手町では大正池堤防の決壊によって680戸が流され、死者140名を出した。

京田辺市では罹災者数2,251人、住宅被害401戸、田畑被害866町、道路決壊177箇所、橋梁流失42箇所、堤防決壊46箇所に及んだ。

(4) 台風13号

昭和28年(1953年)9月23日未明から相当の降雨があり、24日も終日降り続き、夕刻から豪雨となり、午前5時京都測候所から京都府南部に風雨注意報が発令された。25日早朝京都府下一帯に暴風警報が発令されたが、明け方から雨はますます強烈となり、午後までの雨量は各地区とも200mmを越え、被害は極めて甚大であった。

(5) 第2室戸台風

昭和36年(1961年)9月16日に来襲した第2室戸台風は、瞬間風速60mに達する暴風雨で、大阪に上陸した後、北上して京都西北部を襲った。

この台風は京田辺市にも多大な被害をもたらし、9月16日午後10時に災害救助法が発動され、福知山陸上自衛隊の救援を受けた。

2. 風水害の特性

(1) 水害

京田辺市における既往風水害のうち、甚大な被害をもたらしたのは昭和28年の南山城大水害であるが、近年においては、記録に残るような風水害は発生していない。

本市における水害として、木津川の破堤・越流による外水氾濫と、木津川への雨水排除が出来ない場合（木津川の水位が支流の水位より高くかつ機械排水が河川等の流量を下回る場合）に生じる内水氾濫が考えられる。

京田辺市の市街地は、おもに低地と丘陵地に形成されているが、水害の被害を受けやすいのは低地である。低地のなかでも木津川の氾濫によって形成された氾濫平野、洪水時の流路となりうる旧河道、山地・丘陵地からの雨水が集まりやすい谷底平野などが最も被害を受けやすい。

1級河川である木津川は堤防等の整備が進み、大規模な破堤の記録も近年ではみられないが、今後、氾濫平野において市街化が進行すると、水害が発生した場合の被害は大きくなるものと予想される。なお、木津川の上流部における集中豪雨などに対しても注意が必要である。

また、京田辺市内の河川は、背後の丘陵地が低いことから、その流域も小さく比較的小規模な河川が多い。小規模な河川では、氾濫が生じやすいが、浸水による被害は小さい。ただし、低地では、丘陵地のように河川の勾配が急ではないため、氾濫が生じやすく、合流先の木津川の水位が高い時などは特に内水氾濫の危険性が高いといえるため注意が必要である。

(2) 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地や急崖、地すべり地形等において発生しやすいが、京田辺市では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局所的な急傾斜地に集中しやすいといえる。また、丘陵地を形成する大阪層群とよばれる地層は固結度が低く、地下水を含んでいるため、切土するとのり面崩壊につながりやすく、地すべりも誘発しやすい。また、本市においては、丘陵地を造成した新たな開発地域（造成地）が多くみられることから、造成地で新たに生じた急な崖や高い盛土地等では必要に応じて適切な斜面对策の実施が望まれる。

第3節 大規模災害の特性

1. 災害特性

(1) 航空機事故による被害の特性

航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸の機体等のトラブルによる墜落等が上げられるが、これらの事故が発生した場合、人命にかなりの危険を及ぼすこととなる。また、大型旅客機による事故であれば大惨事となるおそれがある。

(2) 鉄道事故による被害の特性

多くの者が利用する鉄道による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。また、列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

(3) 大規模道路事故による被害の特性

自動車同士の接触や衝突事故、転覆事故等があるが、特にバス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。

(4) 大規模火災による被害の特性

住宅密集地域で火災が発生した場合、延焼速度が速ければ大火になる可能性があり、多くの人命に影響をもたらす。

また、不特定多数の者が出入りする建物では、入場者の大半が内部の事情に不案内であるため、火災が発生した場合、群衆心理の動揺から大規模な人身事故等を生ずる危険性がある。

林野火災は、発生頻度は住宅火災より小さいものの、一度発生し、対応が遅ければ、貴重な森林資源を大量に燃焼することとなる。また時には、住宅地におよぶ場合もある。

航空機で火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

また、ほとんどの車両がガソリン等の危険物を積載しており、一度火災が発生すると爆発する危険性がある。また、車両は、バス等のように多くの人を乗せている場合があり、火災が発生し、対応が遅れた場合は、避難の困難さから大規模な人身事故を生ずる危険性がある。

(5) 危険物等による被害の特性

危険物施設やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合がある。また危険物は、いったん火災となると延焼速度が速いため、大規模な火災となる危険性がある。

また、平成7年の地下鉄サリン事件のように不特定多数の者が利用する施設において、有毒ガス等が発生した場合は、多くの人命に重大な影響を及ぼすこととなる。

(6) 水道・電気などのライフラインの広域断絶による被害の特性

水道や電気、ガス、下水道などのライフラインが広域的に断絶した場合は、人々の日常生活に著しい影響を及ぼすだけでなく、医療機関や通信・交通施設等の円滑な稼動が妨げられ、治安も

悪化するなど、都市の運営全体に重大な影響を及ぼすこととなる。

(7) 原子力発電所の事故による被害の特性

福島第一原子力発電所事故は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による巨大地震及び大津波が原因で非常用電源が失われ、炉心溶融および水素爆発が発生するまでに至り、原子炉容器が大きく損傷して放射性物質が大量に外へ漏れだした。原子力発電所において、事故等の被害が発生した場合は、放射性物質の拡散による発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立ち入り禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重大な影響を及ぼす可能性がある。

2. 災害想定

災害想定は、同時多発はないことを前提とし、個々の災害で起こりうる最大規模の災害を想定する。

(1) 交通災害の想定

① 航空機による災害の想定

航空機の墜落事故、航空機からの落下物による災害、及び住宅密集地や工場地帯への墜落より大規模な火災、爆発が想定される。

また、離着陸時の機体の爆発等による周辺施設の火災が想定される。

航空機の墜落事故が発生した場合、多数の死傷者が発生することが予想される。

② 道路及び鉄道における災害の想定

(ア) 道路における災害の想定

高速道路等における玉突き事故、バス等の乗合自動車の転落事故等により多数の死傷者の発生が想定される。

(イ) 鉄道における災害の想定

列車の脱線や踏切内での車との衝突等による列車の転覆事故により、多数の死傷者の発生が想定される。

(2) 大規模火災の想定

① 住宅火災の想定

住宅火災の原因は、放火、たばこ、こんろ、電気・石油ストーブ、天ぷら油の加熱等があり、日常生活での火の使用が原因で発生するものである。このため、住宅火災は、市内各所で発生するものとし、特に住宅密集地域や商業施設等多くの者が利用する施設で火災となれば、多数の死傷者が発生すると考えられる。

② 林野火災の想定

林野火災は、放火、たばこ、火遊び、たき火等の原因によることが多く、入山者の火の取扱不注意等により発生すると考えられる。このため、林野火災は不特定箇所が発生するものとし、特に消火活動の困難な場所で発生すれば、対応が遅れ、2～3日程度燃焼し続けることが想定される。

③ 車両火災の想定

タンクローリー等の交通事故でのタンク破損等による火災や爆発が想定される。

(3) 危険物等による被害の想定

ガソリンスタンド等の危険物施設におけるタンクの火災、爆発による人身事故が想定される。また、火薬等による爆発火災事故、高圧ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定される。

毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏えい等また、平成7年の地下鉄サリン事件のような毒性ガスの発生も考慮する必要がある。

(4) 原子力発電所事故による被害の想定

本市から最も近い原子力発電所として、若狭湾に面する関西電力の原子力発電所が挙げられるが、本市からは80km程度の離れており、同施設の事故により放射性物質の放出等の事態が発生した場合においても、直ちに避難等の措置に至ることは考えにくい。

しかし、避難区域に指定された原子力発電所近隣市町村からの避難者の長期的な受け入れを考慮する必要があるとともに、市内において放射性物質の除染が必要な事態に及ぶことも考えられる。

第4節 事故災害の想定

現在、京田辺市において発生することが予想される事故災害として、以下の想定を行う。

1. 航空機事故（市内への墜落事故等）

航空機の墜落等の航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2. 鉄道事故

列車の衝突、火災及び脱線等の鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

3. 大規模道路事故（大規模自動車事故など）

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において車両の衝突、火災等により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合。

4. 大規模火災（市街地火災・林野火災）

火災の延焼拡大により市街地大火災が発生した場合、及び森林・原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合。

5. 危険物の爆発・流出事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発の発生、火薬類の火災・爆発の発生、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出の発生、放射性物質の放射性障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

6. 水道・電気などのライフラインの広域断絶

広域的な断水事故、停電事故により、多数の市民に支障をきたす災害が発生した場合。

7. 原子力発電所の事故

若狭湾に面する原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散により、市内が放射性物質により汚染、又は汚染されるおそれがある場合及び避難区域からの避難者を受け入れる場合。

8. その他の事故（大規模な救急事故等）

建物や大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団的に発生する食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故、その他物理的、人為的原因または自然現象に起因する突発的な事故災害の発生により、多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第3章 防災施策の概要

第1節 防災ビジョン

1. 計画の方針

京田辺市の地域特性や今後の開発動向及び過去に被害を受けた災害の教訓を踏まえ、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、京田辺市の安全性をより一層高める地域基盤の整備等により、災害に強いまちづくりを実現する。

2. 基本理念

『緑豊かで健康な文化田園都市』を目指す都市像としたまちづくりを具体的に推進し、安心して快適に暮らせるまちとしていくためには、まちの安全性を確保することが必要不可欠である。そのためには、市民の生命・身体及び財産を守るための長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進める必要がある。

上記の内容を受け、具体的な防災に取り組む基本理念を以下に示す。

- (1) 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
- (2) 行政のみでなく、市民参加を念頭に置いた「災害に強いまちづくり」を行う。
- (3) 災害発生時に迅速な対応がとれるよう、ハード（防災施設・設備）、ソフト（情報・教育・訓練）の両面にわたる防災対策を推進する。
- (4) 防災環境の整備や防災思想及び防災知識の普及・啓発を図ることにより、安心を育むまちづくりを推進する。
- (5) 共助の基本として市民の防災行動力の向上を図るため、自主防災組織等の役割の明確化を図る。

3. 基本目標

基本理念に基づき、この計画で達成すべき目標を次に定める。

(1) 防災型のまちづくりの推進

防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の不燃化等により、災害に強い地域基盤を形成し、まちにおける防災機能の強化に努める。

- ① 耐火性の高い建築物により構成されたまちへの転換
- ② 防災空間（公園・街路）や防災拠点の整備
- ③ 大規模火災に対応できる消防水利の充実
- ④ 防災性能を持ったライフラインの整備
- ⑤ 浸水想定区域や土砂災害危険箇所の把握・周知、警戒避難体制の整備

(2) 行政と市民が一体となった防災対策の推進

災害に対する日常の「備え」が重要であり、平常時から危機管理体制の整備に努める。また、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及、啓発を図る。

- ① 中枢組織体制、職員配備体制、参集体制の整備
- ② 平常時における防災教育の充実
- ③ 行政、市民、さらに企業を含めた情報ネットワークの構築
- ④ 自主防災組織育成の積極的支援・援助
- ⑤ ボランティアの活動環境整備
- ⑥ 定期的な防災訓練の実施
- ⑦ 「避難行動・避難所運営マニュアル」に基づく、住民主体の避難、避難所開設・運営体制の整備推進

(3) 情報収集伝達体制の整備

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

- ① 防災行政無線の整備充実
- ② 被害情報収集体制の整備と伝達窓口の明確化
- ③ 広報・公聴体制の整備
- ④ 土砂災害監視システム等の活用
- ⑤ 早期被害情報収集システムの活用
- ⑥ 環境放射線モニタリングシステム等の活用

(4) 災害時要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊婦及び外国人（以下、「災害時要配慮者」という。）は、災害発生時に被害を受けやすく、多くの支援を必要としており、特に災害情報の伝達や避難対策については、災害時要配慮者の視点でチェックしたきめ細やかな整備を推進する。

- ① 災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
- ② 市民と自主防災組織が連携した救護体制の確立
- ③ 福祉用具等の調達及び介護職員の確保

(5) 消火・救助・救急体制の整備

災害発生時の被害を最小限に軽減するため、消防力の充実・強化とともに、災害時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。また、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。

- ① 消火栓、防火水槽の整備と適切配置及び多様な消防水利の確保
- ② 消火・救助・救急資器材の整備
- ③ 患者等搬送体制の確立

-
-
- ④ 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
 - ⑤ 事業所等防火対象物の防火管理の充実
- (6) 緊急物資の確保・供給
- 被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、被災後数日間の生命維持に必要な物資の備蓄及び給水体制の整備を図る。
- ① 災害発生直後から必要となる食料や毛布等の生活必需品の備蓄及び調達体制の整備
 - ② 粉ミルクや紙おむつ等、災害時要配慮者に対する物資の備蓄・調達体制の整備
 - ③ 生理用品や更衣スペース等の女性の視点に立った物資の備蓄・調達体制の整備
 - ④ 市民による備蓄の啓発
 - ⑤ 緊急輸送路の確保
- (7) 避難
- 避難指示等の基準の明確化及び伝達方法等の強化を図るとともに、災害時に市民が安全に避難できるよう、避難所、避難路を選定・整備するとともに、災害時要配慮者や女性に配慮した避難収容体制の整備に努める。また、市域外からの避難者の受け入れ体制の整備に努める。
- ① 的確な避難指示等の発令及び伝達方法等の強化
 - ② 避難所等の受け入れ体制の整備
 - ③ 災害時要配慮者及び女性への配慮
 - ④ 「避難行動・避難所運営マニュアル」に基づく、地域住民組織と連携した避難所等の運営体制の整備
- (8) 医療・保健体制の整備
- 災害時においては、医療救護活動の拠点と災害対策の拠点が、ともに被災を逃れ、迅速に連携して対応することが重要である。
- ① 広域医療体制・拠点の整備
 - ② 地域の救護所の設置
 - ③ 地域医療班の設定（綴喜医師会との連携）
 - ④ 医薬品及び医療用資器材の備蓄機能を強化
 - ⑤ 京都府救急医療情報システムの活用（情報ネットワークの構築）
 - ⑥ 保健衛生機能の強化
- (9) 関係機関との協力、連携
- 大規模災害時においては、他市町村等と連携して災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、円滑な応急活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制の整備を図る。
- ① 他市町村との相互応援体制の整備
 - ② 自衛隊との連携
 - ③ 応援協定の締結と推進
-
-

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 気象等予報・伝達計画 【総括部、消防対策部】

1. 計画の方針

気象等の観測及び予知した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

2. 計画の内容

(1) 警報レベルを用いた防災情報の提供

警報レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予・警報」という。）並びに同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予・警報及び気象情報（以下「予・警報等」という。）の種類、発表基準その他について定めている。

① 予報区

京田辺市は、京都府の警報・注意報の発表区域において、一次細分区域は「京都府南部」に、また、市町村等をまとめた地域は「山城中部区域」に属する。

② 警報

警報の種類及び発表基準について定めている。

③ 注意報

注意報の種類及び発表基準について定めている。

④ 予・警報の発表、継続・切替え・解除

(ア) 注意報・警報は、雨量などが発表基準に達するおそれが生じた場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

(イ) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切替えられる。

(ウ) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行われる。

⑤ 予・警報の伝達

(ア) 注意報・警報は、京都府危機管理部災害対策課を通じて市消防本部に通知される。

(イ) 消防本部は、注意報・警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。

[資料編：図-1.4 気象情報等の伝達系統図]

(ウ) 有線通信途絶時における伝達については、市防災行政無線、公用車等を活用する等、最も迅速な方法により市内伝達先へ通報する。

■京田辺市（京都府南部・山城中部区域）の気象注意報・警報の種類及び発表基準（警戒レベル付記）

京都地方気象台：令和4年5月26日現在

注意報・警報の名称		発表の基準値
気象注意報	大雨注意報	表面雨量指数基準：11 土壌雨量指数基準：95 (自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2)
	洪水注意報	流域雨量指数基準：防賀川流域＝4.8、普賢寺川流域＝6.6、 手原川流域＝5.4、天津神川流域＝3.8、 馬坂川流域＝2.8 複合基準 ^{※1} ：防賀川流域＝(5、3.5) 指定河川洪水予報による基準：木津川下流[加茂] (自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2)
	強風注意報	平均風速12m/s以上
	風雪注意報	平均風速12m/s以上で雪を伴う
	大雪注意報	12時間降雪の深さ5cm以上
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	融雪注意報	※具体的基準値は定められていない
	濃霧注意報	視程100m以下
	乾燥注意報	最小湿度40%以下で実効湿度60%以下の場合
	なだれ注意報	①積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ70cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨
	低温注意報	最低気温-4℃以下
	霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、 具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合
	着氷注意報	※具体的基準値は定められていない
	着雪注意報	24時間降雪の深さが30cm以上 気温が-2℃以上2℃以下
気象警報	大雨警報 (浸水害)	表面雨量指数基準：17
	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量指数基準：122 (高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当)
	洪水警報	流域雨量指数基準：防賀川流域＝6、普賢寺川流域＝8.3、 手原川流域＝6.8、天津神川流域＝4.8、 馬坂川流域＝3.5 複合基準 ^{※1} ：－ 指定河川洪水予報による基準：木津川下流[加茂] (高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当)
	暴風警報	平均風速20m/s以上
	暴風雪警報	平均風速20m/s以上で雪を伴う
	大雪警報	12時間降雪の深さ15cm以上
記録的短時間大雨情報	1時間雨量90mm以上	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

⑥ 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

(7) 発表基準

本市における発表基準値は下表のとおりであるが、本市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

■特別警報の発表基準（警戒レベル付記）

現象の種類	発表の基準値	京田辺市の基準値
大雨 (土砂災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	土壌雨量指数：292
大雨 (浸水害)	災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当	48時間降水量：389mm 3時間降水量：137mm 土壌雨量指数：233
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	中心気圧930hPa以下 又は最大風速50m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	18cm（京都市の参考値）

(イ) 市民への周知

特別警報が発表された場合、市は、住民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

情報伝達手段：防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ等

⑦ 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- (7) 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や市民に伝えるもの。
- (イ) 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。
- (ウ) 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

■気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発表の基準値
台風情報	<p>①発表 「令和 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>②内容 台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</p> <p>③伝達 台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
大雨（雪情報）	<p>①発表 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>②内容 大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</p> <p>③台風情報との関係 台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。</p> <p>④伝達 大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>①発表 記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。</p> <p>②発表基準 1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。</p> <p>③意義 記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。 特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。 この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。</p> <p>④観測所の配置 京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所（アメダス）一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。</p> <p>⑤伝達 記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
土砂災害警戒情報	<p>①発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。</p> <p>②内容 土砂災害警戒情報は、警戒対象地域、警戒文、補足情報を報ずる。</p> <p>③意義 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>④発表基準等 (1) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。 平成30年に検証対象災害事例（1988年～2015年）、令和2年に検証対象災害</p>

気象情報の種類	発表の基準値
	<p>事例（1991年～2018年）を再整理した上で、基準値の見直しを実施した。</p> <p>(2) 過去の災害が無い1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。</p> <p>(3) 気象庁の降水短時間予報を利用して、基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>⑤伝達 土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>①発表 竜巻注意情報は、京都地方気象台が発表する。</p> <p>②内容 雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表する。</p> <p>③意義 本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。</p> <p>④伝達 竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。</p> <p>⑤有効期間 この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>
<p>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p>	<p>①土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>②浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>③洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>注 流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

気象情報の種類	発表の基準値
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
その他の 気象情報	<p>①表題 その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した議題で発表する。</p> <p>②種類 対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。</p> <p>③構成 定型化されていない気象情報は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 表題 (2) 発表年月日時 (3) 発表機関名 (4) 見出し (5) 本文 <p>により構成される。</p> <p>④意義 これらの情報は、次の場合に発表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 (2) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合 <p>⑤伝達 定型化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。</p>

(3) 指定河川に対する洪水予報及び水防警報

① 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川については、気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水予報を発表し一般市民に周知する。

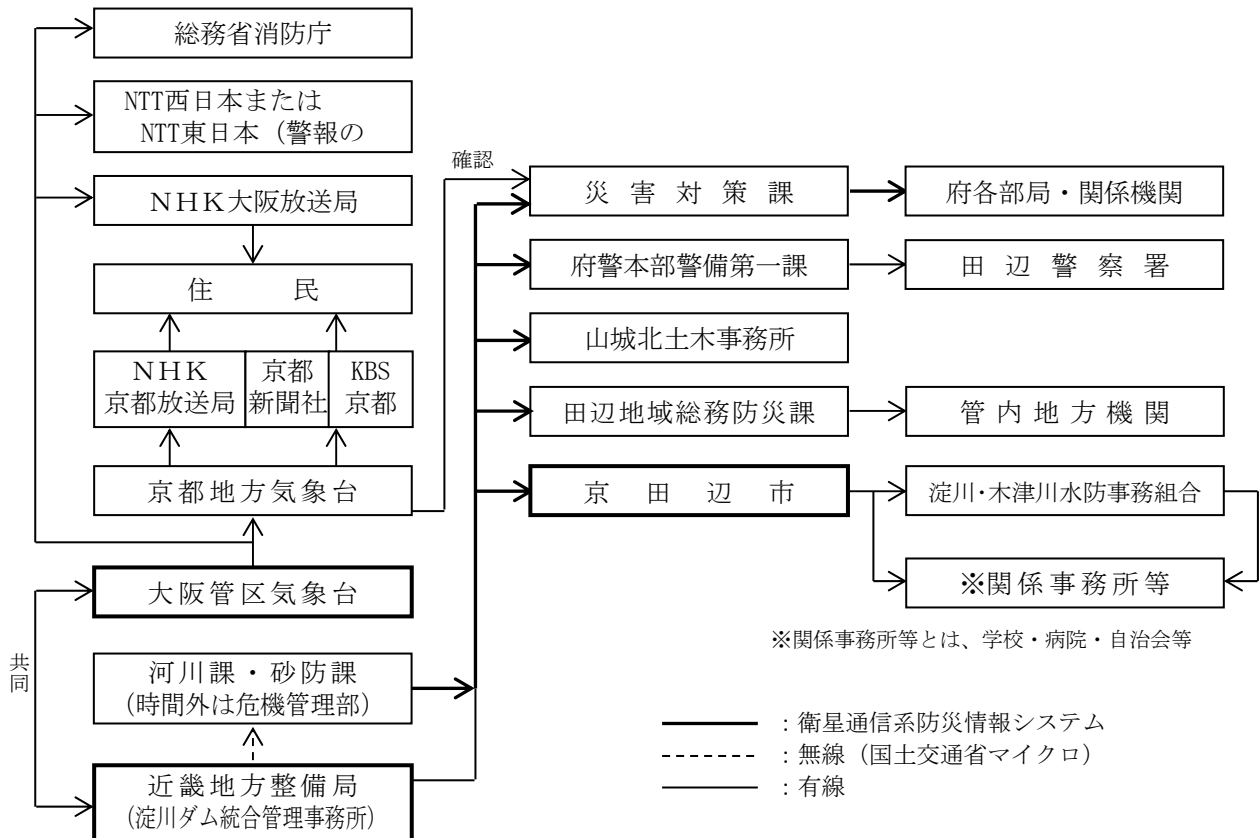
水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川及び区域は以下のとおりである。

下記の区域で洪水予報が発表された場合、本市へは、水防法第10条第3項に基づき、京都府建設交通部河川課・砂防課より通知される。

■洪水予報指定河川（国土交通省と気象庁が共同で発表・通知）

河川名	区 域	水 位 観測所 名 称	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 危 水 位	濫 険 水 位	計 画 高水位	洪水予報 発 表 者
木津川 上 流	左岸：相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸：相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	6.00m	6.70m	7.70m	10.50m	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長	
木津川 下 流	左岸：木津川市加茂町山田野田3 右岸：相楽郡和東町大字木屋宇桶淵22-2 から幹川合流点まで	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m	大阪管区气象台	
	京田辺市飯岡久保田 (上記加茂水位観測所区域に含む)	飯岡	3.50m	4.70m	5.10m	6.71m	—	

■洪水予報（淀川水系）の連絡系統



② 国土交通省が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通省（近畿地方整備局）水防警報を行う河川及び区域は以下のとおりである。

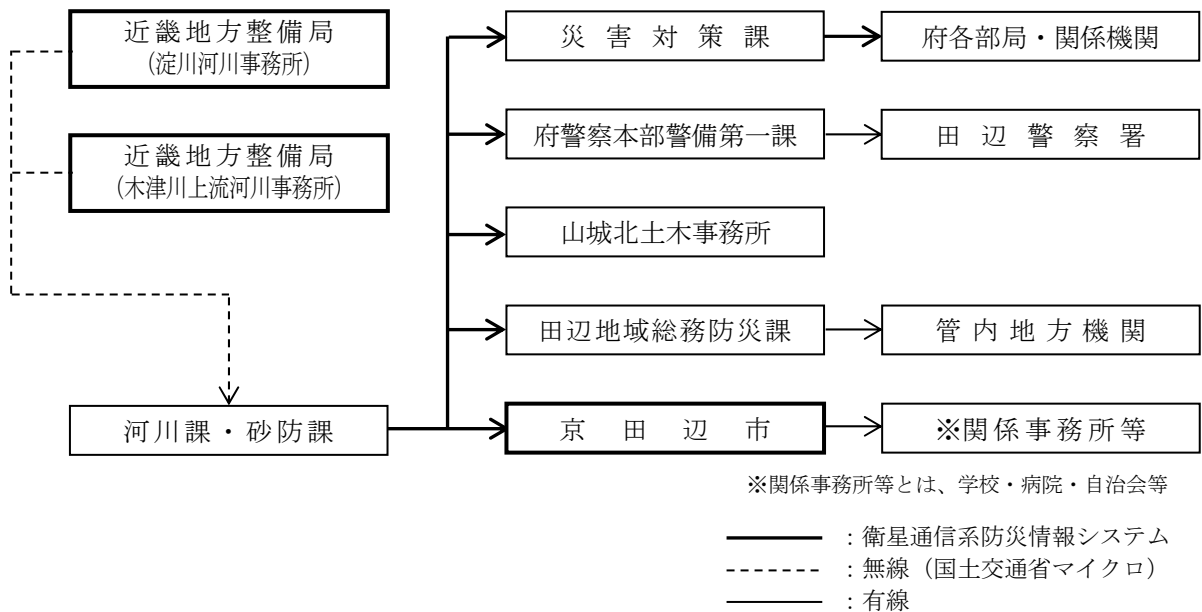
下記の区域で水防警報が発表された場合、本市へは、水防法第16条第3項に基づき、京都府建設交通部河川課・砂防課より通知される。

■水防警報指定河川（国土交通省が通知※）

河川名	区 域	水 位 観測所 名 称	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	水防警報 発 表 者
木津川	左右岸：相楽郡南山城村地内（三重県境） から幹川合流点まで	岩倉	4.50m	6.00m	6.70m	7.70m	近畿地方整備局 木津川上流 河川事務所長
		加茂	2.50m	4.50m	5.90m	6.00m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		飯岡	2.00m	3.50m	4.70m	5.10m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長

※飯岡観測所を除く

■水防警報（淀川水系）及び水位情報（洪水予報）の連絡系統



③ 知事（京都府）が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(ア) 水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川において、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めたとき、知事が水防警報を発表し、その警報事項等に関係機関に通知する。知事が発表する水防警報の種別と発表時期は以下のとおりである。

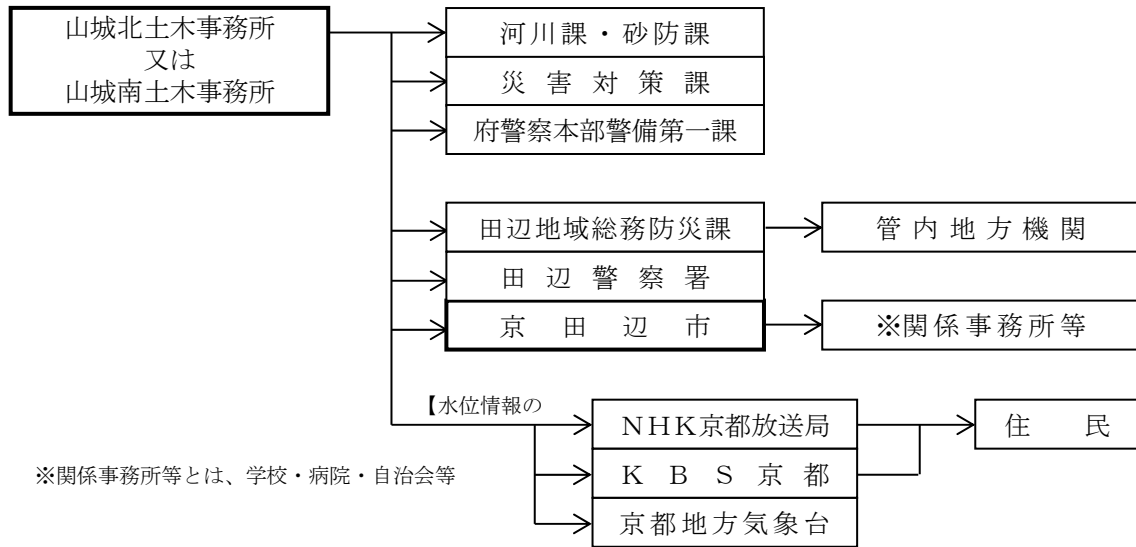
■水防警報の発表時期

	水防警報種別		
	準備	出動	解除
警報事項	水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの	水防団員の出動の必要性を示すもの	水防活動の終了を通知するもの
発表時期	水防団待機水位に達したとき	氾濫注意水位に達したとき	氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

■水防警報及び水位周知指定河川（府知事が通知）

河川名	区 域		対象水位観測所					発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位		氾濫 危険 水位	水防 警報
普賢寺川	起点	高井橋 府道生駒井手線	三 山 木	京田 辺 市 三 山 木 七 瀬 川 地 先	0.90m	1.20m	1.70m	2.00m	H17.7.29	H28.6.7
	中間点	新宮橋上流0.2km 床固工								
	終点	木津川合流点					-	-		
防賀川 上流	起点	起点	興 戸	興戸 東垣内	0.40m	1.00m	-	-	R3.6.9	-
	終点	神矢樋門付近								
防賀川 下流	起点	手原川暗渠	内 里	八幡市 内里 古宮	1.00m	1.50m	-	-	H29.6.27	-
	終点	大谷川合流点								
馬坂川	起点	起点	馬 坂 川	田 辺	0.40m	0.70m	-	-	H26.6.13	-
	終点	防賀川合流点								
天津神川	起点	起点	天 津 神 川	田 辺 棚 倉	0.40m	0.80m	-	-	H26.6.13	-
	終点	木津川合流点								
手原川	起点	起点	手 原 川	薪 溜 池	0.70m	1.30m	-	-	H26.6.13	-
	終点	木津川合流点								
大谷川	起点	極楽橋 (市道馬ヶ背 線)	八 幡	八幡市	1.50m	2.10m	2.80m	3.10m	H18.6.2	H28.6.7
	終点	大阪府界								
煤谷川	起点	起点	菱 田	精華町	0.70m	1.30m	1.30m	1.70m	H17.7.29	H20.1.10
	終点	木津川合流点								

■府管理河川における水防警報及び水位情報の連絡系統



(イ) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、（削除）洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により、一般に周知する。

(ウ) 洪水予報河川及び水位周知指定河川以外の河川

洪水予報河川及び水位周知河川の以外の河川については、災害からの安全な京都づくり条例に基づき全ての府管理河川の洪水浸水想定区域図を公表する。

また、府が管理する中小河川に、危機管理型水位計を整備し、避難行動の目安となる水位を設定する。

(4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、市民（公私の団体を含む。以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行われる。

① 予報区

水防活動用予・警報の予報区については、一般予・警報の場合に準ずる。

② 種類

水防活動用予・警報は、次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予・警報の発表をもって代える。

■水防活動用予・警報の種類

種 類	代替する一般予・警報の種類
水防活動用気象注意報	大 雨 注 意 報
水防活動用気象警報	大 雨 警 報
水防活動用洪水注意報	洪 水 注 意 報
水防活動用洪水警報	洪 水 警 報

③ 伝達

(ア) 用紙

水防活動用予・警報の伝達には、一般予・警報と同一の様式が使用される。

(イ) 伝達

水防活動用予・警報の伝達手段及び伝達経路は、次のとおりである。

④ 水防活動に利用する気象情報

一般予・警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表左欄のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、情報の種類ごとにそれぞれ同表右欄の様式を使用し、伝達的手段及び経路については、水防活動用予・警報の場合に準ずる。

■水防活動に利用する気象情報の種類及び伝達用紙

気象情報の種類	使用する様式
台 風 情 報	台 風 情 報 受 報 用 紙
大 雨 情 報	大 雨 (雪) 情 報 受 報 用 紙
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報受報用紙
その他水防活動に密接に関連する情報	なし

(5) 高山ダム放流連絡

高山ダムより放流を行う際には、本市への連絡は、水資源機構木津川ダム総合管理所からN T T回線及び防災ファックスによりなされる。

放流連絡は、木津川ダム統合管理事務所より放流の1時間前に行われ、本市域における増水は放流後約5時間である。

(6) 雨量・水位の通報

① 京都府からの通報

京都府建設交通部河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び淀川河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより、京田辺市に通報する。【資料編：表-2.1 京田辺市内の雨量観測所一覧表】

このほか、京都府建設交通部河川課・砂防課は、上記データを常時インターネット（京都

府ホームページ)、地上デジタルデータ放送等により公表している。

② 京田辺市消防本部による通報

京田辺市消防本部は、ネットワーク障害等によりインターネット等による京都府が公表している雨量及び水位のデータが入手できない場合、下記の要領により関係機関に通報する。

(7) 通報の種類

a. 1時間20mm観測及び50mm観測通報

1時間以内に20mmの雨量を超えるとき及び降り始めからの総雨量が50mmに達したときは直ちに通報する。

b. 3時間観測通報

大雨に関する注意報又は警報等が発表されたときは、晴雨にかかわらず総雨量が50mmに達するまで、大雨に関する注意報又は警報が発表されていないときは、総雨量50mm～100mmに達するまで、0. 3. 6. 9. 12. 15. 18時及び21時の3時間ごとにその観測値を通報する。

c. 毎時観測通報

大雨に関する注意報又は警報が発表中で総雨量が50mm以上のとき及び大雨に関する注意報又は警報が発表されていないときは総雨量100mmを越したならば、毎正時の観測値を直ちに通報する。

(イ) 通報の要領

消防本部での観測値は次の要領で、必要に応じ災害対策本部事務局等へ連絡する。

- a. 雨 量 mm (1時間降雨量)
- b. 降り始め 日 時 (最初に通報する場合のみ)
- c. 観 測 時 日 時
- d. 総 雨 量 mm

■非常雨量観測通報の種類

総雨量(mm)	大雨に関する注意報または警報発表中	大雨に関する注意報または警報発表なし
50mm未満	3時間観測通報	なし
50mm	3時間観測通報	50mmに達したとき
50mm～100mm	毎時観測通報	3時間観測通報
100mm以上	毎時観測通報	毎時観測通報
時間雨量20mm以上	即時観測通報	

(7) 水位の観測

京田辺市周辺には国土交通省及び京都府の設置による8つの水位観測所がある。

[資料編：表-2.2 京田辺市周辺の水位観測所及び河川監視カメラ一覧表]

(8) 土砂災害警戒情報システムによる監視

① 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109箇所の雨量観測局から集約された降雨データをもとに、気象庁が算定する解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数より、京都府と気象庁が土砂災害危険度情報を作成する。これをもとに土砂災害警戒情報の基準値を超える1キロメッシュの該当市町村に対し、土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表するものである。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府危機管理部災害対策課経由で市町村防災担当課へ届く。土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。

この連絡を受けた時は、[資料編：図-1.4 気象情報等の伝達系統図]の伝達方法により、市内の関係事務所及び市民への情報の周知徹底を図る。

(9) 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は府に対し火災気象通報を行う。

① 通報基準

- (ア)実効湿度60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき
- (イ)平均風速が12m/s以上となり主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

② 通報時刻

火災気象通報は、午前9時から午後4時までの間に通報され、有効時間は翌日の午前10時までである。

③ 市長が行う「火災警報」

市長は府知事より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災注意報又は警報を発表することができる。

市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

(ア)発表基準

- a. 実効湿度55%以下で、かつ最小湿度が35%以下で、かつ、風速毎秒7メートル以上又は7メートル以上となる見込みのとき。
- b. 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

(10) 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

① 予報区

農業気象通報の予報区については、一般予報警報における一次細分区域（予報区）を適用

し、「南部」を京都地方気象台が担当する。

② 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごと定める。

③ 農業気象通報の伝達

農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

本市へは、京都気象台からの通報を消防本部が受報し、消防本部から関係所管課へ伝達される。

(11) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

① 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市長に、火災に関する場合は消防署等に、その他の現象の場合は市長又は警察署に通報するものとする。

② 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長及び上部機関に通報するものとする。

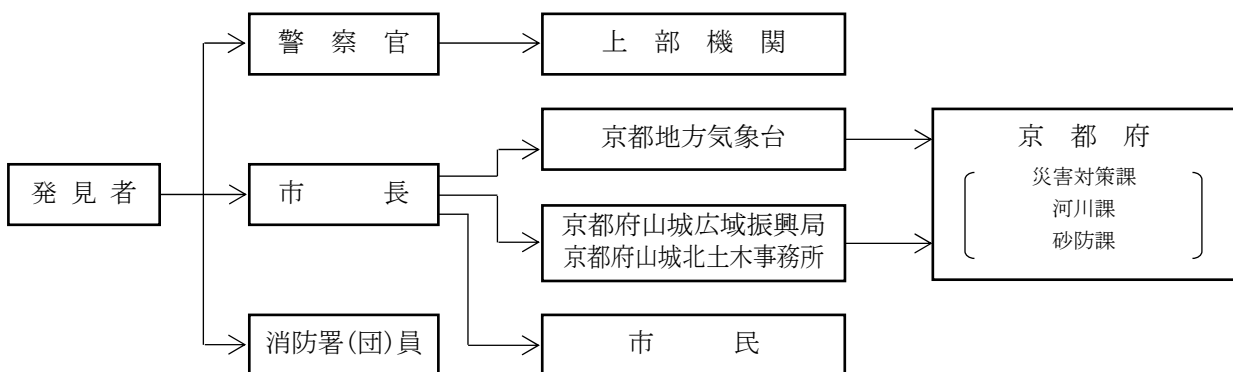
③ 市長の通報

①、②によって通報を受けた市長は、直ちに気象官署及び京都府山城広域振興局に通報するとともに、市民に対し周知を図るものとする。

④ 京都府山城広域振興局の通報

③により通報を受けた京都府山城広域振興局は、直ちに府（本庁関係課）に通報するものとする。

■異常現象通報図



(12) 予・警報等の伝達及び周知

① 周知徹底の方法

予・警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び市民に対し周知徹底を図るものとする。

(ア) 伝達組織を通じて徹底する方法

- (イ) ラジオ放送、テレビ放送、インターネット等による方法
 - (ウ) マイク、公用車等を利用する方法
 - (エ) サイレン、警鐘等による方法
 - ② 通報連絡内容の略符号化
 - 予・警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。
 - ③ 通報連絡体制の確立
 - 予・警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立するなど、常に連絡体制の整備に努めるものとする。
- (13) 洪水浸水想定区域の指定・公表
- 水防法に基づき、国土交通省近畿地方整備局及び京都府は次の洪水浸水想定区域を指定・公表した。
- ① 国（国道交通省近畿地方整備局）
 - ・淀川水系洪水浸水想定区域（指定・公表）
 - ② 京都府
 - ・大谷川洪水浸水想定区域（指定・公表）
 - ・煤谷川洪水浸水想定区域図（指定・公表）
 - ・普賢寺川洪水浸水想定区域図（指定・公表）
 - ・防賀川洪水浸水想定区域（公表）
 - ・馬坂川洪水浸水想定区域（公表）
 - ・手原川洪水浸水想定区域（公表）
 - ・天津神川洪水浸水想定区域（公表）
 - ・遠藤川洪水浸水想定区域（公表）
 - ・鬼灯川洪水浸水想定区域（公表）

第2節 河川防災計画 【建設対策部、経済環境対策部】

1. 現況

京田辺市を流れるすべての河川は、木津川に合流しており、その大半が「天井川」を形成している。

天井川は宅地等より河床が高いため、周辺地域においては洪水の危険性が高かった。

しかし、河床の切り下げ、水門・樋門等の整備など防災対策により治水安全度の向上が図られてきたところである。一方、近年の異常ともいわれる豪雨が各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等のハード整備だけで対応することは困難であり、洪水による被害を最小限に抑えるため、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図っている。[資料編：表-2.3 河川一覧表]

2. 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、府に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

3. 計画の内容

(1) 河川改修、排水機場の推進

河川の氾濫や内水氾濫による浸水被害を防止するため、河川改修や天井川の切り下げ、排水機場の整備を推進する。また、老朽化している水門及び排水機場について、改築並びに施設の改良を行う。

防賀川や馬坂川は、天井川の切り下げとあわせ、公園・緑地の整備を進めてきたが、防賀川については上流域の改修に引き続き、下流域の改修を推進する。

天津神川については、切り下げ改修計画の検討とともに狭水路橋の改修や上流域での雨水貯留対策の検討を行う。

普賢寺川については、未改修区間の早期河川整備の実施を要望していくものとする。

(2) 適正な維持

河川等の防災施設や危険箇所の点検を行い、必要に応じ堆積土砂の浚渫や構造物の補修など、適正な維持管理によって水害を予防する。

第3節 内水防排除計画 【経済環境対策部、建設対策部】

1. 現況

本市における綴喜西部土地改良区域は、木津川左岸八幡市を含む耕地が対象である。

この地域は木津川の増水時は自然排水が不可能となり、湧水もあり、低位耕地については降雨時の湛水は避けることができない。

[資料編：表-2.4 排水機場一覧]

2. 計画の方針

防賀川をはじめとする天井川の切り下げ改修を推進し、かつ丘陵地における開発に伴う流出増に対応した市内河川の改修を進め、内水被害を防止し、市民生活の安全確保に努める。

3. 計画の内容

(1) 管理団体

- ① 管理者は排水機場の管理を統轄する。
- ② 管理者は排水機場の操作責任者を1名選任し、管理操作について処理させる。
- ③ 管理者は操作責任者の住所氏名を防災関係機関に報告しなければならない。

(2) 運用方法

管理者は降雨時及び洪水に関する注意報、若しくは警報発表のとき又は湛水のおそれがあるときは次の処理をするものとする。

- ① 関係機関の情報に注意して遅滞なく排水機の操作に支障のないよう処置し、運転を開始したときは関係機関に連絡する。
- ② 操作責任者は内外水位の増減、湛水深、湛水面積の状況を管理者に報告し、関係機関に連絡する。
- ③ 防災関係機関から特に公共的な目的で排水機運転の要請があったときは、速やかにその処置をするものとする。

4. 市内の閘門

京田辺市には、現在、重要水閘門は13箇所位置している。

[資料編：表-2.5 市内重要水閘門一覧表]

第4節 土砂災害対策計画 【建設対策部、府（山城広域振興局農林商工部、山城北土木事務所）】

4-1 地すべり対策計画

1. 現況

地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山崩れとは判断しがたいが、最初は緩慢な活動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をするものである。発生原因は主として地下水に起因しているが、強い地震動によって地すべりが発生することもある。

市内においては、地すべりが発生するおそれのある土砂災害警戒区域等（地すべり）に指定された箇所が1箇所、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域が1箇所指定されている。

[資料編：表-2.6 地すべり防止区域一覧表]

2. 計画の方針

地すべり防止区域の地すべり運動の把握を的確に行うために、各種の調査を広範囲に実施して、市内の地すべりの特性に合致した対策工を施工するとともに、該当区域では降雨時において特に警戒にあたるものとする。

3. 計画の内容

- (1) 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり危険区域運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- (2) 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (3) 地すべりと地下水・地表水との関連を調査し、影響を与える地下水・地表水を排水する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- (4) 地すべりを抑止するため、擁壁工、杭打工、土留工等を施工し、また、地すべり脚部の浸食を防止するため、ダム工、床固工、導流堤、水制工及び根固め等を施工することもある。
- (5) 土砂災害警戒区域等（地すべり）では、地盤変位の観測機器の整備及び警戒避難体制の整備の指導を行う。

市における土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり防止区域を資料編に示す。該当区域では降雨時において特に警戒にあたるものとする。

[資料編：表-2.6 地すべり防止区域一覧表]

4-2 急傾斜地崩壊対策計画

1. 現況

本市において、急傾斜地(傾斜度30度以上高さ5m以上のもの)で、その崩壊により人家5戸以上、あるいは5戸未満であっても官公署、学校等の建物に著しい被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)に指定された箇所が118箇所、急傾斜地崩壊危険区域が10区域指定されている。

[資料編：表-2.7 急傾斜地崩壊危険区域一覧表]

2. 計画の方針

土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)、特に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた箇所は、雨量等の情報の収集伝達を行い、急傾斜地の崩壊による災害を防止するための警戒避難体制を確立する。

3. 計画の内容

(1) 土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)については、以下の対策を実施する。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を推進する。
- ② 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。
- ③ 区域ごとに、豪雨に関する情報や、気象についての予報及び警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。

(2) 警戒避難体制等

市長は、大雨についての注意報又は警報等が発表され、区域内に災害発生のおそれがあると認めるときは、直ちにあらゆる通信手段及び公用車等により関係市民に周知を図るとともに、必要に応じて避難指示等を発令する。

(3) 予防対策

土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)については、十分な現地調査を行い、関係土地所有者等とも協議を重ね、危険度の高いものについては、国の補助制度適用を受け、計画的な安全対策を講じるよう京都府関係機関に要請する。

4-3 土石流対策計画

1. 現況

異常な集中豪雨により崩壊した土砂や緩んだ溪岸が削り取られ、土砂と流水が一体となって流出し、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、土石流災害を起こす例が多い。市内には土石流が発生した場合に、人家等（官公署、学校、病院等を含む）に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域等（土石流）に指定された溪流が41溪流ある。（平成10年7月の改正により、保全人家戸数は「1戸以上」に変更されている。）

2. 計画の方針

府は、土石流災害を未然に防止するために、砂防ダム等の整備を砂防事業として推進してきた。

さらに土砂災害警戒区域等（土石流）に対しては、集中豪雨等の異常気象に備えて簡易雨量計を設置したり、降雨状況を速やかに把握する措置を推進しており、本市においては、多量の降雨が認められた場合における通報・連絡体制を確立し、迅速な避難行動に移れるよう努める。

4-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1. 現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、府による「土砂災害警戒区域（土砂災害により住民の生命等に危害が生じるおそれがあると認められて知事が指定する区域）」及び「土砂災害特別警戒区域（「警戒区域」のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民の生命等に著しい危害が生じると認めて知事が指定する区域）」が指定された場合には、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転勧告などについて、府と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

[資料編：表-2.8 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表]

[資料編：図-2.1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域]

2. 計画の方針

(1) 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(2) 警戒避難体制等

① 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、指定区域内及び周辺の住民に周知を行う。

(ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達方法

情報の収集は「土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム」等により行い、避難等の伝達方法は「第3編災害応急対策計画 第1章第11節緊急避難対策計画」による。

(イ) 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- a. 土砂災害警戒区域に指定された地域の特性等を踏まえ、土砂災害警戒情報の発表等に伴う避難指示等の発令時に避難する緊急避難場所又は避難所を指定するよう努める。
- b. 想定される土砂災害の形態や地域の特性等から、避難経路を事前に定めるよう努める。
- c. 避難行動が安全に行えるうちに避難が完了できるよう、避難指示等の発令基準を定める。
- d. 地域特性を考慮した避難誘導體制及び救助体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者等の避難が円滑に行われる体制づくりを推進する。
- e. 土砂災害警戒区域に指定された地域においては、災害対策基本法第48条に定める防災訓練として土砂災害の発生を想定した避難訓練を実施するなど、防災体制の強化に努める。
- f. 土砂災害は自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制の整備に努める。また、真に切迫した場合、命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

② 警戒区域内に主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要す

る者が利用する施設があり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。この場合、土砂災害防止法に基づき、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者は、利用者の避難誘導等を定めた避難確保計画の作成や避難訓練を実施する。

[資料編：表-2.30 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法]

- ③ 土砂災害に関する情報の伝達方法や急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項および警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、上記で定めた事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布やその他の必要な措置を講じる。

4-5 山地災害危険地区対策計画

1. 現況

山地災害危険地区とは、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や溪流）を、林野庁が定める調査要領に基づき府が調査し、その危険度が一定以上の地区をいう。

山地災害危険地区そのものは、土地利用等に制限を加えるものではなく、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握しているものである。予想される災害形態は次の3種類に区分されており、市内においては山腹崩壊危険地区が3地区、崩壊土砂流出危険地区が1地区、計4地区が指定されている。山腹崩壊危険地区に指定されている地区の一部においては、下方部に急傾斜地崩壊危険区域が位置している。

■予想される災害形態

山地災害危険地区の種類	特 徴
山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区

[資料編：表-2.9 京田辺市内の山地災害危険地区一覧表]

[資料編：図-2.2 山地災害危険地区]

2. 計画の方針

府は、山地災害を未然に防止するために、特に危険度の高い山地災害危険地区について計画的な治山事業を進めている。本市においては、府から情報提供があった山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援するとともに、多量の降雨が認められた場合における通報・連絡体制の確立に努める。

特に、下方部に急傾斜地崩壊危険区域が位置している山腹崩壊危険地区については、一層の注意を図る。

第5節 農業用施設防災計画 【経済環境対策部】

1. 現状

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道等の農業用施設は、比較的災害の影響を受けやすい構造であり、特にため池は決壊すると下流に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、最も注意を要する施設である。

[資料編：表-2.10 ため池一覧表]

2. 計画の方針

農業用施設の各管理者へ日常管理や保守点検の指導、改修や改良への助言や補助等を行い、災害防止の対策を図るものとする。

3. 計画の内容

(1) 補助事業

農業用施設の改修や改良等が必要となった時は、国庫補助事業並びに府単費補助事業等を活用するため、順次計画を立てて実施するものとする。

(2) 市及び土地改良区並びに農業用施設管理団体における計画事項

① 豪雨、洪水対策

(ア) ため池

- a. 巡視による異常事態の早期発見と通報、連絡体制の充実、草刈りの励行
- b. 斜樋・底樋の排水態勢の点検整備
- c. 堤体の応急補強と通行規制
- d. 洪水吐き及び下流放水路障害物の除去
- e. 不用貯水の排除及び事前放流

(イ) 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落とし方式のものを含む）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下の円滑を図り破堤による災害を防止する。

(ウ) 用排水路

- a. しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損個所の修理
- b. 水路中の各種ゲートの整備点検操作を的確に行うこと

(エ) ポンプ

- a. 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備、試運転を行い、非常時に備える。
- b. ディーゼル機関の燃料の確保、保管
- c. 浸水するおそれのある排水ポンプ用原動機の格納
- d. 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(オ) 農道

路面の補修、側溝、暗渠、溜ます、排水管等排水施設のしゅんせつ清掃を行う。

② 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設について平常時の巡視点検を強化し、事故の発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等により事故防止の措置を講じ、関係機関及び地域市民と連絡を密にして、積極的な協力を呼びかけるものとする。

第6節 道路防災計画 【建設対策部】

1. 現況

本市における道路は別表のとおりで、特に山間部の道路においては、災害を受けやすい状態にある。被害の特徴としては、崩土決壊など軟弱土質に起因するものが多い。

[資料編：表-2.11 道路状況一覧表]

2. 計画の方針

災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）を指定し、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

また、被災常襲道路の改良、橋梁整備計画等、道路災害を予防する対策について定める。

3. 計画の内容

(1) 道路の整備

① 広域幹線道路

南山城地域の道路交通の中核拠点として、新たな国土軸である新名神高速道路、南北の広域的高速交通軸である第二京阪道路及び京奈和自動車道の4車線化、東西交通軸の主軸を担う国道307号の整備促進のため、さらなる関係機関への要望及び連携の強化に努める。

② 地域幹線道路

広域幹線道路と連絡する山手幹線、南田辺三山木駅前線、新田辺駅前線等の地域幹線道路について、計画的に整備を進め、地域内の南北交通の一層の円滑化、他の交通網及び主要施設との連絡を図る。

③ 集落内道路

市民に身近な生活道路の整備については、他の都市基盤整備計画との整合を図り、総合的な道路整備を進めるものとする。また、山間部において土砂災害等により孤立化の恐れがある地域に関しては、長期的観点から回路的整備を検討する。

第7節 建造物等防災計画

7-1 建築物防災計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

建築物等の耐久性や耐火性の向上を図ることにより、災害時における被害を最小限に食い止めることは可能である。そのため、災害時の避難所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとして建築物の安全性の向上に努める。

2. 計画の内容

(1) 公共建築物等の安全性の向上

災害時において、災害救助活動の拠点となる庁舎、及び避難所として使用する学校、公民館等の公共建築物が安全であるように、計画的に防災診断を行い、必要に応じ、適切な改修に努めるとともに、防災救助活動の拠点には非常用電源の確保が必要であり、系統電源からは非常時には切り替え可能な自立型電源として太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を図る。

また、病院、救護施設、その他不特定多数が利用する施設についても計画的に防災診断の指導を行い、必要に応じ改修指導を行うことにより、防災性能の向上に努める。

火災報知器、消火器も完備し、非常口を標示して非常の場合に備える。

(2) 一般建築物の安全性の向上

一般建築物についても、財産保全と居住者等の生命の安全を図るために、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修の促進を図る。

(3) 市街地防災対策

災害に強い市街地の形成を図り、建築物の防災改修については、道路公園等の都市基盤と一体的な面的整備を図る。また、火災時の延焼を防ぐため宅地の緑化を図り、生垣設置の奨励を進める。また、パンフレットの配布、ポスター及び広報等による市民へのPRを行う。

(4) 宅地防災

宅地に対する災害を防止するために宅地造成等規制法による宅地防災マニュアルを活用し、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

新築建物については、現行の建築基準法に適合させることは当然として、建築物の用途規模に応じて、より高次の防災性能を有するよう指導を努める。

(5) 被災宅地危険度判定制度の整備

豪雨等の災害により被災した宅地（擁壁・法面等含む）の崩壊等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、被災した宅地の危険度判定に関する技術を有する人材（被災宅地危険度判定士）

の養成に協力するとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、災害発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について整備する。

(6) 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、住宅の損壊等を生じ、多数の市民が住居を失うおそれがあるため、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備するとともに、平常においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定しておくなど、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

7-2 文化財防災計画 【市民対策部】

1. 現況

市内における指定文化財については、一般博物館に寄託したものを除いて、収蔵庫及び消火施設も十分でないので、管理者の自主防災に多く依存している。〔資料編：表-2.12 文化財一覧表〕

2. 計画の方針

文化財が貴重な国民的財産であることにかんがみ、これを公共のために保存することが特に必要であるので、文化財に関する防災業務の実施に当たっては、特に災害の予防に重点をおくものとする。

3. 計画の内容

(1) 文化財保護対策

- ① 所有者及び市民の協力を得て防災組織の整備に努め、災害時における防災措置の指導を強化する。
- ② 収蔵施設の建設を促進するとともに、消火器、火災報知器その他防災設備の充実を図る。
- ③ 消防職員その他関係者による随時査察及び消防訓練を実施し、官民一体の防災体制を確立する。

(2) 補助金及び融資の活用

文化財の防災事業に関する補助制度、融資制度を活用し、施設・設備の整備・充実に努める。

① 補助金

京都府は、国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定・登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定・登録文化財等補助金」、「京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針などの設置及び修理事業である。

② 融資

一般財団法人京都文化財団文化財保護基金室の行う融資制度
長期 10年償還 低利（年利0.9%）

第8節 学校等の防災計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

学校その他教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

2. 計画の内容

(1) 防災体制の整備

学校設置者は、各学校等における自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

市の災害対策関係部局は、地域の自主防災組織等と連携しつつ、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、具体的な計画を策定する。

また、各学校等においては、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校で保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成し、その内容の徹底を図る。

① 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、市教育委員会、本市の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

② 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情を考慮し、次の事項について定める。

(ア) 発災時の教職員の対応方策

- a. 在校時
- b. 学校外の諸活動
- c. 登下校時
- d. 夜間、休日等

(イ) 保護者との連絡、引渡し方法

(ウ) 施設・設備の被災状況の点検等

③ 避難所としての運営方法

本市の災害対策関係職員が配置されるまでの間、地域の自主防災会をはじめとする住民自

らが、避難所の開設及び運営に係る初期業務の対応を行うことを想定した運営体制及び具体的な対応方策とともに、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のための居住スペース、災害時要配慮者や体調不良者等のスペース（福祉避難コーナー）、避難所運営のための管理に必要なスペース（本部・倉庫）等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を確認しておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 施設・設備等の災害予防対策

① 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

② 防災機能の整備

(ア) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備を促進する。

(イ) 避難所としての機能整備

災害時には、避難する市民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

③ 設備・備品の安全対策

災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

(3) 防災訓練の実施

災害発生時に「避難行動・避難所運営マニュアル」等に基づく避難行動、避難所運営が円滑に実践できるよう、平常時より自主防災組織や住民、関係機関等と連携し、地域の実情に応じて多様な場面を想定した避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練等の防災訓練の実施に努める。

第9節 社会福祉施設防災計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時における社会福祉施設の入所者及び利用者の安全を確保するため、浸水や土砂災害の恐れがある場所に立地する施設においては、想定される災害に応じた避難計画を策定し、当該計画による避難訓練を実施するよう指導するとともに、防火管理及び施設入所者及び利用者の火災等予防指導にあたる。

なお、水防法又は土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にあり、かつ市の地域防災計画にその名称及び所在地を定められた社会福祉施設等の所有者又は管理者は、水害又は土砂災害に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（避難確保計画）の作成及び訓練が義務付けられており、そのための自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

[資料編：表-2.13 健康福祉部所管施設一覧表]

2. 計画の内容

災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として、次の事項を行うものとする。

- (1) 老朽程度が著しい施設については、耐震及び耐火構造への改築等施設の整備を図る。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- (3) 浸水及び土砂災害の恐れがある場所に立地している施設にあつては、その土地の状況に応じて想定される災害種別に応じた避難計画を策定する。
- (4) 職員及び入所者に対し、避難経路及び避難所を周知徹底し、浸水や火災、土砂災害等、当該施設で想定される災害種別に応じた避難訓練を定期的実施するなど、自主防災体制の整備に努めるものとする。
- (5) 災害時における入所者の一時収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。
- (6) 水防法又は土砂災害防止法に基づき、地域防災計画に定められた施設の所有者又は管理者が作成する避難確保計画を受理すると共に、当該計画を作成していない場合は、必要に応じて施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をする。また、この指示に対し、施設の所有者又は管理者が正当な理由がなく従わなかった場合は、必要に応じてその旨を公表する。
- (7) 地域防災計画に定められた施設に対し、電話・FAX・防災情報メール等複数手段により防災情報を伝達する。

3. 補助金及び融資

- (1) 補助金
社会福祉施設等施設整備費補助金
- (2) 融資
社会福祉・医療事業団が行う融資
京都府社会福祉協議会が行う融資

第10節 ライフライン施設防災計画

10-1 電気施設防災計画 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都支社】

1. 計画の方針

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

2. 計画の内容

各設備ごとに次の施設整備に基づき万全の措置を講ずる。

(1) 台風、洪水対策

① 変電設備

- (ア) 洪水又は低地浸水災害予知箇所の本館、屋外設備の防護措置の実施と排水装置の点検整備
- (イ) 風による飛来物防護措置

② 送電設備

電線路基礎付近の点検が要注意箇所の設備強化

③ 配電設備

重要施設、配電線等に対する災害予防工事の実施、その他送電設備に準ずる。

④ 通信設備

通信ケーブル回線の2ルート化、副ルート化の推進

(2) 雷害対策

① 変電設備

架空地線及び避雷器の適正配置

② 送電設備

- (ア) 架空送電線の鉄塔に落雷時、電流をスムーズに大地に流すため、設置抵抗の低減措置の実施及び避雷器の取付
- (イ) 地中送電線路については必要に応じて架空地中併用線路の接続点に避雷器を設置

③ 配電設備

外線工事標準に基づく予防工事の推進

④ 通信設備

重要通信回線の電源装置の強化

10-2 通信施設防災計画 【西日本電信電話株式会社京都支店、その他通信関連機関】

1. 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立化防止無線の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶防止化等通信サービス確保を図るため、西日本電信電話株式会社の実施する防災業務計画、「災害用伝言ダイヤル171等」の運用計画に基づき対策を講じる。

2. 計画の内容

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期す。

- ① 大雨、洪水または高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- ② 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ③ 主要な電気通信設備が設置されている営業所等建物について、耐火構造化を行う。
- ④ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- ① 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- ② 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期す。

- ① 回線の切替措置方法
- ② 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

(4) 孤立化防止対策計画

災害の発生で通信途絶による孤立化を防止するため、孤立化防止無線回線の設備充実を図る。

- ① 孤立化防止対策用衛星電話機の整備充実
- ② 移動無線網の拡充整備
 - (ア) 小型無線電話機の増備
 - (イ) 可搬型無線機の増備

(5) 「災害用伝言ダイヤル171等」及び「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の運用

災害時における有効な情報連絡手段である「災害用伝言ダイヤル171等」及び「災害用ブロー

ドバンド伝言板（web171）」を以下のとおり運用する。

- ① 災害により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル171等」を速やかに提供する。
- ② 運用開始は震度6弱以上の地震が発生した場合または、災害(震度5以下の地震を含む)により輻輳が発生し、安否連絡が多発すると想定される場合運用する。
- ③ 災害時の状況に応じて必要と判断した場合運用する。

10-3 ガス施設防災計画 【大阪ガス株式会社導管事業部】

1. 計画の方針

ガス施設において災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の施設及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について定める。

2. 計画の内容

(1) 防災体制

保安規定に基づき、「災害対策要綱」及び「漏洩及び導管事故処理要領」等により、大阪ガス株式会社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

① ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

② ガス供給設備

(ア) 風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧機等を巡回点検する。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) ガス漏れ警報設備

(イ) 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保全規定等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上の被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 顧客に対する周知

顧客に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

10-4 上水道施設防災計画 【上下水道対策部】

1. 現況

本市では新浄水場（昭和63年7月完成）で集中管理体制の整備と集中監視システムを構築している。

2. 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者」という。）は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害による被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の計画的推進に努めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

3. 計画の内容

(1) 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

(2) 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

(3) 災害に強い水道施設づくり

① 緊急を要する弱点对策

二次災害を発生させるおそれのある施設、老朽施設等弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

② 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

③ 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び給水車等への補給給水のため給水ポイントを確保することや、避難所等の給水タンクの確保、非常用給水袋の備蓄、水中ポンプ、発電機の確保など緊急時給水能力の強化を進める。

(4) 災害時応急体制の整備

① 応急体制の整備

本市及び水道事業者等は、災害時における職員の役割分担、関係機関との連絡体制について定めるほか、他市町村及び水道事業者相互間の協力体制を確立するものとする。

また、被災時に的確な対策が講じられるよう関係職員に対し、平常時から教育訓練を行うものとする。

② 市民の自主的取組の啓発

本市及び水道事業者等は、飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、市民が自主的に取組むよう啓発に努める。

10-5 公共下水道施設防災計画 【上下水道対策部】

1. 現況

本市の公共下水道（汚水）は、木津川流域関連公共下水道として、本市を含む6市2町からの汚水を京都府洛南浄化センターで処理している。また、農業集落排水は、打田、天王、高船の3地区の各汚水排水処理施設で処理している。

2. 計画の方針

災害時においても排水処理機能を確保できるよう、災害発生時に予測される管渠及び人孔並びに処理施設の損傷に対応するための措置を講じる。

3. 計画の内容

- (1) 公共下水道施設は、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造とする。
- (2) 各ポンプ施設等への電力の供給停止に対処するため、必要に応じて、自家発電装置を常備する。
- (3) 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材、一定範囲の修理材料を常備する。
- (4) 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (5) 京都府（流域下水道）等関連機関との連絡及び協力体制を確立する。

第11節 鉄道施設防災計画 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるように諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒態勢をあらかじめ策定しておく。

2. 計画の内容

(1) 防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- ② 河川改修に伴う橋りょう改良
- ③ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ⑤ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- ⑥ 建物等の維持、修繕
- ⑦ 通信設備の維持、補修
- ⑧ 空頭不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ⑨ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- ⑩ 危険及び不良箇所 の点検整備
- ⑪ 落石、倒木警報装置の点検整備
- ⑫ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ⑬ その他防災上必要なもの

(2) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

① 気象異常時における取扱い

(ア) 降雨、強風及び地震等により災害の発生する恐れがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。

(イ) 運転規制をする必要がある区間及び方法を予め定めておく。

② 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

③ 強風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

④ 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

- ⑤ その他
 - (ア) 治山・治水事業との連携した保安度の向上
 - (イ) 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

- (3) 近畿日本鉄道株式会社の計画
 - ① 鉄道土木施設の防災対策
 - (ア) 橋梁、トンネル、法面等の土木構造物を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
 - (イ) 駅舎、待合室等の建築物を適切に点検し、必要に応じ維持、修繕を実施する。
 - (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。
 - ② 鉄道電気施設の防災対策
 - (ア) 電路、変電、電機、信号、通信等の鉄道電気施設を適切に検査し、必要に応じ補修または改良工事を実施する。
 - (イ) 災害に備え気象観測機器を整備し、また災害が発生した場合の通信手段の確保に努める。
 - (ウ) 災害発生のおそれがある場合は、警戒を実施する。
 - ③ 行政との連携
 - (ア) 自動車等の踏切事故、橋桁衝突事故、線路内転落事故を防止するため、道路管理者との協議を行う。
 - (イ) 線路周辺の環境変化に伴う防災強化について行政との連携を密にする。
 - (ウ) 万一災害が発生した場合、行政と連携して迅速な復旧に努め、地域の足を確保する。

第12節 危険物等保安計画 【消防対策部、京田辺市LPガス保安連絡協議会】

1. 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、毒物劇物等に起因する災害を未然に防止するための対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 危険物の予防対策

① 危険物製造所等の整備改善及び保安

- (ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法令による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (イ) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵及び取り扱いは、消防法令による技術上の基準に従って行うよう指導する。
- (ウ) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵取り扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備等が緊急の際に使用できるか検査を行う等、現地において強力な行政指導を行う。
- (エ) 危険物製造所等の所有者等に、危険物保安監督者又は危険物取扱者を選任させ、施設の自主検査の励行を指導し、消防法令の技術上の基準に適合するよう維持管理させる。

② 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (ア) 危険物製造所等で、危険物を取り扱う危険物取扱者免状所有者に対し、消防法に基づく保安講習を受講するように指導する。
- (イ) 危険物取扱者の資格を所有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取り扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。

③ 石油類屋外タンクの不等沈下対策

石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンク最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）によるタンクの破損防止をするとともに、万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

- (ア) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等について定期点検の実施
- (イ) 著しい不等沈下のある屋外タンクは貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (ウ) 二重防油堤設置の検討
- (エ) 異常事態発生時における応急体制と緊急通報体制の確立
- (オ) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (カ) 応急資器材の備蓄（油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等）
- (キ) 同企業間の相互応援協定の締結

④ 大規模事故対策

大規模事故発生時において危険物のタンク等の倒壊、亀裂による危険物の流出等、二次的災害を未然に防止するため下記の事項について実施する。

- (ア) 屋外タンク及び地下タンクの設置について地盤状態の検討
- (イ) 固定消火設備の検討
- (ウ) 配管の検討
- (エ) 防油堤補強の検討
- (オ) 通報設備の検討
- (カ) タンク冷却用水の検討

(2) 高圧ガス対策

① 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵施設整備等の位置、構造、設備が高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の規定に適合するよう維持管理の徹底を指導する。

② 災害発生時のガス漏れ防止措置

高圧ガス製造施設、貯槽等の倒壊によるガス漏れを最小限に止めるよう緊急遮断措置をあらかじめ講じておくか、あるいはその体制を整えておく。

③ 火災予防対策

高圧ガス施設は、貯槽・タンク等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）を完備しておくこと。

④ 保安指導

- (ア) 事業所に対する立入検査を定期又は随時実施し、法令に定める基準を維持するよう指導するとともに、基準不適合の事業所については監督行政庁に報告し法令の維持管理を図る。
- (イ) 各事業者の自主点検、従事者の保安教育、防災訓練等の実施により自主防災体制の確立強化を図る。

(3) LPガス対策

LPガス製造施設、貯蔵施設、LPガス販売事業所等で構成する京田辺市LPガス保安連絡協議会等と連携して、LPガスの保安意識の高揚や防災に努める。また、LPガスの安全な使用や容器の固定、災害発生時の措置など消費者に対する周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物予防対策

青酸カリ、塩酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、販売はできない。毒物劇物営業者（製造業、販売業等）及び届出を要する業務上取扱者は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに表示、流出防止等の措置を講ずることになっている。

① 予防対策

- (ア) 毒物劇物の貯蔵又は取扱状況に関し、消防法第9条の3に基づき届出があったものについて、随時、立入検査を実施して指導取締りを行う。

- (イ) 災害時の流出、飛散等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。
 - a. 表示による貯蔵場所の明示
 - b. 貯蔵設備、方法の確立
 - c. 在庫数量の把握
 - d. 貯蔵場所の検討
 - (ウ) 事故に対する応急措置及び管理組織体制の確立
- ② 対策の内容
- ①の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。
- (ア) 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を設置するよう指導する。
 - (イ) 災害発生時の流出、飛散等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
 - (ウ) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等、安全が確保されるよう指導する。

第13節 防災営農対策計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導についてその要領を定める。

災害別、作物別の予防対策は、京都府地域防災計画の「防災営農対策計画」の定めるところによるものとする。

2. 計画の内容

(1) 風水害予防対策

本市の農作物における風水害予防対策を計画的に推進するものとする。

(2) 晩霜と低温障害予防対策

本市の農作物における晩霜と低温障害の予防対策を計画的に推進するものとする。

(3) 干害予防対策

本市の農作物における干害の予防対策を計画的に推進するものとする。

第14節 航空事故予防計画 【大阪空港事務所】

大阪航空局（大阪空港事務所）は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずる。

1. 航空交通の安全のための情報提供

航空路誌、ノータム（滑走路の閉鎖、航空保安無線施設の停波等航空機の安全運航を左右する情報）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

2. 航空運送事業者等への安全指導

航空機の安全な運行を確保するため、航空運送事業者に対し、次の業務を実施する。

- (1) 航空関係諸規則の遵守の徹底
- (2) 航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導
- (3) 定期的な安全指導における運行管理体制、安全意識等の重点点検の実施

3. 航空機の安全性の確保

航空機の安全性を確保するため、次の業務を実施する。

- (1) 急速な進展を遂げる航空機技術の航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準への反映
- (2) 外国政府の証明等の活用を通じた航空機検査制度の充実

4. 防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5. 航空交通環境の整備

社会資本整備重点計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の充実を図る。

6. 再発防止対策の推進

航空事故調査会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

7. その他

- (1) 既設路線の変更及び航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。
- (2) 民間航空機が有視界飛行する場合は、文化財施設、人家密集地を極力避けるように努める。

第15節 鉄道事故予防計画 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

1. 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2. 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3. 点検・監視の実施

土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

4. 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

5. 防災訓練の実施

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6. 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の促進、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。

7. 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

8. 防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線の事故防止のため、交通安全等の普及を図る。

第16節 道路事故予防計画 【道路管理者】

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において衝突等による車両火災等が発生した場合、大規模災害となる可能性がある。また、自動車専用道路は一般的には一定の間隔で設けられたインターチェンジ以外からは進入することができないため、事故発生時の現場到着が遅れるおそれがある。

本計画は、本市を南北に縦断する「京奈和自動車道」における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとるべき予防対策について定める。

災害の予防のための各種施策は、日本道路公団等の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

1. 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2. 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3. 点検・監視の実施

(1) 災設備等の点検

- ① 防災設備等の点検は、道路法等関係法規の定めるところによるほか、内部規定等による日常点検を実施する。
- ② 交通管理及び保全業務委託により、定期的又は臨時に道路パトロールカー等により巡回を行い、道路状況、気象状況及び土木構造物の点検等を行い、異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。
- ③ 防護柵や案内標識等の事故防止設備の整備・点検を実施する。

(2) 防災資機材の点検・整備

応急復旧用資機材について、日常的に整備点検を行うほか、関連業者について整備点検を指導する。

4. 職員の教育体制の整備・充実

各種車両の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

5. 防災訓練の実施

突発的的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6. 道路施設の整備促進

土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

7. 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

8. 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第17節 危険物等事故予防計画 【消防対策部、各関係機関】

1. 危険物保管施設等の予防対策

高圧ガスや毒物・劇物、R I（ラジオ・アイソトープ）などは、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。

これらの危険物等を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制がなされているが、災害時の安全対策について万全を期することが重要である。

危険物等による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

(1) 石油類等危険物保管施設の安全化

多量の危険物（石油類等）を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による漏えい等の防止に努める。

(2) 高圧ガス施設の安全化

① ガスの種別、規模に応じて、自然災害や事故災害の発生に対する適切な施設の強化対策を図るよう指導するとともに、日常及び緊急時の保安体制を確立するよう指導する。

② 災害時の緊急的な対応については、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

(3) 浄水場の薬品貯蔵設備の整備補強

浄水場の薬品貯蔵設備の自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策の向上を図り、災害による薬品の漏えい、流出等の防止に努める。

(4) 火薬類保管施設の安全化

① 火薬類を保管する火薬庫、火薬類取扱所等については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、火薬庫の倒壊等による火薬類の暴発を防ぐよう指導する。

② 災害時には、あらかじめ定めた一時保管場所等へ火薬類の移動や混乱に乗じた盗難を防ぐことのできる体制を整備するよう指導する。

(5) 毒物・劇物保管施設の安全化

① 大量の毒物・劇物を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による毒物・劇物の漏えい等を防ぐよう指導する。

② 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、混乱に乗じた盗難を防ぐよう指導する。

(6) 放射線等使用施設の安全化

① 放射線等を使用する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊・損壊等による漏えいを防ぐよう指導する。

② 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

(7) 危険物輸送車両の安全化

危険物輸送車両が災害時においても漏えいや暴発等に対し安全性を確保できるよう車両の点検管理について呼びかける。

2. 都市ガス供給施設の予防対策 【大阪ガス株式会社】

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(1) 防災体制

保安規程に基づき、「災害対策要綱」及び「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」等により、関係工事会社等を含め、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) ガス漏れ警報設備

(イ) 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第18節 大規模火災予防計画 【消防対策部】

本計画は、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模火災」という。）において、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動等を行うために、市及び関係防災機関が直ちにとるべき対策について必要な事項を定める。

大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものをいう。

1. 計画の方針

大規模火災の発生を未然に防止し、また、大規模火災が発生した場合における被害の軽減を図るため、大規模火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

また、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

2. 計画の内容

(1) 建築物の防火管理体制

多数の人が出入りする建築物の事業者に対し、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導し、防火管理体制の充実を図る。

(2) 消防用設備等の整備、維持管理

多数の人が出入りする建築物の事業者に対し、当該建築物に設置された消防用設備等について、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行い、適正な維持管理に努めるよう指導を行う。

(3) 建築物の安全対策の推進

高層建築物の事業者に対し、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などについて指導等を行い、火災安全対策の充実を図る。

(4) 情報連絡体制の整備

市及び消防機関等の関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。（情報連絡系統図のとおり）

(5) 情報通信手段の整備

市及び消防機関等の関係防災機関は、第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づ

き、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

(6) 情報の分析・整理

- ① 市及び消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。
- ② 市及び消防機関等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

(7) 気象情報等の伝達

- ① 市長は、府知事より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。
- ② 市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を講ずる。

3. 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

(2) 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、第2編第2章「広域応援体制整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

② 医療活動

市及び日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

③ 消火活動

市及び消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

(4) 施設・設備の整備

市及び関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

- ① 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- ② 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- ③ 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

(6) 防災知識の普及

市及び消防機関等の関係防災機関は、第2編第3章「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

4. 消防機関等の措置

市及び消防機関等の関係防災機関は、第2編第2章「消防組織・施設整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

(2) 資機材整備

消防用機器・資機材等の整備を促進する。

第19節 林野火災予防計画 【消防対策部】

本計画は、山林及び原野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を図るため、市及び関係防災機関が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

1. 計画の方針

林野火災の発生原因は、ほとんど人為的によるものである。したがって、これの予防については、全市的な予防意識の向上を図るとともに次の対策を講ずる。

また、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

2. 計画の内容

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市及び消防機関等の関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。（情報連絡系統図のとおり）

(2) 情報通信手段の整備

市及び消防機関等の関係防災機関は、第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

(3) 情報の分析・整理

- ① 市及び消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。
- ② 市及び消防機関等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

(4) 気象情報等の伝達

- ① 市長は、府知事より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。
- ② 市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を講ずる。

3. 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行

う。

(2) 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、第2編第2章「広域応援体制整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

② 医療活動

市及び日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(4) 施設・設備の整備

市及び関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

① 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

② 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

③ 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

(6) 防災知識の普及

市及び消防機関等の関係防災機関は、第2編第3章「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、入山者、林内作業者等に対する指導、啓発、監視等を行う。

① 入山者に対する措置

林野周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するために必要な防火知識の啓発等の措置をとるものとする。

② 啓発活動

標識板、立て看板の設置や車両による広報を実施するなど防火思想の普及を図る。

なお、市民への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向等に十分留意する。

4. 消防機関等の措置

市、消防機関等の関係防災機関は、第2編第2章「消防組織・施設整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

(2) 空中消火

ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整備、活動拠点の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。

(3) 資機材整備

可搬式消火機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

5. 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1) 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

(2) 巡回監視

林野火災発生の危険が最も大きい時期（春季・秋季）において、入山者の多い地域等火災の発生の恐れがある区域を重点的に消防職員・団員による警戒活動を強化し、火災の予防と早期発見に努めるとともに、火災警報及び火災注意報発表中においては火気使用制限の徹底を図る。

(3) 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等の不始末など入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時における不用意な火の取扱によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

① 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

(ア) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

(イ) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。

(ウ) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

② 火入れ作業等に対する措置

- (ア) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (イ) 市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示する。

(4) 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には消防機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとする。

- ① 消火組織の整備
- ② 林野火災消火訓練
- ③ 消火資機材の整備
- ④ 気象情報

第20節 広域停電事故予防計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都支社、総括部、消防対策部】

災害の予防のための各種施策は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

自然災害や事故災害の発生に対して、電気施設の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

1. 施設の管理・維持

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

2. 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3. 防災訓練の実施

本市及び関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故を想定した防災訓練などを実施し、災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

4. 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

5. 防災知識の普及

電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第2章 第1節 広域断水事故予防計画 【上下水道対策部】

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

1. 応急給水への備え

(1) 応急給水の基本的な考え方

災害により断水した場合の応急給水計画に準じて応急給水ができるよう対処する。

(2) 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を上下水道部庁舎に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

(3) 応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、薪浄水場及び上下水道部庁舎に整備・備蓄する。また、仮設給水器具は、多くの需要が発生する場合も予想されるため、順次その整備・備蓄に努める。

(4) 消防水利・飲料水の確保

配水池等での事故に備え、緊急時の飲料水の確保を図るため、緊急遮断弁等の整備に努める。

(5) 緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、避難所等）については、施設一覧表及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

(6) 給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の応急給水地点をあらかじめ定め、市民カレンダー等により市民への周知を図る。

給水場所は第1次ポイントとして45箇所を定めるが、このポイントは全市が断水状態にあることを想定し、他都市及び自衛隊等の応援を得ながら給水車等24時間以内で配備できる場所とする。

(7) 多水源化の推進

災害等事故時の備えとして、通常受水している京都府営水道事務所木津浄水場以外に京都府営水道事務所宇治浄水場から受水する緊急時水運用システムの構築、及び、本市と隣接する市町と行政界付近に布設している水道本管を連絡管で接続して、相互給水体制がとれるようにシステムを構築し、緊急時における生活用水等を確保する。

2. 応急復旧への備え

(1) 水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、データベース化を推進する。

(2) 応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

(3) 水道工事業者との協定

水道工事業者の協同組合等に災害時における協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達に関する協定を締結する。

3. 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

(1) 市民の役割

飲料水について、市民一人当たり3リットル／日×3日分を目途に備蓄するよう呼びかける。

(2) 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲食物等の備蓄を要請する。

4. 防災訓練の実施

本市全体で行う総合防災訓練の他に、上下水道部としての防災訓練を定期的に行い、災害時の応急対策に万全を期す。

第2章 原子力事故災害予防計画

【関西電力株式会社、総括部、経済環境対策部、消防対策部】

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を尊重しながら、「京都府地域防災計画（原子力災害対策編）」の定めるところに従い、協力し進める。

原子力発電所事故の際の、環境放射線等モニタリング、広報、受け入れ避難所の開設、広域的な応援体制の構築など迅速な対応が図れる体制を確立する。

1. 環境放射線等モニタリング体制の整備

平常時からの京都府等の環境放射線モニタリングの公表値を活用するとともに、放射線測定器を充実し、測定ポイント（定点）の設定などモニタリング体制を整備する。

2. 防災対策の実施

国、府の原子力災害対策の改定を踏まえ、本市における防災対策を再検討し整備する。

3. 避難計画及び避難所の選定

放射性物質の拡散等に対応するため、必要に応じ避難計画を定める。また、原子力発電所事故に対応するコンクリート屋内退避としての避難所の選定、原子力発電所近隣地域からの広域避難を受け入れるための避難所等の選定を行い、円滑な支援活動が行えるよう体制を整えておく。

4. 広域的な応援協力体制及び受入体制の拡充・強化

国・府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、原子力事故災害発生時に周辺市町村と相互に、被災地の後方支援を担える体制の整備に向けて、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部の役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えておくものとする。

また、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ指定し、施設管理者の同意を得ておくとともに、府と連携し、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努め、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5. 国・府の基準値等の把握

環境放射線測定方法、飲料水・食料品の摂取制限および出荷制限、除染基準等の規定化を踏まえ、対応可能なように体制を整える。

6. 防災知識の普及

市民に対し、原子力発電所事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 情報連絡通信網の整備計画 【総括部】

1-1 防災行政無線等の整備

1. 計画の方針

大規模災害時には、電話回線等の通信が途絶し、必要な情報不足から生じる情報の混乱、パニックの発生などが懸念されるため、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報通信手段の活用による多様な情報連絡網の整備を図る。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

被害が広範囲に及ぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達・収集並びに市民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。そのため、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網の整備を図る。

2. 防災行政無線施設の整備・拡充

(1) 京都府防災行政無線

京都府と京田辺市との防災情報を迅速かつ的確に収集・伝達する無線通信システムとして、京都府衛星通信系防災情報システムを整備し、運用している。

(2) 京田辺市防災行政無線

京都府防災行政無線網と有機的な結合を図り、的確かつ迅速な災害情報の収集・伝達を行うため、また、市民等に対する災害情報の周知徹底を図るために、市災害対策本部、防災関係機関及び市内各地区を結ぶ京田辺市地域防災無線を整備し、運用するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

無線網としては、市民生活に密接な関係を持つ病院、学校、ガス会社等生活関連機関と市災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網を整備したほか、市災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、公用車を利用した車載局による無線網を整備した。

今後、市災害対策本部と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備を進める。

3. 衛星携帯電話の配備・拡充

災害時における防災関係機関との情報連絡を確実にするため、衛星携帯電話の配備を拡充する。

4. 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されており、これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時には非常通信連

絡系統に加わることができるものである。

情報収集要員などの確保のため、アマチュア無線家等による通信系の協力体制についても整備を検討する。

1-2 市・防災機関等の非常通信

1. 計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、本市から府災害対策本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

2. 京田辺市

災害時に本市から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告などが不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。

■京田辺市非常通信経路

総合 信頼度	非常通信経路
A	京田辺市役所 —— 京都府（災害対策課）
A	—— 田辺警察署 —— 府警察本部 —— 京都府（災害対策課）
A	—— ^{1.1km} 国土交通省淀川河川事務所木津川出張所 —— 京都府（災害対策課）
B	—— ^{1.2km} J R 京田辺駅 J R 二条駅 —— ^{2.2km} 京都府（災害対策課）
A	（京田辺市消防本部） —— 京都市消防局 —— 京都府（災害対策課）

—— 無線区間 有線区間 - - - - - 使送区間

3. 防災機関等

無線を整備している防災関係機関は、本市及びほかの防災機関から次の通信依頼があった場合、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 被害状況等の通信に関すること。
- (3) 応援若しくは支援要請に関すること。
- (4) その他、災害に関して緊急を要すること。

第2節 消防組織・施設整備計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

本市の消防は、京田辺市消防本部及び消防署、京田辺市消防団の組織によって行われており、消火活動とともに、災害時における救助・救援活動の中心となる組織である。

消防計画に沿って、人員・施設・設備の充実を図り、災害等の防止及び被害の軽減に努める。

2. 計画の内容

(1) 消防力等の増強

社会情勢の進展に伴う本市域の都市構造の変化に対処できるよう消防力等を増強するため年次計画により整備する。

① 施設整備

本市の施設、資器材の現有勢力(国の示す消防力の整備指針により算定したものは、別に定めるとおりであるが、これら消防力を増強するため、計画的に整備する。

② 救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

③ 消防無線

各種災害の状況を把握し的確に対応するため、消防デジタル無線の交信整備を図る。

④ 通信指令システム

複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、高機能消防指令システムの部分更新整備を図る。

⑤ 整備点検

施設及び資器材の整備点検は、通常点検及び特別点検により行う。

⑥ 調査計画

本市は、消防署等と共同して災害に対して、適切な防御活動を行うことができるよう定期又は随時に消防地理、消防水利及び災害危険区域を調査し、この結果に基づき、全般的な災害（火災）防御計画を作成する。

(ア) 消防地理調査

消防活動をするための地形、建物、道路、河川等の状況の変化について、定期的に調査を実施し、この結果に基づいて消防機器の配備を行う。

(イ) 消防水利調査

管内の消火活動に必要な消火栓、防火水槽、河川、池等の消防水利の状況の変化について定期的に調査を実施する。

(ウ) 災害危険区域等の調査

住宅密集地域、浸水危険箇所、土砂災害危険箇所等、災害発生に際し、拡大災害になるおそれのある箇所あるいは危険物、高圧ガス等を取り扱う施設、高層建物、社寺等の特殊建物

について、定期又は臨時に立入検査を行い、態様の変化を把握する。

(2) 消防団の育成と施設・設備の充実

本市の消防団は5分団30部で構成され、地域の消防・水防活動を担っている。

消防団は、地域において、複雑多様化する災害等に対する消防防災活動の要であり、社会経済環境の変化や地域毎の社会特性に対応した活動が強く求められている。

このため、団員の確保並びに資質の向上を図るとともに、小型動力ポンプ付積載車の更新整備等をはじめとする消防施設・設備の充実に努める。

また、団員のサラリーマン化に対応して、出動体制の円滑化を図るため、女性や大学生消防団員の採用の他、各種企業団体へ協力の働きかけを行うとともに、協力事業所表示制度導入の促進に努める。

[資料編：表-2.14・15 消防車両配置状況一覧表、表-2.16 小型動力ポンプ一覧表、表-2.17 消防用機器の保有状況一覧表、表-2.18 消防用通信施設一覧表、表-2.19 市防災行政無線施設一覧表]

(3) 消防組織

① 本市の消防組織は[資料編：図-1.2 消防本部・消防署組織図、図-1.3 消防団組織図]のとおりである。

② 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、災害対策本部及び現場指揮本部等の指揮命令により行動する。

第3節 災害応急対策物資確保計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部、上下水道対策部】

1. 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資器材を平常時から十分検討整備し、各資器材の機能を有効に発揮できるようにする。

生活必需品等については、京都やましる農業協同組合及び商店等の民間流通業者等との協定の締結に努め、物資の確保を推進する。また、京都府南部都市災害時相互応援協定市町における民間流通業者との流通備蓄について協定の締結に努める。なお、広域的災害に備え、食料等の備蓄量（流通在庫を含む）は市、市民、協定事業者を合わせ5日分を目標とする。

2. 計画の内容

(1) 災害対策本部活動に必要な備蓄資器材

災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資器材については、災害時にその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

[資料編：表-2.21 備蓄倉庫・備蓄物資一覧表]

(2) 飲料水等

- ① 各家庭における飲料水（ペットボトル等）の備蓄を促進する。（3日分以上）
- ② 飲料水（ペットボトル等）の確保について民間流通業者と協定の締結を推進する。
- ③ 公共施設の受水槽を有効に活用し、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を検討する。
- ④ 応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等の運搬用給水機材等は、いつでも使用できるよう平常時より整備しておく。

（※飲料用水については第3編第2章第3節「給水計画」に基づく）

(3) 食料及び生活必需品等

- ① 食料、衣服、寝具等については、災害対策本部において一定の備蓄を推進する。（1日分）
- ② 各家庭における食料（アルファ化米、インスタントラーメン、缶詰等）、生活用品（タオル、毛布、卓上コンロ、ガスボンベ、使い捨てカイロ等）の備蓄を促進する。（3日分以上）
- ③ 食料及び生活必需品等の確保について民間流通業者と協定の締結を推進する。（1日分）
- ④ 「災害時生活用水協力井戸」として、個人や事業所などが所有・管理する井戸を市に登録していただき、災害時の生活用水を確保する。
- ⑤ 乾パン、アルファ化米、レトルト食品、おかゆ、ビスケット等の備蓄や調達の推進に努める。
- ⑥ 災害時要配慮者や女性に配慮した生活必需品（生理用品・紙おむつ・粉ミルク等）の備蓄を推進する。

(4) 防疫用資器材

消毒用の薬剤などの防疫用資器材は、健康福祉対策部、経済環境対策部が保管し、災害の状

況に応じ即時調達できるように計画しておくものとする。

(5) 仮設トイレ用資器材

- ① 経済環境対策部が保管し、状況に応じ避難所等に即時設置できるように計画しておくものとする。
- ② 災害用トイレを確保する。また、事業所、家庭及びマンション管理者に、災害用トイレを備蓄するよう働きかける。

(備蓄等災害用トイレ)

- (ア) 組み立て式簡易トイレ
- (イ) 携帯トイレ（凝固剤・袋）
- (ウ) 簡易便座等トイレ附属物

(6) その他の資器材

各防災関係機関の責任者は、その保管する資材、器材等についても常に点検整備に努めるとともに、災害の状況に応じ即時調達の可能なよう、あらかじめ計画を樹立しておくものとする。

(7) 災害応急対策物資の調達先

各防災関係機関の責任者は、災害の状況に応じ、生活必需品等及び応急復旧資材が即時調達の可能なよう、あらかじめ調達計画を樹立しておくものとする。

(8) 燃料等の確保

非常用発電設備等の各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結等を行う。また、車両燃料の確保を図るため、関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給協定を締結する等の措置を講ずる。

(9) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため、避難所に備蓄できる場所を設け、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域や市街地の地域特性等を考慮し、防災拠点の充実と併せて総合的に整備していく。

第4節 医療体制整備計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、救急医療体制の充実等を図るとともに、綴喜医師会の協力を得て救護所開設等の体制づくりを進める。

2. 計画の内容

(1) 救急医療体制の整備

- ① 災害時の救急医療のための施設・設備、体制等の整備を図る。
- ② 救急医療に関する総合的なシステムの整備を、消防本部等と一体となって推進する。
- ③ 災害時における医薬品等の需要に対応できるよう、医薬品等の備蓄を充実する。

[資料編：表-2.23 備蓄医薬品一覧表]

(2) 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療助産活動を担う綴喜医師会とは、「災害時における医療救護活動についての協定」を締結しており、防災訓練等を通じて、災害時において協定に沿った体制・活動ができるようにする。医薬品等の確保について、市内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。

[資料編：表-2.22 市内委託医療機関一覧表]

第5節 避難対策計画 【総括部、市民対策部、教育対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。市民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市は、災害の危険がある区域にいる市民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ市民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、市は、災害時における避難所、避難路について、その安全性を確保し、広域防災拠点、緊急避難場所となる防災公園等の整備を促進するよう努める。

なお、避難所の運営にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 避難の周知徹底

(1) 事前措置

市は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方、災害危険情報(地域ごとの災害リスク)や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(2) 避難指示等の周知

市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

市は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、

防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

3. 避難場所及び避難所等の指定・整備

本市では、風水害等、各種災害に応じた避難施設として、「緊急避難場所」と「避難所」を指定している。また、「緊急避難場所」及び「避難所」の指定に加え、一時的に避難して災害の状況を見る施設である「一時避難所」、木津川の氾濫時の浸水想定区域内において、逃げ遅れた場合の緊急的な垂直避難が可能な施設である「緊急一時避難場所」を指定している。

これらの施設については、災害時に避難者の受入施設として機能できるように、日頃から点検等を行い、必要に応じて施設の補強・改修等を推進する。また、浸水想定区域内において、浸水深さに対し安全性を確保できる公共施設やマンション、商業施設等を洪水時に緊急避難する場所として、施設管理者等と協力の上、指定を促進する。

さらに、緊急避難場所又は避難所へ地域単位で避難する際の集合場所や、地域住民の安否の確認など、地域における避難の際の拠点（避難待機所）として、地区公民館を活用する。

■避難場所・避難所の種別

【市が災害対策基本法に基づき指定する避難施設】

- ① 指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4）
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設。
- ② 指定避難所（災害対策基本法施行令第20条の6）
災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家へ戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【市が指定するその他の避難施設】

- ③ 一時避難所
一時的に避難して災害の状況を見る施設。
- ④ 緊急一時避難場所
木津川の氾濫により、地域が浸水する事態に、上層階へ緊急的に避難（垂直避難）できる施設。

【自主防災組織等が主体となり地域で取り決めを行う避難施設】

- ⑤ 避難待機所
緊急避難場所又は避難所へ地域単位で避難する際の集合場所や、地域住民の安否の確認など、地域における避難の際の拠点。

[資料編：表－2.26 【風水害時等】指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

[資料編：表－2.27 【風水害時等】一時避難所一覧表

[資料編：表－2.28 【風水害時等】緊急一時避難場所（垂直避難）一覧表

[資料編：図－2.4 【風水害時等】指定緊急避難場所及び指定避難所、一時避難所、緊急一時避難場所位置図

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（洪水・内水氾濫・土砂災害・大規模火災時等）

No.	施設名称 所在地	洪水・内水氾濫		土砂災害		大規模火災等		体育館 収容面積 (m ²)※1	運動場 収容面積 (m ²)※2	建物 収容面積 (m ²)※3	収容可能 人員 (人)※4
		緊急 避難場所	避難所	緊急 避難場所	避難所	緊急 避難場所	避難所				
1	松井ヶ丘小学校 大住上西野18-2	○	○	○	○	○	○	457	4,613	2,165	2,412
2	大住小学校 大住池平88	○	○	—	—	○	○	434	4,743	2,484	2,554
3	桃園小学校 大住仲ノ谷12-1	○	○	○	○	○	○	466	4,815	2,040	2,440
4	薪小学校 薪堀切谷1	○	○	○	○	○	○	465	6,012	1,803	2,760
5	田辺小学校 田辺鳥本102	○	○	○	○	○	○	559	4,597	2,152	2,436
6	田辺東小学校 東西ノ口60-2	×	×	—	—	○	○	525	6,243	2,053	2,940
7	草内小学校 草内南垣内53	×	×	—	—	○	○	481	5,100	1,642	2,408
8	三山木小学校 宮津宮ノ下4-3	○	○	○	○	○	○	422	4,663	3,697	2,927
9	普賢寺小学校 水取門田6-1	×	×	×	×	○	○	410	3,091	910	1,470
10	大住中学校 大住池平2	○	○	○	○	○	○	673	8,050	3,418	4,047
11	田辺中学校 興戸北鉢立21	○	○	—	—	○	○	766	12,124	3,624	5,504
12	培良中学校 東七反割3	×	×	—	—	○	○	696	8,839	2,407	3,980
13	田辺高等学校 河原神谷24	×	×	—	—	○	○	1,771	14,499	5,043	7,104
14	同志社国際高等学校 多々羅都谷60	○	○	○	○	○	○	1,908	10,198	5,274	5,793
15	同志社大学デイヴィス 記念館・屋外運動場 多々羅都谷1-3	○	○	○	○	○	○	10,088	184,143	—	64,744
16	松井ヶ丘幼稚園 大住上西野20-5	—	○	—	○	—	○	—	—	428	143
17	薪幼稚園 薪大欠51	—	—	—	×	—	○	—	—	251	84
18	田辺幼稚園 田辺鳥本73	—	×	—	—	—	○	—	—	243	81
19	田辺東幼稚園 東西ノ口51	—	×	—	—	—	○	—	—	330	110
20	草内幼稚園 草内南垣内57-1	—	×	—	—	—	○	—	—	302	101
21	三山木幼稚園 三山木南垣内4-1	—	×	—	—	—	○	—	—	227	76
22	普賢寺幼稚園 水取門田6-3	—	×	—	—	—	○	—	—	162	54
計		緊急避難場所：10 避難所：11		緊急避難場所：8 避難所：9		緊急避難場所：15 避難所：22		20,121	281,730	40,655	114,168

○・・・開設 ×・・・被害想定があるため開設しない —・・・開設しない

※1 通路部分を除く

※2 通路部分を除く

※3 居住空間として使用想定可能な場所の面積（通路部分・体育館・運動場を除く）

※4 収容可能人員は1人あたりの居住空間を3㎡/人として算定

■一時避難所一覧（洪水・内水氾濫・土砂災害・大規模火災時等）

No	施設名称	対象地区名	電話番号	備考
1	北部住民センター	大住地域	63-7955	
2	中央公民館	田辺地域	62-2552	
3	社会福祉センター	草内地域	65-4961	
4	三山木福祉会館	三山木地域	62-0571	
5	老人福祉センター常磐苑	草内地域	62-3643	普賢寺川の氾濫時には浸水（0.5m以下）の可能性はある
6	老人福祉センター宝生苑	大住地域	68-2222	
7	普賢寺児童館	普賢寺地域	65-0153	普賢寺川及び鬼灯川の氾濫時には浸水（1.0～2.0m以下）の可能性はある

4. 避難路の整備

避難行動を迅速かつ安全に行えるよう、避難路を指定するとともに、その整備を図る。また、避難路が被災した場合に備えて、代替ルートの確保を図る。

5. 避難・設備・物資の備蓄

避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

6. 避難所等の開設・運営管理等

- (1) 避難所等の開設及び閉鎖は市及び地域住民と施設管理者等が連携して行う。また、開設された避難所の運営管理は、行政責任のもと、施設が位置する地域の自主防災組織等が中心となってい、あらかじめ定められた市の配備職員はこれを支援する。
- (2) 災害時には、極めて混乱した中で避難行動を行うため、平常時から広報活動、訓練、ハザードマップの利活用等により、避難所の所在、避難路について市民に周知徹底する。
- (3) 避難計画は、災害時における適切な避難経路及び指定された避難所を基に策定するものとする。
- (4) 学校等における避難計画
幼稚園・保育所・こども園及び小・中学校等における児童、生徒の集団避難については、その管理者が、市長、教育長と協議してそれぞれ定めるものとする。

例) ○○小学校避難計画

- ① 実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領、措置

(5) 円滑な避難所運営への配慮

市は、高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

7. 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から関係部局等が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも避難所を確保する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

さらに、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、関係部局等が連携し、関係機関との調整を進める。

8. 防災公園等の整備推進

災害時に広域防災拠点、緊急避難場所となる防災公園等の整備を促進するよう努める。

防災公園は、学校、病院、福祉施設、官公庁等の関係施設との連携や役割分担により機能強化を図るものとする。

■防災拠点整備状況

No	公園種別	名称	面積 (ha)	備考
1	総合公園	田辺公園（庁舎周辺）	10.4	中核防災拠点
2	近隣公園	諏訪ヶ原公園	2.4	地域防災拠点
3	近隣公園	防賀川公園	2.1	地域防災拠点
4	近隣公園	同志社山手さくらの丘公園	1.9	地域防災拠点
計			16.8	

今後、緊急輸送道路に指定されている国道307号線及び京奈和自動車道に接した田辺西インター周辺に、災害時における各地からの援助部隊や支援物資の受入れをはじめ、復旧・復興に向けた各種活動を行う大規模な防災拠点の整備を検討する。

9. 避難所運営マニュアル等の整備

避難所生活が長期化する場合に備え、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月：内閣府）」に基づき、避難所の運営方法について検討し、避難所における良好な生活環境を確保できるよう、あらかじめマニュアルを整備しており、今後これを活用する。

- (1) 高齢者や障がいのある人等の災害時要配慮者の避難生活に配慮するとともに、避難所運営における女性の参画の推進及び男女双方の視点に十分配慮するよう努め、女性のための更衣や授乳のできる場所の確保や生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。
- (2) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (3) 今後、在宅や指定避難所以外にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等に対し、避難所を拠点とした支援方法（見守り機能の充実・支援物資の提供等）についても検討を行うものとする。

10. 帰宅困難者の対策

(1) 帰宅困難者の定義

風水害等の災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者・観光客への啓発等

① 住民

市は、住民に対して「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■住民への啓発内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること③ NTT災害用伝言ダイヤル171、携帯電話による災害用伝言板サービス等複数の安否確認手段を利用した安否等の確認方法についてのPR④ 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」こと⑤ 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する⑥ 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い |
|--|

② 事業所等への要請

市は、職場や学校、あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

■事業所等への要請内容

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料や情報の入手手段を確保すること
- ② 災害発生時には、むやみに移動（帰宅）せず、家族や自宅の無事を確認の上、状況が落ち着くのを待って帰宅することを日頃から指導すること（一時帰宅抑制）
- ③ 一定期間、従業員や顧客が滞在できるよう、食料・飲料水、災害用トイレ等を備蓄すること
- ④ 通勤途中に発災した場合は、自宅又は事業所等のいずれか近い方、もしくは近くの避難所へ向うこと（自宅にいるときは自宅待機）
- ⑤ 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じること

(3) 駅等の混乱防止策

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社と連携し、駅周辺に滞留する帰宅困難者（駅前滞留者）の一時待機場所を駅周辺に確保するとともに、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。

(4) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保、災害時の飲料水・食料や情報の提供、休憩場所等の確保を働きかける。

(5) 観光客への支援

外国人旅行者等に、事業所、観光協会、ホテル等と連携した多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制に努める。また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。

11. 広域避難

(1) 市は、市域内で災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村と協議をする。

(2) 府内の市町村から広域避難受入れの協議を受けたときは、居住者等を受け入れない正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

(3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(4) 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請す

る。

12. 広域一時滞在

- (1) 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (3) 市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

13. 避難計画

市は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

- (1) 避難の指示等を伴う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水措置
 - ② 給食措置
 - ③ 毛布・寝具等の支給
 - ④ 衣料・日用必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
 - ① 避難収容中の秩序保持
 - ② 避難者に対する災害情報の伝達
 - ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ④ 避難者に対する各種相談業務
 - ⑤ 運営方法についてのルール（市と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む）

- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ① 平常時における広報
 - ② 災害時における広報
- (7) 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項
 - ① 災害時に孤立する恐れのある地区の把握
 - ② 食料・飲料水の備蓄
 - ③ 情報連絡方法
- (8) 避難所運営マニュアルの整備
- (9) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

14. 避難指示等の判断・伝達マニュアル

市長は、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

また、避難指示等の対象区域、判断時期等について、府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、市民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。

(2) 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定める。

なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで市民が避難行動を取る必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ市民に対し浸水想定地区域の理解を促す。

(3) 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、市民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、「避難指示等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。

(4) 効果的な避難指示等の発令

過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。

(5) 避難指示等の伝達・要配慮者の避難支援

避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。

15. 車中避難計画

大規模災害発生時において、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。

本市においては、必要に応じて市内の車中避難場所及び府の広域車中避難場所を活用し、対応する。

なお、市民の屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第6節 廃棄物処理に係る防災計画 【経済環境対策部】

1. 市の施策

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備に努める。
- (3) 市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - ① 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
 - ② 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ③ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保する。
 - ④ 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
 - ⑤ 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬ができる体制を確保する。

第7節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害発生時には高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊婦及び外国人（以下、「災害時要配慮者」という。）については、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等における災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、災害時に、災害時要配慮者に対し、迅速かつ適切に避難等の防災活動ができるように、支援・救助体制を整備する。

特に、災害時要配慮者のうち、災害発生又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、各所管部署、消防本部、消防団、警察、民生児童委員、自主防災組織等の関係機関で共有することにより、災害発生時の円滑かつ実効性のある避難支援に資するものとする。

2. 災害時要配慮者への支援

(1) 広域的支援体制の整備

市と府の相互の協力・連携体制を整備するとともに、近隣の保健福祉サービス事業者との協力体制の確立に努める。

(2) 福祉避難所の設置

市は、高齢者、障がい者で特別な介護等が必要な災害時要配慮者のための福祉避難所の設置に関し、平素から社会福祉施設等の状況を把握し、当該施設の管理者と災害時の福祉避難所の設置に関する協議を行い、その同意の下、福祉避難所の設置に向けた協定の締結につながるよう準備に努めるものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、配慮に努める。

なお、福祉避難所として指定避難所を指定する際は、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ受入対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難施設の整備及び食料品、生活必需品等の配慮

市は、避難所として指定している施設について、高齢者や障がいのある人の避難生活に配慮し、手摺りの設置や段差の解消、障がい者用トイレの設置などの施設整備に努め、高齢者や障がいのある人を収容する福祉避難所や、指定避難所内における福祉避難コーナーを定めておく。

また、食料品、生活必需品等の備蓄にあたっては、高齢者・乳幼児、女性用等それぞれの特性に応じたものとするよう配慮するとともに、障がいのある人等のための車いす等を配備する。

(4) 社会福祉施設における予防対策

災害時において利用者の安全を確保するため、施設の所有者又は管理者が行う予防対策として、次の事項を促進する。

- ① 消防法等により整備を必要とする防災施設等(消火設備、警報設備、避難設備等)の整備を図ること。
- ② 職員及び利用者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火管理体制の整備に努めること。
- ③ 災害時における利用者の避難所、収容施設等、関係機関等との情報交換、情報伝達方式について予め定めること。
- ④ 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地する施設においては、利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施すること。
また、当該施設の利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めること。
- ⑤ 災害時における特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、「非常災害計画」等に基づく、避難体制の構築に向け移送手段の提供等の必要な協力を行うこと。

[資料編：表-2.29 浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法]

[資料編：表-2.30 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者関連施設一覧及び情報伝達方法]

(5) 在宅の災害時要配慮者への情報伝達網の確保

在宅の災害時要配慮者については、それぞれ状況に応じた情報提供の方法（例えば、聴覚に障がいのある人に対しては掲示板、FAX、視覚に障がいのある人に対しては点字・音声・拡大文字等）の拡大に努めるものとする。

(6) 保育所における乳幼児の預かり保育

公立保育所では、保護者の帰宅困難等の理由により迎えが遅れる場合は原則24時間（1泊）、保育所で預かる。これにより食料等の備蓄を行う。

(7) 外国人、観光客等への配慮

- ① 外国語、ピクトグラムなどによる誘導標識
避難所等への誘導標識については外国語の併記、ピクトグラムの活用等により、だれにでもわかるものを作成する。
- ② 防災マップの掲示
公共施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
- ③ 防災パンフレットの配布
外国人居住者に対して外国語や「やさしい日本語」による防災パンフレットの作成・配布を検討する。

④ 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

(8) コミュニティ、ボランティア等の育成

災害時要配慮者の支援活動の中心となるのはヘルパー等の福祉活動に従事している者や近隣の市民であり、自治会等地域組織・ボランティア組織である。これらのコミュニティ・組織の育成に努めるとともに、災害時要配慮者の安全確保のため、連携・協力体制を確立する。

3. 避難行動要支援者避難支援計画

(1) 避難行動要支援者避難支援計画の策定

水防法、土砂災害防止法により、要配慮者を適切に避難させるため、市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設管理者による避難計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

市は、避難行動要支援者の円滑かつ実効性のある避難支援に資するため、要配慮者利用施設管理者の避難計画作成や避難訓練実施を支援するとともに「避難行動要支援者避難支援計画」を策定するものとする。

(2) 自助・共助、個人情報保護の重要性

この計画の実施に当っては、実効性を確保し円滑に実施するため、自助・共助の精神に基づいた一人一人の災害に対する理解と災害発生時の相互扶助の重要性が、全ての市民に理解されなければならないこと、並びに関係者による情報共有の必要性から、個人情報の保護の重要性について理解が図られるよう努めるものとする。

(3) 避難支援等の対象者

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動（以下「避難対応等」という。）を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。）とする。

- ・介護保険における介護認定区分要介護3以上の認定者
- ・身体障害者手帳1級又は2級所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級保持者
- ・療育手帳A所持者
- ・高齢者のみの世帯
- ・その他、市長が必要と認める者（妊産婦及び乳幼児、日本語を話せない外国人等上記以外の者で支援が必要と認められる者）

(4) 避難支援体制の整備

① 市における支援体制の整備

防災担当部局と、主として災害時要配慮者に関する情報を保有する福祉担当部局は、平常

時から連携してこの計画の実施に当たり、避難支援等の円滑な実施を図るものとする。

また、災害時には介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者に対し、サービス利用者に早めの避難の呼びかけを促すなど、避難支援等に携わる関係機関の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について努めるものとする。

② 地域における支援体制の整備

災害時における応急活動が、最大限効果を上げるためには、住民相互の協力による情報伝達、避難誘導等が欠かせないものであり、地区住民による自主防災組織等に求められる役割は大きなものがあることから、市としては、自主防災組織の結成を進めるよう自治会等の住民組織と連携を図っていくものとする。

③ 関係団体等の協力体制の構築

災害発生時には支援者となる自主防災組織等と社会福祉協議会や民生児童委員等は、地域内のよりきめ細かな情報を得て支援ができるよう、普段から日常活動を通じて、協力関係を深めるように努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の整備等

① 避難行動要支援者名簿の作成

避難支援等に当たっては、要配慮者に関する次の各号の事項を記載した「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、活用する。

- (ア) 氏名
- (イ) 住所
- (ウ) 生年月日
- (エ) 性別
- (オ) 電話番号等連絡方法
- (カ) 支援の必要な理由
- (キ) その他支援のために必要な事項

② 当面の措置

名簿は、個人情報に基づき作成されるものであり、地域住民の深い理解と積極的な協力なくしては実施することはできないことから、当面、災害時における要配慮者に対する避難支援等の活動に対して、地域住民並びに地域の自治会及び自主防災組織等により、準備が整った地域から実施するものとする。

③ 個別避難計画の作成

個別の避難支援等を円滑に行うため、名簿に登録された避難行動要支援者の同意を得た上で、居住状況や医療情報、緊急連絡先等避難支援等に必要情報を記載した個別避難計画を作成するものとする。

(6) 名簿の作成方法等

① 避難行動要支援者の把握

市は、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者の情報を整理する。

② 情報の提供

市は、本人の同意を得た上で、当該情報により名簿を作成し、地域の自主防災組織等の支援者に提供するものとする。この場合において、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は名簿等を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

③ 個別避難計画の作成

支援者は、提供された情報に基づき、避難行動要支援者と連絡を取り合い、避難支援のために必要な内容を記載した個別避難計画を作成し、市にその写しを提出する。

④ 名簿の活用

名簿は、活用しやすいよう地図上に情報を展開する（マップの作成）などして用いるものとする。また、自主防災組織等の支援者は、名簿等を活用し、日常の見回り等の訪問活動を行い、要配慮者と信頼関係を築くとともに、災害時の避難方法や経路の確認や防災意識の向上等に努めるものとする。

⑤ 名簿の更新

(ア) 名簿に登録されている要配慮者及びその家族は、登録されている情報に変更（登録そのものの消去を含む。以下、同じ。）がある場合は、速やかに地域の支援者にその旨を申し出るものとする。要配慮者及びその家族が申し出ることができない場合において、支援者が必要と認めるときも同様とする。

(イ) 地域の支援者は、前号の申し出により、名簿（個別避難計画を含む。）を変更等した場合は、市にその内容を連絡するものとする。

⑥ 未登録者への勧奨

市は、名簿に登録されていない避難行動要支援者について、地域の自主防災組織や民生児童委員等の協力の下、災害時の避難支援等について啓発を行い、名簿への登録を勧奨するものとする。

(7) 要配慮者避難支援等に関する広報、啓発日常活動等

市と自主防災組織等は、連携して、防災講習会やハザードマップの配布等を通じて、避難行動要支援者や地域住民に災害発生時の留意点や諸活動についての理解を深めるよう周知を行うとともに、この計画の趣旨、内容等について積極的に広報、啓発を行い、災害発生時の相互扶助等の意識向上を図り、名簿の整備に努めるものとともに避難行動要支援者に関する情報の収集に努める。

更に、避難行動要支援者名簿を避難支援等に携わる関係機関で情報共有することに関しては、避難行動要支援者本人に理解を求めよう努めるものとする。

(8) 避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施

- ① 市は、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画及び実施、広報等を行うものとする。
- ② 自主防災組織等は、定期的に地区内において、要配慮者参加型の防災訓練を行うよう努めるものとする。この場合において、市は、必要な助言、指導、協力を行うものとする。

第8節 広域応援体制整備計画 【総括部】

1. 計画の方針

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、円滑な応援活動を行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

2. 計画の内容

(1) 広域応援体制の整備

市長は、あらかじめ他市町村と相互応援協定等の締結に努め、協定に沿って応援要請を行う。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、大規模災害等により近隣市町村も同時に被災する可能性があることから、遠方に所在する市町村との協定締結を検討する。

また、知事より相互応援協定の締結について指導・助言を受ける。

府、近隣市町村その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等との相互応援体制のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

(2) 消防相互応援体制

大規模災害の発生により、広範囲に延焼拡大あるいは相互に被害が予想される等の事態が生じた場合は、現場状況に応じて「京都府広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

[資料編：京都府広域消防相互応援協定書]

(3) 水道災害相互応援体制

水道に関する大規模な災害などが発生した場合、速やかに応急給水と施設の復旧等が図られるよう「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき応援要請する。

[資料編：日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書]

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災知識普及計画 【総括部、消防対策部、教育対策部】

1. 計画の方針

市及び防災関係の各機関は、関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連絡を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう努めるものとする。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 市職員に対する研修

京田辺市地域防災計画が適確有効に活用されるよう、各機関の職員研修等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。

(2) 学校等における防災教育

各学校においては、防災に関し、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

① 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教育活動全体を通じて、災害防災の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

② 教職員に対する防災研修

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害防災に関する専門的知識の充ち養及び応急処置等の技能の向上を図る。

(3) 市民（個人、家庭、地域、企業、団体）に対する啓発

災害による被害を軽減するためには市及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）

において災害時に早期避難を呼びかけるなどの防災の担い手として活動する人材を育成する。また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できる優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

① 普及内容

(ア) 災害に関する一般的知識の普及及び京田辺市地域防災計画の周知徹底

(イ) 平常時の減災に向けた取組

- a. 住宅、家屋の整理点検
- b. 火災の防止
- c. 住宅用火災警報器の設置
- d. 非常食料、非常持出品の準備
- e. 河川氾濫時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害危険区域・箇所の把握
- f. 避難所、避難場所、避難路等の確認
- g. 避難行動タイムラインの作成
- h. 応急救護の方法
- i. 気象情報をはじめとする災害情報及び避難情報の種類と入手方法

(ウ) 災害発生時の心得

- a. 場所別、状況別
- b. 出火防止及び初期消火
- c. 自主避難（自助・共助）の原則、避難時の心得
- d. 防災情報メールの活用
- e. 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、「各種携帯電話の伝言板」、「NHK安否放送」などの災害時の安否情報伝達手段の確保。
- f. 地域防災無線の活用
- g. 災害時帰宅支援ステーションの活用

② 普及方法

(ア) 講習会による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、講習会等の催しを行い、職員及び市民の啓発に努める。

(イ) 社会教育等を通じた普及

- a. 社会教育施設における学級・講座を通じた普及
- b. P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じた普及
- c. その他の関係団体の諸活動を通じた普及

(ウ) 印刷物による普及

各関係機関は広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

また、防災パンフレット等を市民に配布し、定期的に内容の見直しを行い、見直した場合

はその都度配布する。

(エ) ハザードマップの作成・配布による普及

浸水想定区域図が公表されている河川については、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項を示した洪水（土砂災害）ハザードマップにより市民に周知する。

- a. 各河川の氾濫時における浸水想定区域及び浸水深・土砂災害危険箇所
- b. 土砂災害危険箇所
- c. 避難所・避難経路等
- d. 緊急時の連絡先
- e. 情報の伝達経路
- f. その他、災害発生時の円滑かつ迅速な避難に有効な情報

(オ) 映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する

(カ) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して普及広報を行うよう努める。

(キ) 記念事業による普及

防災の日（週間）、防災とボランティアの日（週間）、全国火災予防運動（春季・秋季）、水防月間、土砂災害防止月間等、各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

(4) 災害教訓の伝承

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努める。

第2節 防災訓練・調査計画

2-1 防災訓練計画 【総括部、消防対策部、各対策部】

1. 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、市民、自主防災組織、民間企業及びNPO・ボランティア等の防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 総合防災訓練

防災関係機関が協議して実施するものとする。

① 訓練の時期

洪水等の災害の発生が予想される時期前

② 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所及び地域

③ 訓練の方法

(ア) 地域の災害リスクに基づき、現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

(イ) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに災害規模等を設定する。

(ウ) その他細部については協議のうえ決定する。

(2) 部分訓練

① 通報訓練

② 動員訓練

③ その他（各機関において訓練計画を策定して実施する。）

(3) 図上訓練

市内各地区の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて地区ごとに図上訓練を実施するものとする。この際、市地域防災計画及び洪水（土砂災害）ハザードマップを災害時に活用できるように、関係機関と協議を行い実施要領を定めるものとし、極力多数の住民が参加するよう配慮する。

(4) 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年1回これを実施するものとする。

(5) 学校等における防災訓練

災害発生時に「避難行動・避難所運営マニュアル」等に基づく避難行動、避難所運営が円滑に実践できるよう、平常時より自主防災組織や住民、関係機関等と連携し、地域の実情に応じて多様な場面を想定した避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練等の防災訓練の実施に努める。

2-2 防災調査計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

市内における河川、ため池、山崩れ並びに宅地造成地などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、ハード、ソフト相互に連携する総合防災対策の推進をめざすものとする。

2. 計画の内容

(1) 防災パトロール

市長を責任者として、市、府の防災責任者及び警察等の災害対策関係者が共同して災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してその対策を検討し、関係者に必要な指示、指導を行う。

実施計画は市が行い、関係機関の協力を求める他、実施方法は「防災パトロール実施要領」によるものとする。

(2) 被害想定規模の調査

被害要因を検討して被害を想定し、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

(3) 業務継続性に関する調査研究

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材の確保、関連事業者との連携、住民基本台帳など重要情報のバックアップなどの事前の準備体制及び事後の対応力を高める業務継続計画（BCP）について調査研究する。

第3節 自主防災組織整備計画 【総括部、消防対策部】

1. 計画の方針

市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織、防災関係機関と協力・連携に努め、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動の実施の他、市に対して地区の防災計画を提案することができる。

この場合、参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、住民が災害を「我がこと」として捉えられるよう努める。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

なお、夜間における避難所開設については、市職員の派遣が遅れる場合も想定され、鍵の開閉、施設への誘導など初動活動が行えるよう体制整備を図る。

(2) 市民組織の育成指導

自主防災組織の設置を促進するため、京田辺市地域防災計画に必要な事項を明示するとともに、市民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報を実施し、防災意識の高揚を図ることにより、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求める。

また、資機（器）材整備等支援を充実し、指導、助言を行うことで、組織の結成率の向上を図る。

2. 計画の内容

(1) 自主防災組織の育成

① 市民の防災意識の高揚

パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

② 自主防災組織の単位

市民が自主的な防災活動を行ううえで京田辺市の実状に応じた適正な規模の地域を単位として組織化を図る。

(ア) 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

(イ) 市民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

③ 指導、助言

市は、市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくための自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資器材及び防災訓練等に対する指導、助言を行うものとする。

その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の運営要領

自主防災組織は、地域の規模、形態によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

① 規約

(ア) 役員

a. 防災リーダー及びその任務

b. 班長及びその任務

(イ) 会議

a. 総会

b. 役員会

c. 班長会等

② 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

(ア) 市民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を講じておくこと。

(イ) 市民は、災害時に必要な情報の内容と入手方法を確認しておくこと。

(ウ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安を設定し、取るべき避難行動を時系列で整理し、地域住民に周知しておくこと。（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水深が深い地域等）

(エ) 市民は、自主防災リーダーや災害時に早めの避難を呼びかける者など、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

(オ) 自主的に防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてあらかじめ計画を立て、かつ市、消防署等が行う訓練にも積極的に参加すること。

(カ) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。

- (キ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知の徹底、点検整備に関すること。
- (ク) 負傷者の救出、搬送の方法、避難情報の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (ケ) 避難所、避難経路に関すること。
- (コ) その他自主的な防災に関すること。

(3) 施設の自主防災計画

大規模災害が発生した場合、学校、医療機関等多数の者が出入り又は利用する施設、危険物を製造・保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行うものとする。

① 対象施設

- (ア) 学校、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設
- (イ) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- (ウ) 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設

② 組織設置要領

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てておくものとする。

③ 自主防災計画

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載しておくものとする。

- (ア) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (イ) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画を立て、かつ市、消防署等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (ウ) 防災機関、本部、事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (エ) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (オ) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (カ) 避難場、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (キ) 市民との協力に関すること。
- (ク) その他自主防災に関すること。

第4節 ボランティアの活動環境整備計画 【健康福祉対策部、社会福祉協議会】

1. 計画の方針

大規模災害発生時には、ボランティア等による医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力が必要となり、国内、国外から多くの支援申し入れが予想される。

そのため、市は、府、京都府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 基本的な考え

ボランティア等は、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、災害対策本部の連携・支援が必要となることから、その関係を明確にする必要がある。

- ① 災害対策本部は、ボランティア等の自主性を尊重するものとする。
- ② ボランティア等の受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティア等で組織する京田辺市災害ボランティアセンターの自主性を尊重するものとする。
- ③ 京田辺市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となり、関係機関と連携して運営する。
- ④ 災害対策本部は、京田辺市災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行うものとする。
- ⑤ 災害時のボランティア等は、本市が被災している状況に考慮し、食料及び宿泊等、自己完結を原則とする。
- ⑥ 市及び京田辺市災害ボランティアセンターは、京田辺市災害ボランティアセンターの運営に必要な資金、資機(器)材の調達方法などについて協議を行うものとする。

(2) 平常時の連携

災害時に迅速に、京田辺市災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から地域団体、NPO・ボランティア組織と連携し、京田辺市災害ボランティアセンターが円滑に組織化されるようにボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。

また、災害時には、災害対策本部とボランティア等とが相互に協調し合えることが必要であり、京田辺市災害ボランティアセンターの組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。さらに、災害時にボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の推進に努める。

- ・市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- ・市民組織

- ・企業労働団体
- ・学校
- ・一般ボランティア
- ・府社会福祉協議会

① 受け入れ窓口の整備

各機関は、災害時にボランティア活動を行おうとするものの受け入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、平常時から連絡調整を行う。また、一般ボランティア（炊き出し、物資搬送、がれき撤去）の受け入れ等は京田辺市災害ボランティアセンター、専門ボランティア（医療、巡回相談、建築物の危険度判定、がれき撤去の受け入れ等）は市対策本部（各部）にするなど各種ボランティア受け入れ窓口を整理する。

② 事前登録

市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティア等との情報連絡が円滑に行えるよう、市民活動団体（NPO団体）やボランティア団体、住民に対し、災害ボランティアの事前登録をするようPRに努める。

③ 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。また、被災地へのボランティア派遣等を通じ育成に努める。

④ 活動支援体制の整備

京田辺市災害ボランティアセンターは、災害時における関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを進める。また、必要な資機(器)材、ボランティア保険の加入等、活動しやすい条件整備を進める。

⑤ ボランティア等の受け入れ拠点の確保

市は、災害時における他地域からのボランティア等の受け入れを促進するため、拠点、駐車場等の確保に努める。

第5節 企業等防災対策促進計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

災害に強い地域づくりのために、企業、住民が協力することは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与する。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2. 計画の内容

(1) 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、商工会等と連携して、市及び商工会が策定している事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、中小企業等による事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

そのため市は、防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行うものとする。

(2) 事業継続計画の普及啓発

市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 災害対策本部等設置計画 【総括部】

1. 計画の方針

この計画は京田辺市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市防災関係機関が有する全機能を発揮して災害の発生及び蔓延を防御し、かつ、応急的救助等の対策を行うことにより被害の拡大を防止するための体制について定める。

2. 市の防災組織等

(1) 京田辺市防災会議

市長を会長として、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織し、京田辺市地域防災計画の作成及びその実施の推進等を図ることを目的とする。

なお、当該防災会議に関する条例は、昭和38年京田辺市条例第9号の定めるところによる。

(2) 京田辺市災害警戒本部

災害対策本部設置前の体制として、台風、降雨等の状況を把握し、防災活動等、初期の応急対策を行い、災害対策本部設置の判断資料を得る。

(3) 京田辺市災害対策本部

災害対策基本法第23条第1項及び京田辺市災害対策本部条例（昭和38年京田辺市条例第9号）並びに京田辺市災害対策本部規定（昭和38年京田辺市条例第10号）の定めに基づき、市長を本部長として組織し、地域防災計画の定めるところにより、市域に係る災害復旧、災害応急対策等を実施するものとする。

なお、現地には現地災害対策本部を設置する。

3. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

災害警戒本部は、おおむね次の基準に達したとき防災担当副市長が設置する。

① 初動配備

気象業務法に基づく警報が発表されたとき

② 1号配備

豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性が高まったとき

③ 2号配備

(ア) 豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性がさらに高まり、状況の悪化が予想されるとき

(イ) 台風が近畿地方に接近することが確実になったとき

(2) 本部の設置及び閉鎖

設置及び閉鎖の決定は、本部長（防災担当副市長）、副本部長（危機管理監）等が協議して決定する。

(3) 本部の位置

本部は原則として、京田辺市役所（401会議室又は305会議室）におく。

(4) 本部の庶務

本部の庶務は、総括部が行うものとする。

(5) 体制及び職員の配置

災害警戒本部1～2号配備をとり、配置要員は「第2節 動員計画」による。

(6) 本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の規定に準ずる。

4. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部は、おおむね次の基準に達したとき市長が設置する。

① 1号体制

暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は被害が生じ始めたとき

② 2号体制

災害により、民家に被害が生じ、さらに拡大するおそれがあるとき

③ 3号体制

災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき

(2) 本部の設置及び閉鎖

設置及び閉鎖の決定は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長・公営企業管理者）を中心にして危機管理監、各室長・部長、消防長、教育部長、消防団長が協議して決定する。なお、既設の災害警戒本部から災害対策本部に移行した場合、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務は災害対策本部に引き継ぐものとする。

(3) 本部の位置

本部は原則として、京田辺市役所（401会議室又は305会議室）に置く。

(4) 本部の庶務

本部の庶務は、総括部が行うものとする。

(5) 本部会議

災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は、本部長及び副本部長、本部委員で組織し、気象情報、災害情報、被害状況等を基にして、災害対策本部の防災活動に関する基本方針を決定する。

(6) 体制及び職員の配置

災害対策本部1～3号体制をとり、配置要員は「第2節 動員計画」による。

(7) 災害対策本部の運用

① 災害対策本部の組織

(ア) 指揮命令系統を確立すること。

(イ) でき得る限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。

(ウ) 責任分担を明確にすること。

等を考慮して組織する。

② 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

③ 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。

④ 災害対策本部の各部の要員の配置は、各事務分掌によって、災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配属された部署の職務に専念する。

⑤ 災害対策本部の各部の活動の実施細目は、各部の活動計画によって定める。

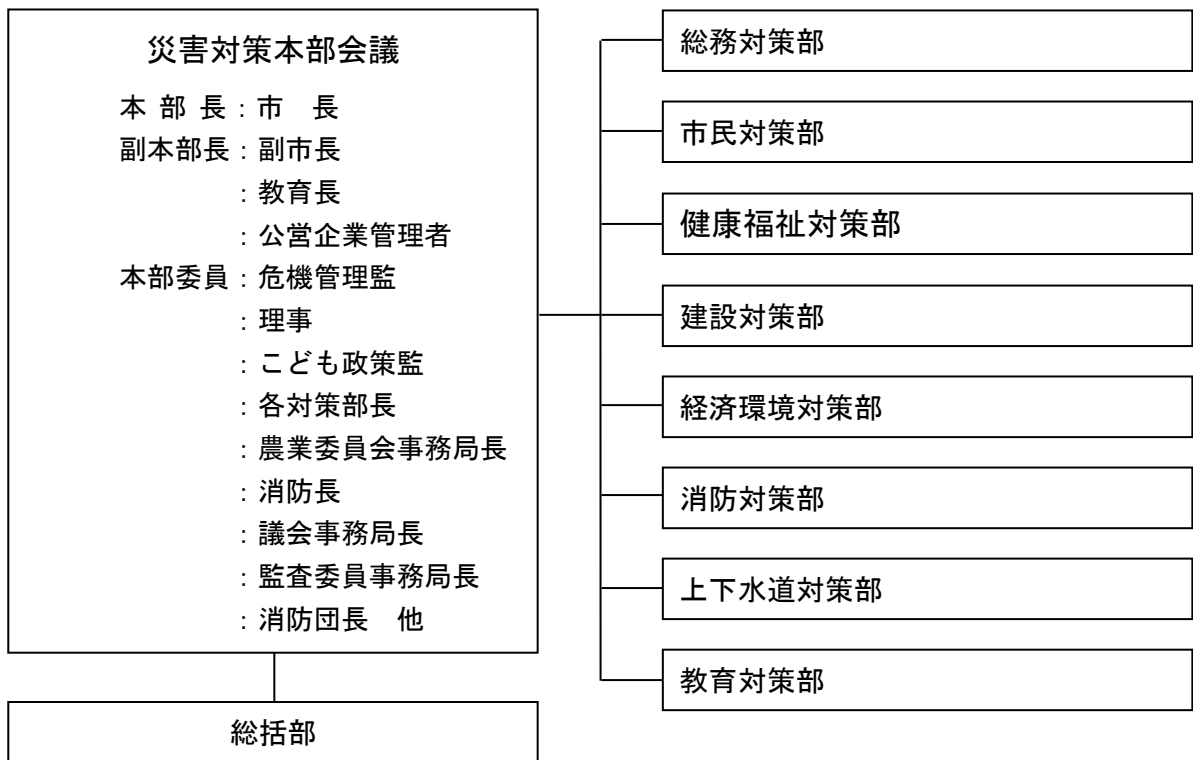
⑥ 災害警戒本部及びその他小規模災害時の運用は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

■災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準

体制		状 況
災害警戒本部	初動配備	・気象業務法に基づく警報が発表されたとき
	0.5号配備	・豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性が高まったとき
	1号配備	
	2号配備	・豪雨等異常な自然現象に伴い、外水・内水等による被害発生の危険性がさらに高まり、状況の悪化が予想される時 ・台風が近畿地方に接近することが確実となったとき
災害対策本部	1号体制	暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は被害が生じ始めたとき
	2号体制	災害により、民家に被害が生じ、さらに拡大するおそれがあるとき
	3号体制	災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき

(8) 災害対策本部の組織及び事務分掌

■災害対策本部組織



※ 詳細な組織図は[資料編：図-1.1 災害対策本部（地震災害対策本部）の組織図]参照

本部会議及び各対策部の事務分掌は[資料編：表-1.2, 表-1.3]参照

(9) 職務代行

災害発生時に本部長（市長）に事故のあるとき又は欠けたときは、次の順位に基づき、本部長の職務を代行する。

職務代行の対象者	第1位	第2位	第3位
市長	副市長	教育長	危機管理監

(10) 職員の証票

災害応急対策において京田辺市及び関係機関の職員が、災害対策基本法に基づき、施設、土地、家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立入検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれの所属の機関において発行する職員証とする。

(11) 災害対策本部の腕章及び標識

災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は[資料編：様式-10]の腕章及び標識を付ける。

5. 防災会議の開催

本市の地域において災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、防災会議又は防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

[資料編：表-1.1 京田辺市防災会議委員名簿]

第2節 動員計画 【総括部、各対策部】

1. 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員、動員方法等について定める。

2. 配置要員

災害発生時における災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員は別途定める。

なお、事故災害発生時における災害警戒本部及び災害対策本部は、各本部とも1号配備及び1号体制を基本として、状況に応じて増員を行うものとする。

[資料編：表-1.4 災害警戒本部及び災害対策本部の配置要員]

3. 動員方法

(1) 連絡系統



(2) 参集場所

- ① 市出勤者……………各部指定場所
- ② 施設等管理者……………各施設

(3) 参集の方法

① 勤務時間外

体制の要員にあたる職員は、被害が予想される災害について自己覚知をし、自主参集を原則とするとともに、電話等により(1)の系統で動員を行う。

職員は参集途上、次の事項について適切な助言及び援助をするとともに、収集した情報を総括部に報告する。

- ・人命の危険を察知した場合は、避難の呼びかけ及び指導
- ・河川の状況や浸水等による家屋及び道路、橋梁等の被害状況、通行不能箇所の状況等

② 勤務時間内

勤務時間内については、庁内放送、庁内電話等により(1)の系統で動員するとともに、要員にあたる職員は直ちに参集場所に出動するものとする。

4. 動員状況の把握

災害対策本部活動を円滑に運営するため、各部は次の系統により動員した要員を、災害対策本部長に報告するものとする。

(1) 報告系統



(2) 報告内容

- ① 職種別、男女別人員
- ② 対策従事者、待機者の内訳及び状況
- ③ 待機者の待機場所等
- ④ その他必要事項

5. 要員の運用

本部は動員状況を把握し、時宜適切な要員の配備に努め、必要に応じ各部に応援配備するものとする。

第3節 通信体制及び災害情報収集計画 【総括部、各対策部】

3-1 通信手段の確保

1. 計画の方針

災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常時における通信連絡を確保するための公衆電気通信設備の優先利用、非常無線の利用及び放送の要請等について定める。

2. 災害時の通信手段の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速にかつ円滑に行うため、非常時における通信を確保する。

(1) 公衆電気通信設備の運用

- ① 公衆電気通信設備においては、非常通信、緊急通話等の優先利用がなされるものであり、あらかじめ、市及び関係機関は、非常時に利用する指定電話の登録・承認を行うものとする。
- ② 非常時に使用する指定電話の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- ③ 被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況になっている場合には、西日本電信電話株式会社によって提供される「災害用伝言ダイヤル171」及び西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社によって提供される「災害用伝言板サービス（web171）」等を利用する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用者、伝言登録エリア等を広報される。
- ④ また、地上の電話等の通信基地局が被災を受けても、衛星を介して通信が可能となる衛星携帯電話を活用する。

(2) 無線通信網の確保と運用

災害発生時においては、公衆回線の切断あるいは混雑等により、一般的な通信手段が確保できない場合が想定されることから、無線による通信が重要になる。そのため、無線通信の使用方法などについて十分習熟するものとする。

① 防災行政無線

市と府及び市と各区・自治会との間における情報の収集、予警報等の伝達は、次の優先順位により京都府衛星通信系防災情報システム及び京田辺市地域防災無線によって行う。

なお、無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 予警報の伝達
- (ウ) 災害対策本部指令及び指示
- (エ) 応急対策報告
- (オ) 被害状況報告

(カ) その他災害に関する連絡

② 非常無線通信

災害時において公衆電気通信、防災行政無線の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法第52条及び第74条の規定に基づく非常無線通信の利用を図る。

(ア) 非常無線通信の実施

非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に実施することができる。

(イ) 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、次の内容のものとする。

- a. 人命救助に関するもの
- b. 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他災害の状況に関するもの
- c. 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- d. 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関するもの
- e. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- g. 遭難者の救護に関するもの
- h. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- i. 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- j. 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- k. 災害対策基本法第79条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、府知事又は市長が災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
1. 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- m. 災害救助法第24条の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(ウ) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- a. 官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体
- b. 地方防災会議及び対策本部
- c. 日本赤十字社
- d. 全国都市消防長連絡協議会
- e. 電力事業者
- f. 地方鉄道会社
- g. その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(エ) 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼するものとする。

- a. あて先の住所、氏名(かっこをもって電話番号を付記する。)
- b. 本文(字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。)
- c. 発信者の住所、氏名(電話番号を付記する。)
- d. 頼信紙の記事欄に「非常」と朱記する。

(オ) アマチュア無線の利用

市内のアマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

(3) その他の通信網の活用

① 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

市長は通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」に基づき、京田辺駅の通信設備を利用することができる。

② 放送の要請

市長は、災害に際して通知、要請、伝達または警告若しくは応急措置に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法57条、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び株式会社京都放送局長、株式会社エフエム京都代表取締役との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について、当該放送機関に放送を要請する。

なお、日本放送協会京都放送局長に対し、緊急警報信号により災害に関する放送を要請する場合は、「緊急警報放送の要請に関する覚書」第2条により、京都府知事に対して要請するものとする。ただし、例外措置として、市と府との通信途絶など特別の事情がある場合には、直接放送要請を行うことができる。〔資料編：緊急警報放送の要請に関する覚書〕

③ 通信途絶時における措置

公衆電気通信、防災行政無線及び非常無線通信、西日本旅客鉄道株式会社の通信等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努めるものとする。

3-2 被害状況及び活動状況の把握

1. 計画の方針

災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

2. 被害状況の把握

(1) 市民による把握

- ① 災害の発生を知ったものは、ただちにその事実を災害対策本部に連絡する。
- ② 区・自治会長、消防団員等は、知り得た地域内の災害の状況を遅滞無く直接災害対策本部に報告する。

(2) 本部による把握

- ① 各部長は、各部署で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項をそのつど、本部長に報告する。
- ② 本部長に報告された各種の情報は、総括部において収集整理する。

3. 災害情報及び被害状況の報告要領

(1) 災害情報の報告要領

この要領は、被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、市災害対策本部長（市長）がその状況を速やかに京都府災害対策本部長（知事）あるいは関係機関に報告すること等につき必要な事項を定める。

① 報告の内容

災害が発生した場合、次の事項をそのつど速やかに〔資料編：様式-1〕により報告する。

(ア) 被害の概要

(イ) 京田辺市災害対策本部設置状況

(ウ) 避難指示等の状況

(エ) 消防、水防機関等の活動状況

(オ) 応援要請状況

(カ) 要員及び職員派遣状況

(キ) 応急措置の概要

(ク) 救助活動の状況

(ケ) 要望事項

(コ) その他の状況

② 報告の処理概要等

(ア) 市災害対策本部長（市長）は、京都府山城広域災害対策支部長（京都府山城広域振興局長）を経由して京都府災害対策本部長に報告すること。

(イ) 災害救助法を適用された場合の救助活動の詳細については、別に指示するところにより報

告すること。

(2) 被害状況の報告要領

この要領は、市内に被害が発生したとき又はそのおそれがある場合に、市災害対策本部長（市長）がその状況を速やかに京都府災害対策本部長（知事）に報告するとともに、引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

① 報告の種類

- (ア) 被害概況速報
- (イ) 被害状況報告
- (ウ) 被害確定報告

② 報告の内容と時期

(ア) 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、〔資料編：様式－２〕により行うものとする。

なお、発生直後は、大きな混乱が予想されるため、総括部は、災害情報の収集にあたっては、災害情報の一元化を図り情報の錯綜を回避する。

(イ) 被害状況報告

被害概況速報後被害状況がある程度まとまった段階において〔資料編：様式－３〕により報告すること。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく被害が確定した後15日以内に〔資料編：様式－３〕により報告すること。

(エ) 被害詳細

衛生・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告すること。

(オ) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告すること。

③ 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（FAX）又は電報をもって行うこととし、電話線の切断等による公衆電気通信回線が利用できない場合は、京都府防災行政無線による。

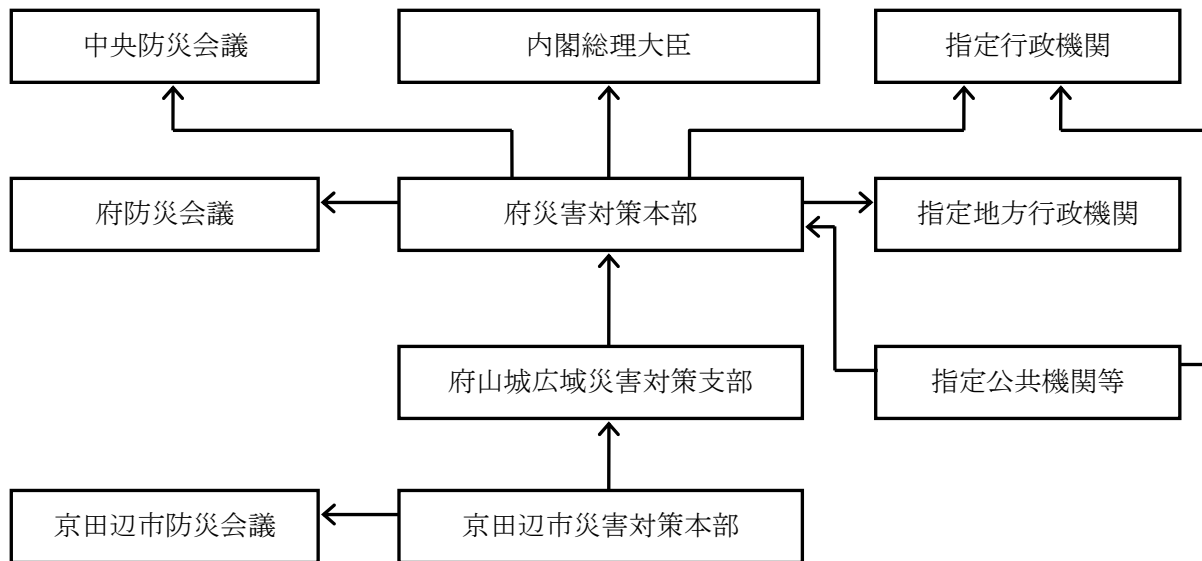
④ 報告の処理概要

市長（市災害対策本部長）は、京都府山城広域振興局長（京都府山城広域災害対策支部長）を經由して、知事（京都府災害対策本部長）に報告すること。

⑤ 報告の系統

災害情報等の報告は、おおむね次のとおりとする。

■災害情報等報告系統図



⑥ 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・cm・mm等）は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

⑦ 平常時における留意事項

(ア) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。

(イ) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。

(ウ) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能のものとするよう留意する。

第4節 災害広報計画 【総括部】

1. 計画の方針

市の地域に係る災害について、被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ的確に、被災市民をはじめ一般市民に広報を行い、市民の安心の確保と速やかな復旧を図るものとする。

2. 広報活動

(1) 広報担当部

災害に関する広報は、総括部が担当し、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

(2) 広報内容

民心の速やかな安定を図るため、以下の内容について住民に適切に広報する。

広報手段は、公用車、広報紙、防災情報メール、ビラ等によるとともに、報道機関に対しその報道を要請する。

- ① 災害に関する情報
- ② 避難指示等の発令
- ③ 被害情報及び応急対策実施情報
- ④ 生活関連情報（避難所等、給食、給水、生活物資等の供給等について）
- ⑤ ライフライン（電気、電話、ガス、上下水道）被災状況及び復旧状況等
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ バス、鉄道等交通機関の運行状況
- ⑧ 医療機関の活動状況
- ⑨ その他必要な事項

(3) 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね上記の内容に沿ったものとする。

(4) 一般市民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は市民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

① 広報手段

- (ア) 公用車により広報すること。
- (イ) 広報紙、ビラ、ポスター、ホームページ、緊急速報メール、防災情報メール、公式SNS等を利用すること。
- (ウ) 有線放送、新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。放送要請の方法については、「第3節3-1 2. (3)②放送の要請」による。

② 広報内容等

被害の推移、避難指示等、応急措置の状況が確実に行き渡るように、ライフラインの復旧状況、交通機関の運行状況、災害救助活動等に重点をおき、市民の安心の確保と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を迅速に広報するものとする。

災害初動期には、市民に対し、災害情報、支援情報、ライフライン被害情報等の広報活動を実施する。

■広報の種類及び内容

風水害発生直後の 広報	気象・河川水位に関する状況 初期消火・救出の呼びかけ 火気使用厳禁（都市ガス・プロパンガスの漏出防止、ガス栓閉止等） 感電事故防止の呼びかけ
避難指示等・救護に関 する広報	特別警報の発表 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難方法 災害時要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に 関する広報	被害等の状況 警戒区域設定等の情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 防災情報メールの利用 災害用伝言ダイヤルの利用 虚偽情報への注意喚起、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況 帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況 ライフラインの途絶等の被災状況 臨時休校等の情報等 その他市民が必要としている情報

(5) 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第5節 広域応援協力計画 【総括部】

1. 計画の方針

災害が発生した場合、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて府、他市町村、防災関係機関などに協力を求め、応急対策を行うこととする。

2. 応援要請

(1) 応援要請の協議

応急救助の実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、本部長は直ちに本部会議を招集し応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

(2) 要請及び報告

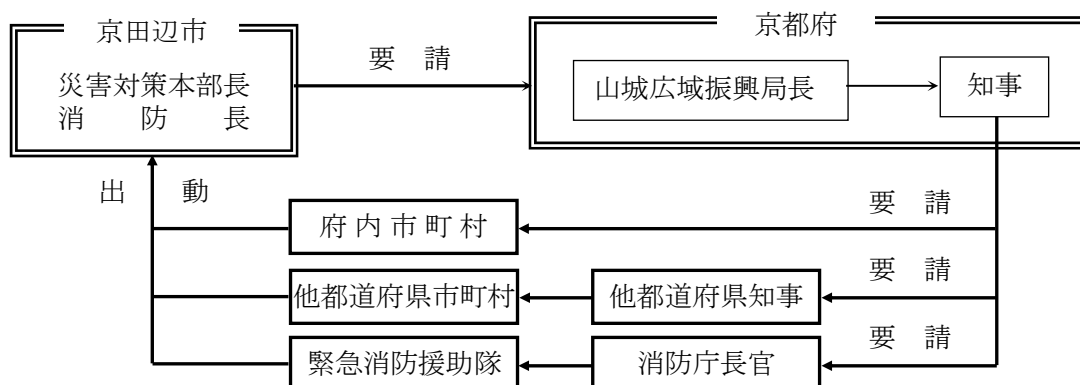
① 府内市町村への応援要請

本部長が府内市町村の応援を必要と判断した場合は、災害対策基本法第72条による「市町村長に対する指示」、または消防組織法第43条による「市長村長、市町村の消防長または水防管理者に対する知事の指示」を京都府山城広域振興局長を通じて知事に要請し、防災活動及び応急活動に関する応援を確保する。

② 他都道府縣市町村への応援要請及び緊急消防援助隊の派遣要請

本部長が他府県の市町村の応援（又は緊急消防援助隊の派遣）を必要と判断した場合は、災害対策基本法第74条による「他の都道府県の都道府県知事等に対する応援の要求」、または消防組織法第44条による「消防庁長官に対する知事からの要請」を、京都府山城広域振興局長を通じて知事に要請し、防災活動及び応急活動に関する応援を確保する。

■ 応援要請系統図



(3) 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある対策部があたり、応援の状況を把握して本部長に報告する。

3. 相互応援協定等の締結

市長は、あらかじめ他市町村と相互応援協定等の締結に努め、協定に沿って応援要請を行う。

第6節 自衛隊派遣要請計画 【総括部】

1. 計画の方針

災害に際し、市民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合に自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその手続等を定める。

2. 災害派遣要請手続

(1) 市長等の知事への要請

- ① 災害派遣の対象となる事態が発生し、市長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の3. (1)に掲げる事項を明らかにし知事に派遣要請の具申をするものとする。
- ② 市長は、通信の途絶等により①に掲げた知事への派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊に通知することができる。
- ③ ②の場合、市長は速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- ④ 自衛隊災害派遣要請の手続は、総括部があたる。

3. 派遣の要請

(1) 派遣要請の方法

派遣の要請は原則として文書によるものとし次の事項を記載する。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし後刻速やかに文書を作成し正式に要請するものとする。

なお、知事に災害派遣要請の要求をできない場合、陸上自衛隊第4施設団長あてに、知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害状況を通知することができる。

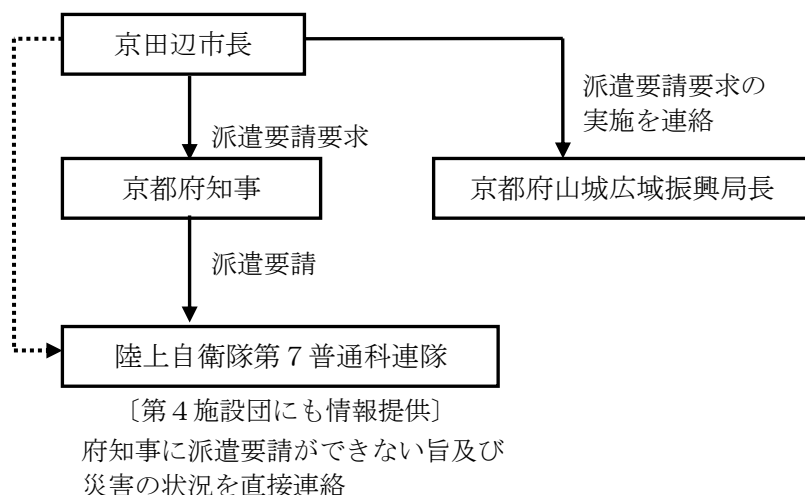
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 派遣要請等のあて先

- ① 知事が要請する場合
陸上自衛隊第7普通科連隊長
陸上自衛隊緊急要請窓口
第7普通科連隊 第3科 所在地：福知山市天田堀
- ② 市長が直接自衛隊に通知する場合
陸上自衛隊第4施設団長
所在地：宇治市広野町風呂垣外1-1

[資料編：表-2.31 陸上自衛隊緊急要請窓口]

■ 自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順



4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣部隊を受け入れるにあたり、次のような体制を確立する。

① 受け入れ予定地の確保

総括部は派遣部隊の現地指揮所、宿泊所及び休憩所等の準備をするものとする。

② 連絡職員の配置

市長は、派遣部隊の行動が円滑に実施できるよう連絡員を配置し、必要な調整を行わせるものとする。

③ 作業計画の樹立

市長は、下記の(3)に掲げる派遣部隊の活動が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮しながら作業計画を立てる。

④ 資材等の準備

市長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に関係のある管理者等の事前了解を得ておくものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

市長及び作業に関係のある部長及び課長は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議をし、作業の円滑な進捗を図るものとする。

② 京都府知事への報告

市長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨を京都府山城広域振興局長を経て知事に報告する。

(3) 派遣部隊の活動

① 被害状況の把握

(ア) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認めたときは、車両、航空機等によ

り情報収集を行う。

(イ) 部隊等は、収集した情報を、必要に応じ知事に伝達するものとする。

② 避難の援助

避難指示等が発令され、避難立退き等が行われる場合で必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③ 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の防護及びその決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防署等に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開除去にあたる。

⑦ 診療、防疫、病虫害防除等の支援

被害者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は第7普通科連隊長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊き出し及び給水の支援

要請があった場合又は必要と認めるときは被災者に対し、炊き出し及び給水の支援を行う。

⑪ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償で貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

⑫ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が錯綜する地点において自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

⑬ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについては、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑭ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5. 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって京都府山城広域振興局長を経て知事に派遣部隊の撤収を要請するものとする。

ただし、文書による要請に日時を要するときは口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

第7節 消防活動計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設(救急業務を含む。)の配備及び相互応援の方法等について定める。

2. 災害発生時における消防団の初動体制

災害発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動は、消防本部の消防計画によるとともに、消防団においては、地域に密接した組織体制という条件を活かして、以下の初動体制をとる。

(1) 出火防止の指示及び初期消火の徹底

災害発生と同時に居住地付近に対して出火防止を呼びかけるとともに、火災を発見したときは、付近市民にも協力を要請して初期消火の徹底を図る。

(2) 動員及び参集

災害発生時の動員は、被害が予測されるとき、所定の場所へ参集する。

(3) 情報の収集と活用

大規模災害の場合は、救出・救助事象が同時に多発することが予測される。これに対応するため、消防対策部(消防団)各人が積極的に災害情報収集を行い、火災発生状況、災害規模等状況に応じて、消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

(4) 避難路の確保

災害発生時に避難路の確保を図るため、警察等と協力してその規制・誘導を行う。

3. 相互応援計画

火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、京都府、他の市町村、消防署等に応援要請を行い、被害の軽減に努める。

また、消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、京都府へ通報を行うとともに、空中消火要請及び体制の準備を行う。

(1) 知事の指示権等

知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、緊急の必要があるときは、応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項を指示する。

(2) 相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、(1)以外で必要と認めるときに「京都府広域消防相互応援協定」等により応援を要請する。

第8節 水防計画 【消防対策部、建設対策部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害発生時における河川及びため池等の破堤等による被害の防止及び減災に関し、市域における水防上必要な諸活動の大綱を定めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 水防の責任

水防管理団体である本市は、水防法第3条の規定により、本市における水防を十分に果たさなければならない。これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資器材を整備する等水防に関する準備行為、具体的水防活動等の責任を有するものである。

(2) 水防活動の組織

水防業務を処理する水防団は、京田辺市消防団をもってこれにあて、消防団本部を水防団本部とし、市長（災害対策本部長）が総括する。

消防分団単位に水防分団を編成し、各分団管轄区域内における水防業務に従事する。ただし、被災地域及び事態が切迫し、災害対策本部長が指示した場合は、分団管轄区域外においても水防業務に従事する。

(3) 重要水防区域等

市内の河川のうち、その現状からみて洪水の場合において公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御を図る必要が認められる区域（箇所）については、国土交通省及び京都府により重要水防区域（箇所）及び河川重点警戒箇所に指定されている。

[資料編：表-2.32 国土交通省直轄河川重要水防箇所一覧表]

[資料編：表-2.33 京都府重要水防区域及び重点警戒箇所一覧表]

(4) 水防活動

① 水防管理団体の水防体制

(ア) 平時の巡視

市長（以下「水防管理者という。」）は、水防上危険な箇所を発見した時は、京都府山城北土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(イ) 出水時の監視

水防管理者は、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

(ウ) 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合、又は水防第1信号を受けたときは、水防団員が出動できるよう連絡方法を定める。

(エ) 水防団員は第1信号で出動するものとする。

(オ) 市長は、近年続発する局地的豪雨による洪水に鑑み、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。

■水防信号表

警 鐘 信 号		サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
		○ -	休 止	○ -	休 止	○ -
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
		○ -	休 止	○ -	休 止	○ -
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
		○ -	休 止	○ -	休 止	○ -
第4信号	乱打	約1分	約5秒	約1分		
		○ -	休 止	○ -		
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。						

- (注) 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

② ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

(ア) 平時の巡視

- a. ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、水防上危険な箇所を発見したときは京都府山城広域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- b. 管理者は平常工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。

(イ) 出水時の監視

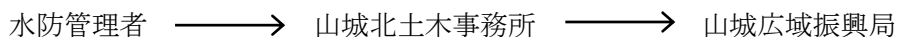
ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できる体制を整えておくものとする。

(5) 堤防、ため池等の異常に関する報告

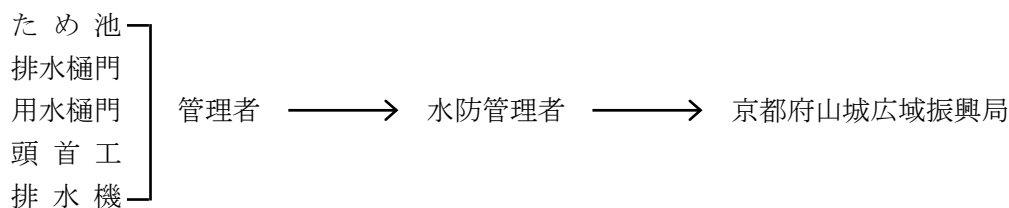
次の場合には、水防管理者に速報する。

- ① 水防団及び消防機関が出動したとき。
- ② 水防作業を開始したとき。
- ③ 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

■堤防異常報告系統図



■ため池等異常報告系統図



(6) 公用負担

- ① 緊急を要するときは、水防法第28条により、水防管理者である市長は、水防現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、工作物その他の障害物を処分することができる。
- ② 収用、使用又は処分により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(7) 出動、水防開始等の報告

水防管理者は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに、堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合には、次により京都府山城北土木事務所長へ報告、通知の措置をとる。

- ① 水防団員出動状況報告
 - (ア) 状況把握 地区別、出動人員、活動内容
 - (イ) 報告要領 災害状況報告要領による。
- ② 異常事態報告、通報
 - (ア) 状況の把握
 - a. 木津川の水位が急上昇しつつあるとき
 - b. 木津川の水位が氾濫注意水位を超え堤防上溢流寸前又は溢流したとき
 - c. 河川、ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき
 - d. その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき

(8) 水防活動終結の報告

水防活動が終結したときは、水防管理者はその都度水防活動実施報告書により5日以内に京都府山城北土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。ただし警報のみに終わった場合はこの限りではない。

(9) 水防倉庫

水防倉庫は〔資料編：表-2.34 水防倉庫一覧表〕のとおりである。

(10) 水防資器材備蓄状況

消防署及び各水防倉庫における備蓄状況は〔資料編：表-2.35 水防用備蓄資器材一覧表〕のとおりである。

第9節 被災者救出計画 【消防対策部】

1. 計画の方針

災害により救出を要する状態にある者（以下「要救出者」という。）の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあるため、関係機関、団体等と密接な連絡を取り、迅速な救出活動を実施する。

2. 計画の内容

(1) 救出の対象

- ① 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者。
 - (ア) 災害により火災が発生し、火中に取り残された場合
 - (イ) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (ウ) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (エ) 土石流により生き埋めになった場合
- ② 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者。

(2) 救出の方法

- ① 要救出者を発見した者は、直ちに市役所又は警察署若しくは消防署に通報する。
- ② 救出には消防署員及び消防団員がこれにあたる。
- ③ 救出において、特殊技術や器具等を必要とする場合は、直ちにその調達を図るとともに、関係機関に協力を要請し、迅速な救出活動を行う。

(3) 災害救助法による救出の基準

- ① 費用の限度
舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ② 救出の期間
災害発生の日から3日以内

(4) 関係機関への要請

消防署等のみでは救出困難の場合、京都府山城広域振興局、その他関係機関等に協力を要請する。

第10節 医療・助産計画 【健康福祉対策部、綴喜医師会】

1. 計画の方針

災害により被災地の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の万全を期する。

2. 実施責任者

災害時における医療及び助産は市長が独自の応急対策として実施するものとするが、市長が独自の応急対策を行うことが困難と認めた場合は、知事に応急対策を要請する。

災害救助法を適用した場合（「災害救助法による知事の職権の一部を市長等に委任する規則（昭和35年京都府規則第34号）」により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合には知事が行うものとする。

3. 計画の内容

(1) 医療及び助産の対象

- ① 医療を必要とする状態にもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 救護班の編成等

- ① 綴喜医師会の協力を得て、災害時の救護班を編成する。
- ② 被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生等により、市独自で編成する救護班で応急対策が困難な場合は、京都府山城広域振興局長を経由して知事に災害派遣医療チームの派遣要請を行う。

(3) 医療の方法

医療は原則として救護班により行うものとする。

ただし、患者の症状又はその他の状況により必要と認められたときは、病院又は診療所に移送するものとする。

(4) 医療の内容

診察、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療を行うものとする。

(5) 救護所等

状況に応じ、各医療機関あるいは保健センター等適当な施設を選定し、救護所を開設する。また、京都府山城北保健所及び日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具により仮設救護所を設置するものとする。

市内の医療施設については、その被害状況を調査し、応急対策で医療活動が可能な場合は、早急に応急復旧対策を行い、医療活動が行えるように努める。

(6) 助産、個別疾病等

- ① 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- ② 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送する。

(7) 医薬品等の供給

救護班が使用する医薬品等については、必要な医薬品等を府に配分要請するほか、市内の医薬品等関係業者から調達する。市内の医薬品等関係業者とは、あらかじめ災害時の医薬品等の確保・供給について協定を締結する。

(8) 災害救助法による医療基準

- ① 対象
災害のため医療の途を失った者
- ② 医療範囲
 - (ア) 診察
 - (イ) 薬剤の投与又は治療材料の支給
 - (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (エ) 病院又は診療所への収容
 - (オ) 看護
- ③ 費用の限度
 - (ア) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
 - (イ) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内
 - (ウ) 施術者
 - a. あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
 - b. はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内
- ④ 期間
災害発生の日から14日以内

(9) 災害救助法による助産基準

- ① 対象
災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のために助産の途を失った者
- ② 助産範囲
 - (ア) 分娩の介助
 - (イ) 分娩前及び分娩後の処置
 - (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- ③ 費用の限度
 - (ア) 救護班：使用した衛生材料の実費
 - (イ) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費
 - (ウ) 助産婦：慣行料金の8割以内

第 1 1 節 緊急避難対策計画

【総括部、総務対策部、市民対策部、教育対策部、健康福祉対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

災害により危険区域にある市民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、関係市民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

2. 避難指示等

(1) 実施者

避難のための立退きの指示の実施者は、災害の種類等により次のとおり定められている。

■避難指示の発令権者及び内容

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者(指示)	洪水	破堤等による洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事、その命を受けた職員(指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令目安

災害による被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市長は「高齢者等避難」を発令する。

災害が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するために「避難指示」を発令する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に

対し、命を守るための「緊急安全確保」を指示する。

避難指示等を発令する場合は、気象台からの注意報・警報及び気象情報、国・府からの河川情報などの情報から判断するものとし、その目安は次の通りとする。

■避難指示等の発令の目安

レベル 警戒	種別	発令の目安		
		河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
—	開設 自主 避難 情報	・台風等の接近に伴う浸水害や土砂災害の発生が懸念される場合、自主的な避難を促すために、避難所を開設するとき		
レベル 3	高齢者等 避難	(1) 今後の雨量等により、木津川、または市内の河川が「避難判断水位」を超え、さらに水位が上昇することが予想されるとき 【※飯岡水位観測所の水位が4.70m(T.P.+26.808m)を超過した場合、又は木津川氾濫警戒情報が発表されたとき】 (2) その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1) 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき (2) 市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき (3) その他、諸般の状況から高齢者等避難を要すると認められるとき	(1) 大雨警報(土砂災害)が発表されたとき (2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒」と判定されたとき (3) 大雨注意報発表の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されているとき (4) 前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化)が発見されたとき
レベル 4	避難 指示	(1) 今後の雨量等により、木津川、または市内の河川が「氾濫危険水位」を超えるおそれがあるとき 【※飯岡水位観測所の水位が5.10m(T.P.+27.208m)を超過した場合、又は木津川氾濫危険情報が発表されたとき】 (2) 河川管理施設に異常(漏水・亀裂等)が確認されたとき (3) 堤防の決壊につながるような異常(大量の漏水・亀裂等)が確認されたとき (4) その他、緊急に避難する必要があると認められるとき	(1) 大雨警報(浸水害)、洪水警報又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき (2) 市域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき (3) 市域及び近隣の地区で床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき (4) その他、人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	(1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (2) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報(90mm/h以上)が発表されたとき (3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険」と判定されたとき (4) 前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されたとき
レベル 5	緊急 安全 確保	(1) 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき、又は危険区域に残留者がいるとき 【※飯岡水位観測所の水位が6.50m(T.P.+28.608m)に達したとき】 (2) 堤防が決壊、越水・溢水の発生(消防団からの報告等により把握できた場合)		(1) 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害情報基準線(CL)を超過したとき (2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険」と判定されたとき (3) 土砂災害が発生したとき

■洪水予報指定河川（国土交通省と気象庁が共同で発表・通知）

河川名	区 域	水 位 観測所 名 称	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 水 位	計 画 高 水 位	洪水予報 発 表 者
木津川 上 流	左岸：相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸：相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	6.00m	6.70m	7.70m	10.50m	近畿地方整備局 淀川ダム統合管 理事務所長
木津川 下 流	左岸：木津川市加茂町山田野田3 右岸：相楽郡和東町大字木屋字桶淵22-2 から幹川合流点まで	加茂	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m	大阪管区気象台
	京田辺市飯岡久保田 (上記加茂水位観測所区域を含む)	飯岡	3.50m	4.70m	5.10m	6.71m	—

■水防警報指定河川（国土交通省が通知※）

河川名	区 域	水 位 観測所 名 称	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 水 位	水防警報 発 表 者
木津川	左右岸：相楽郡南山城村地内（三重県境） から幹川合流点まで	岩倉	4.50m	6.00m	6.70m	7.70m	近畿地方整備局 木津川上流 河川事務所長
		加茂	2.50m	4.50m	5.90m	6.00m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		飯岡	2.00m	3.50m	4.70m	5.10m	—

※飯岡観測所を除く

■水防警報及び水位周知指定河川（府知事が通知）

河川名	区 域		対象水位観測所					発表者	指定年月日		
			名称	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位		氾濫 危険 水位	水防 警報	水位 情報
普賢寺川	起点	高井橋 府道生駒井手線	三 山 木	京田 辺市 三山 木七 瀬川 地先	0.90m	1.20m	1.70m	2.00m	京都府 山城北 土木事 務市長	H17.7.29	H28.6.7
	中間点	新宮橋上流0.2km 床固工									
	終点	木津川合流点									
防賀川 上流	起点	起点	興 戸	興戸 東垣内	0.40m	1.00m	-	-	R3.5.31	-	
	終点	神矢樋門付近									
防賀川 下流	起点	手原川暗渠	内 里	八幡市 内里 古宮	1.00m	1.50m	-	-	H29.6.27	-	
	終点	大谷川合流点									
馬坂川	起点	起点	馬 坂 川	田 辺	0.40m	0.70m	-	-	H26.6.13	-	
	終点	防賀川合流点									
天津神川	起点	起点	天 津 神 川	田 辺 棚 倉	0.40m	0.80m	-	-	H26.6.13	-	
	終点	木津川合流点									
手原川	起点	起点	手 原 川	薪 溜 池	0.70m	1.30m	-	-	H26.6.13	-	
	終点	木津川合流点									
大谷川	起点	極楽橋 (市道馬ヶ背線)	八 幡	八幡市	1.50m	2.10m	2.80m	3.10m	H18.6.2	H28.6.7	
	終点	大阪府界									
煤谷川	起点	起点	菱 田	精華町	0.70m	1.30m	1.30m	1.70m	京都府 山城南 土木事 務市長	H17.7.29	H20.1.10
	終点	木津川合流点									

(3) 関係機関への助言要請

災害発生時の危険性が高まった場合、避難指示等の判断に際し、必要に応じて関係機関に助言を求める。

災害の種類	対象機関	
水害	木津川	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所
	京都府管理河川	京都府・山城北土木事務所
土砂災害	京都府・山城北土木事務所	
気象	京都地方気象台	

3. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市長は、災害が発生し又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立ち入りを制限することができる。

又、同条第2項及び3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市長の代行をすることができる。

■警戒区域の設定権者及び内容

設定権者	内 容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
水防団長、水防団員 又は 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	水防法第21条
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警 察 官	市職員（消防機関に属する者含む。）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条 水防法第21条
災害派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4. 避難指示等の伝達

(1) 事前措置

避難のための立退きを万全にするため、危険の予想される地域内の市民に、避難所等、避難経路等をあらかじめ周知徹底する。

(2) 避難指示等の伝達方法

① 市民への通報

市長（本部長）は、災害発生時において、地域防災計画に基づき、避難指示等を発令した場合には、市民に対して迅速かつ確実に伝達するものとする。

市民に対する伝達方法は以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

(ア) 信号による伝達

警鐘、サイレンによる避難信号を用いた伝達

(イ) 放送による伝達

放送機関への「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく放送要請によるテレビ・ラジオによる指示の伝達

(ウ) 広報車による伝達

市所有の広報車、消防本部所有の広報車などを利用した関係地区への指示の伝達

(エ) 地域防災無線による伝達

(オ) 京田辺市防災情報メールによる伝達

(カ) 市ホームページによる伝達

(キ) 伝達員による伝達

(ア)～(カ)では完全に周知徹底することが困難な場合

② 指示伝達事項

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難先

(ウ) 避難経路

(エ) 指示の理由

(オ) 注意事項 など

■避難時の伝達事項

①発令日時	②発令者
③対象地域及び対象者	④避難すべき事由
⑤危険の度合い（河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などの説明）	
⑥高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別	
⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）	
⑧避難する場所	⑨避難の経路（又は通行できない経路）
⑩住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）	
⑪本件担当者、連絡先など	

■避難時の伝達文の例

【高齢者等避難】

こちらは京田辺市です。先ほど、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。お年寄りや体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、直ちにお近くの避難所（又は〇〇方面の高台）へ避難を開始してください。避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が「危険な水位」に達するおそれがあり、大変危険な状況です。できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。

【避難指示】

こちらは京田辺市です。先ほど、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。直ちにお近くの避難所（又は〇〇方面の高台）へ避難を開始してください。なお、浸水により、〇〇道（〇〇方面）は通行できません。

昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が「危険な水位」に達するおそれがあり、堤防が決壊した場合、家屋が浸水するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所へ避難するか、屋内の高いところに避難してください。

【緊急安全確保】

こちらは京田辺市です。先ほど、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。〇〇川の〇〇付近の堤防が決壊して（〇〇川が危険な水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちにお近くの避難所（又は〇〇方面）へ避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの高い建物の上層階に避難してください。なお、浸水により、〇〇道（〇〇方面）は通行できません。

(3) 知事に対する報告

市長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域振興局長を経て知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

(4) 関係機関への連絡

① 施設の管理者への連絡

市内において指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難所、緊急一時避難場所（以下「避難所等」という。）として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

② 警察署等への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察署等に指示の内容を伝え協力を求める。

5. 避難方法

(1) 避難経路

避難所等に通じる主要な道路上に、施設の場所を標識、看板等で明示し、市民に徹底させる。また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断に

より、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

(2) 避難順位

- ① 市民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者及び病傷人を優先的に避難させるとともに、避難に対する援護・支援を行うものとする。
- ② 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

(3) 避難誘導者

避難する市民の誘導整理は、警察官、消防職員、消防団員及び区・自治会、自主防災会等が協力して行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。

(4) 移動の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は避難者が各個に行うことを原則とするが、自力による避難、立退きが不可能な場合においては、市において車両・舟艇等を配置して行う。

被災地が広範囲に渡り、大規模な避難、立退き移送を必要とし、市において処理できないときは、京都府山城広域振興局長へ移送の協力・支援を要請する。

6. 避難所等の開設並びに職員配備

(1) 開設基準

避難指示等を発令するときは、避難所等を迅速に開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難する市民の収容を適切に行うため、職員を派遣・配備し、「現地対策支部」を設置する。

開設にあたっては、災害の状況に応じて、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

なお、指定している避難所等以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された避難所等に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所等にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として開設する。

(2) 職員の配備

- ① 配備職員数の基本は3名とし、地域の被害状況及び避難する市民の増加により、災害対策本部（以下「対策本部」という。）の指示により増員配備する。また、施設職員として「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に定める動員を配備する。
- ② 配備職員の配置は、避難所等に概ね居住地が隣接している職員を「指定避難場所等市職員配備表」（別に定める。）に基づき配備する。
- ③ 各配備職員の責任者は現地対策支部長（以下「支部長」という。）とし、係長級を充てる。

(3) 配備指令・伝達

① 勤務時間内

平常勤務時間内において配備指令が出された場合は、庁舎内放送等を行い、速やかにその旨を周知する。

■職員配備指令文

災害対策本部（警戒本部）より連絡します。

「台風○号接近・大雨警報」のため、避難所等配備職員は、ただちに指定された指定避難所・一時避難所等に出動してください。（2回繰り返し）

② 勤務時間外

対策本部より、支部長に事前連絡する。支部長は、直ちに他の配備職員に連絡し応召する。

7. 避難所等の運営**(1) 避難所等の管理**

支部長は、避難者数や負傷者の状況、配備職員の応召、支援者（ボランティア）の参集状況等を対策本部に報告する。

避難所の運営管理は、行政責任のもと、施設が位置する地域の自主防災組織等が中心となっており、配備職員はこれを支援する。

各避難所では、自主防災組織等を主体とした住民組織による自主的な避難所の運営・管理が円滑に行えるよう、自主防災組織等の代表、学校等の施設管理者等が参画し、避難所における課題への対応や対策本部との連携を行う運営協議会を設置する。

また、避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。

避難所等に対する支援や備蓄及び避難者のプライバシーの確保においては、トイレ数の拡大、授乳スペースや着替えへの配慮など、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮する。

避難所等における犯罪の発生を防止するため、避難所の治安・防犯等に配慮した環境整備に努め、必要に応じて、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 避難者の把握

配備職員は、避難する市民の実態把握（災害時要配慮者、傷病者等）と保護にあたる。

(3) 避難する市民に対する災害情報の伝達

避難する市民に必要な災害情報を提供し、民心の安定を図る。

(4) 区・自治会長に対する連絡

対策本部からの指示命令事項や支部長の状況判断による必要事項を区・自治会長に連絡する。

(5) 有線・無線通信の開設

現地支部と対策本部等との有線・無線通信状況の確認とその確保にあたる。

(6) 物資の調達及び配給等の実施

避難する市民に対して備蓄物資及び救助物資等の配給を行う。

炊き出し設備の使用可否状況調査を行う。また、ボランティア等の炊き出し要員の支援状況を

対策本部に報告する。

(7) 救護コーナーの設置

必要に応じ避難所等に救護コーナーを設置する。

(8) 避難する市民の健康対策

① 体制

(ア) 京都府山城北保健所が中心となって、市、府精神保健福祉総合センター、府家庭支援総合センター、府児童相談所、関係機関等との連携を図り、協力体制を確保する。

(イ) 保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、活動に取り組む。

② 保健活動

(ア) 避難所における避難者や車中泊等の避難所以外の避難者に対する巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査を行い、適切な治療ないし保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援する。

(イ) 被災者が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

(9) 広域避難における被災者の移送・受け入れ

① 本市からの移送

(ア) 本市が大規模な被害を受け、市内の避難所に被災者を受入れることが困難な場合、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府と協議の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議・要請を行う。

(イ) 市は、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。

(ウ) 被災者の他地区への移送を要請した場合は、移送先における避難所等管理者（市職員）を定め、移送に当たっては引率者を添乗させる。

② 本市への被災者の受け入れ

(ア) 市は、府や府内他市町村から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。また、府から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合も同様に、被災住民を受け入れる。

(イ) 移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元他市町村が行い、市はその運営に協力する。

(ウ) また、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

(10) 開設状況の記録

配備職員は、避難所等の開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

(11) 知事への報告

市長は、避難所等の開設状況をまとめ次第〔資料編：様式－1〕により、京都府山城広域振興局長を経由して知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

8. 新型インフルエンザ等感染症における対応

(1) 避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生よりも可能な限り多くの避難所の確保に努める。

(2) 市は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(3) 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫を行う。

9. 災害救助法による避難所等開設基準等

(1) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 設置方法

学校、集会所、神社、仏閣等の既存の建物を利用するのが原則とするが、これがない場合は野外に幕舎、プレハブ等を仮設する。

(3) 開設期間

災害発生の日から7日以内

(4) 災害救助法第30条が適用された場合、知事の補助執行者として市長が実施する。

10. 災害救助法による福祉避難所開設基準等

(1) 対象

高齢者、障がい者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

(2) 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置する。

(3) 開設期間

災害発生の日から7日以内

第12節 帰宅困難者対策 【総括部、総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

大規模災害が発生した場合には、多くの人々が帰宅困難になることが予想され、通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護、支援、代替交通手段の確保等の対策を実施する。

2. 計画の内容

帰宅困難者対策は、市単独では対応が困難なものが少なくないため、府及び防災関係機関と協力して対策を図っていく。

(1) 情報提供

- ① 市、府、鉄道機関、放送機関及び防災関係機関等において、通信途絶に備え鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築し、情報を提供する。
- ② 市は府及び関係機関と共に、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点を確保し、防災情報メール等により情報を提供する。

(2) 安否確認手段の広報

ラジオやテレビ等放送メディアの活用促進を図るとともに、安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板等の利用を広報する。

(3) 救護体制の確保

帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し、水・食料、簡易地図等の配布及び情報の提供を行う。

(4) 駅での混乱防止

駅構内の乗降客、駅前の滞留者等が殺到する場合は、交通事業者と協力し屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

(5) 避難所等への収容

発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、帰宅可能になるまでの間、最寄りの避難所等に一時収容する。

(6) 保育所における乳幼児の預かり保育

公立保育所では、保護者の帰宅困難等の理由により迎えが遅れる場合は原則24時間（1泊）、育所で預かる。これにより食料等の備蓄を行う。

第13節 孤立するおそれのある地区の対策 【総括部】

災害時に孤立するおそれのある地区については、事前に把握に努め、次のような予防対策を実施するとともに、災害時においても、地区の被害状況に則して適切な応急対策の実施に努める。

- (1) 孤立の危険性に関する普及啓発を図る。
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄や、飲料水の確保に配慮する。
- (3) 孤立時に有効な通信設備の整備など、情報連絡方法の確保に努める。

第14節 交通対策計画 【建設対策部、府（山城北土木事務所、田辺警察署）】

1. 計画の方針

道路等における危険及び交通の停滞等を防止、解消し、災害時における交通の円滑安全を図る。

2. 計画の内容

(1) 危険箇所の発見

① 道路巡視

降雨等により、道路・橋梁に危険箇所の発生が予想される場合、道路管理者は道路巡視を実施し、道路・橋梁の危険箇所の早期発見に努めるものとする。

② 発見者の通報

道路・橋梁等交通施設の被害、その他交通の異常な混乱を発見した者は遅滞なく道路管理者又は警察官に通報すること。

(2) 交通の規制

道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長、警察官にあり、規制を行うにあたってはそれぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。〔資料編：表-2.36 災害時における道路規制基準〕

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
都道府県 公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都道府県内又は近接都道府県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるために緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制のうち適用期間が短いものができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいらない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項

実施機関	交通規制等を行う状況及び内容	根拠法令
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条
	緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。	災害対策基本法第76条の6

(3) 交通の確保対策

① 道路施設の応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑安全を図るものとする。応急復旧においては、救命救助、応急復旧対策等、緊急に必要な路線の確保を優先するものとし、道路管理者、警察と協議し確保する。

② 放置車両等の移動

立ち往生車両や放置車両により、緊急通行車両の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（車両から落下した積載物等）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することを命じるものとする。

車両等の占有者等が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者等が現場にいない場合等、占有者等により移動の措置をとることができない場合、道路管理者は当該車両等の移動の措置を行う。その際、やむを得ない限度において、当該車両等その他の物件を破損することができる。また、車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地等がなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

国道、府道における放置車両等については、各道路管理者へ放置車両等の移動の要請を行う。

(4) 広報措置

① 災害時に種々の道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示するほか、広報車、ビラ、パンフレット等による市民への広報、関係機関への公表等により、円滑な交通と安全の確保を図る。

② 市は、市内における道路網の交通規制状況を把握し、市民等からの照会に的確に対応するものとする。

(5) 緊急輸送道路の指定

災害発生直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は[資料編：表-2.37 京田辺市にかかる緊急輸送道路一覧]のとおりである。

① 第一次緊急輸送道路

他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）

② 第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市役所等、その他の防災拠点を連絡する道路

第15節 輸送計画 【総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、建設対策部】

1. 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資材、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施機関

災害時における輸送力の確保措置は、それぞれの応急対策を実施する機関において行うものとする。ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- ① 公用車による輸送
- ② トラック、バスによる輸送
- ③ 鉄道による輸送
- ④ 航空機による輸送
- ⑤ 人力による輸送

(3) 輸送力の確保

① 公用車による輸送

公用車の配備については、災害対策本部において行い、詳細については災害対策本部の活動計画において定めるものとする。〔資料編：表-2.38 公用車保有状況一覧表〕

② トラック、バスによる輸送

市所有の公用車を使用してもなお不足する場合は、総務対策部は次の事項を明示して、京都府山城広域災害対策支部を経由し、京都府災害対策本部に調達斡旋を要請する。

(ア) 輸送区間及び使用期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集合場所及び日時

(オ) その他必要な事項

③ 鉄道による輸送

総務対策部は、災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(ア) 西日本旅客鉄道株式会社

〔資料編：表-2.39 西日本旅客鉄道株式会社要請窓口〕

(イ) 近畿日本鉄道株式会社

④ 航空機による輸送

陸上輸送がすべて不可能な場合は、京都府山城広域災害対策支部を経由し、京都府災害対策本部に航空機の要請を行う。

[資料編：表-2.40 災害用・ドクターヘリコプター発着予定場所一覧表]

[資料編：図-2.5 災害用・ドクターヘリコプター発着予定場所位置図]

(ア) 発着地点に石灰でⓂを描き地点を標示する。

(イ) 発着地点で煙をたて、風向をはっきりさせる。

(ウ) 夜間は投光機等により発着地点を標示する。

⑤ 人力による輸送

災害により、車両、鉄道、航空機等による輸送手段が講じられないときは人力による輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認に関する手続き

災害対策基本法第76条第1項に基づき、交通規制が行われた場合、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長に対し、緊急通行車両等確認申請書 [資料編：様式-5] に、輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。

(5) 事前届け出車両の確認

あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に緊急通行車両等事前届出済証を提出し、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省略される。

(6) 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策を実施するために使用する計画がある緊急通行車両の確認を行うべき車両については、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し、あらかじめ事前届出の手続きを行う。

(7) 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示

規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。

なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるよう教示する。

(8) 災害救助法による輸送基準

① 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救助用物資の整理配分のための輸送に要する経費

② 費用の限度

当該地域における実費

③ 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法適用計画 【総括部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準及び適用手続等について定める。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、京都府域における具体的適用基準は次のとおりである。

災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

(1) 市域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が次の世帯数以上であること。

■ 災害救助法の適用基準世帯数

区分	人口	住家滅失世帯数
京田辺市	71,356人	80世帯

(注：人口は令和5年1月1日現在)

(2) 府内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、市域内の住家のうち滅失世帯の数が(1)の滅失世帯数の半数以上であること。

(3) 府内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、市域内の被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。以下に例を示す。

- ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。以下に例を示す。

- ① 交通事故により多数の者が死傷した場合
- ② 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ③ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

3. 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- ② 住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯をもって1とみなす。
- ③ 住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては3世帯をもって1とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

③ 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

④ 床上浸水

上記①～③に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

⑤ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

【解釈】

必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

⑥ 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

【解釈】

同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

4. 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請すること。
- (2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は京都府災害対策本部会議を開き災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

5. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間] のとおりである。

第2節 食料供給計画 【市民対策部】

1. 計画の方針

被災者に対し、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮した食料供給を速やかに実施できるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

2. 実施責任者

実施責任者は市長とし、被災等により市長が実施できない場合は、府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任により市長が実施する。

3. 給食に必要な米穀等の確保

(1) 事前措置

市長は、市内の米穀小売業者の手持数量を調査のうえ、京都府危機管理部災害対策課（以下、「災害対策課」という。）に報告するとともに、その数量が応急配給を実施する場合、最小限度（1～2日分）にも満たないと判断したときは、速やかに小売販売業者並びに保有米農家（とう精機のある者及び地域の責任者等）に対しよう精を依頼し、精米の確保に努める。

(2) 災害時における米穀の調達

市長は、災害の地域が広範囲に渡り市内の米穀小売業者及び保有米農家等からの調達が不可能な場合、必要とする米穀の数量を災害対策課を経由して知事に要請する。

(3) 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- ① 市長は、給食に必要な米穀の数量を災害対策課を経由して知事に報告するものとする。
- ② 市長は、知事の指示により米穀の引き渡しを受けるものとする。引き渡しを受けた米穀が玄米である場合、市長はとう精機保有業者に対し、とう精を依頼する。

(4) アルファ化米の調達

市長は、アルファ化米による給食が必要と判断した場合は、知事に申請する。

(5) 民間業者からの調達

市長は、食料等の確保に関する民間販売業者との協定の締結に努め、必要な食料を優先的に購入する。

4. 食料供給の方法

(1) 食料の供給系統

- ① 食料の供給は、炊き出し予定施設において給食・配給するものとし、食料の集散拠点とする。
- ② 大規模な災害により道路が十分確保されない場合は、市役所を食料の集散拠点として確保し、それぞれの炊き出し予定施設までの供給を人力等で確保する。

(2) 食料供給の対象者

- ① 避難所等に避難している者等
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け炊事ができない者
- ③ 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- ④ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、主食の給食が受けられない者

(3) 食料供給の品目及び数量

乾パン、アルファ化米等の備蓄品、炊き出しや食料等の確保に関する協定締結業者等からの納品物とする。

なお、道路障害除去が本格化し、輸送が可能となれば原則として米飯による炊出しや多様な食料需要に対応するため、事業者等の協力も得て弁当・おにぎり等を調達する。

(4) 炊き出しの実施

① 炊き出し施設

炊き出しを行う施設は〔資料編：表-2.41 炊き出し予定施設一覧表〕のとおりとする。

② 協力機関等

炊き出し給食の実施に際しては、自主防災組織、自治会及びその他団体、一般市民等の協力を得て実施する。

③ 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

(5) 食料の配布

市は、食料を原則として、避難所等において被災者に配布する。また、食料の確保が困難な在宅の被災者は、最寄りの避難所等に数量を連絡し、配布時には当該施設で受領するものとする。この場合、在宅の要配慮者については、支部長が区・自治会、自主防災組織等の協力を得て配布を行う。

5. 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

(1) 対象

避難所等に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 給与期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、市長が災害の事情により、その期間を延長する必要があるときは、振興局長と協議する。〔資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間〕

第3節 給水計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

2. 計画内容

(1) 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市長が行うものとする。

本市において飲料用水等の供給が実施できないときは、隣接市町村の協力を得て実施する。また、知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

(2) 災害救助法による飲料水の供給

① 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

② 費用の限度

給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費とし、災害救助法施行細則の定めによる。

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

③ 供給期間

災害発生の日から7日以内

(3) 浄水施設及び配水池

浄水施設及び配水池の状況は〔資料編：表-2.42 飲料水供給水源一覧表、表-2.43 配水池一覧表〕のとおりである。

(4) 給水方法

飲料用水等は概ね次の方法により供給するものとする。

① 給水車又はポリ容器及びポリエチレン袋により運搬供給する。

② 仮設給水器具により供給する。

(5) 給水の要領

① 被災地市民への周知徹底

給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等について、広報車、掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。

② 給水タンク車によって、広範囲に給水しなければならないときは、必要に応じて要所に仮設水槽を設置し、給水の円滑を図る。

- ③ 飲料用水等の残留塩素は0.2mg/l 以上を確保すること。
- ④ 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの市民に公平に給水できるようにするものとする。
- ⑤ 給水量は、1日1人当たり3ℓとする。
- ⑥ 高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水
給水拠点での給水を受けることが困難な高齢者、障がいのある人、乳幼児等特に配慮を要する者への給水を確保するために、市民、ボランティアの確保を行い、計画的に給水する。

(6) 給水体制の確立

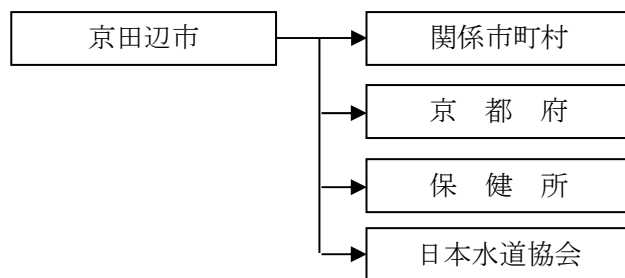
災害の発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制を整えておくものとする。

① 水道施設関係

- (ア) 停電時に備え、受電の2系統化及び自家発電設備の定期点検を行い、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- (イ) 気象台の気象情報に対処し、災害が予想される時は、貯水施設の満水、各家庭における飲料用水等の確保の対応措置を講ずる。
- (ウ) 応急復旧工事に必要な器具、資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

② その他

- (ア) 応急給水に必要な器具・資材、タンク車等を常に整備点検し、災害発生時に迅速に対処できるようにする。[資料編：表-2.44 応急給水用機器一覧]
- (イ) 飲料水の消毒薬品（次亜塩素）は薪浄水場に備蓄しておく。
- (ウ) 近隣市町村や関係機関に対しての応援給水の要請方法は、次のとおりとする。



(7) 災害発生時の措置

- ① 水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水可能区域・断水区域を区分するとともに、運転可能な施設より順次配水調整を行って断水区域を縮小していく。
- ② 水道施設の大半が被害にあった場合については、普賢寺浄水場を供給水源と指定し、必要水量を確保する。
- ③ 復旧についての資材・人員・工事業者等の手配関係を迅速に行う。

[資料編：表-2.45 京田辺市上下水道協同組合の所在・連絡先]

- ④ 被害状況、復旧費・復旧期間・復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により京都府山城北保健所を經由し文書で提出する。

第4節 生活必需品等供給計画 【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

被災者に対し、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮した被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定めるものとする。

2. 実施責任者

市長が実施するものとし、被災等により市長が実施できない場合は、府に応援を要請する。

3. 物資の調達方法

物資の調達は市長が行う。備蓄物資を確保・活用するとともに、市長はあらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

市内で物資確保が困難な場合は、「災害発生時における物資の供給に関する協定」等を締結している民間事業者に対し物資の供給を要請するとともに、京都府危機管理部災害対策課（以下、「災害対策課」という。）を通じて知事に物資の供給斡旋を要請する。

府からは、発災後必要と認められる場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市の定める集配地に輸送される。

[資料編：表-2.46 災害時における生活必需品等及び応急復旧資材の市内調達先一覧]

4. 物資の種類

(1) 生活必需品

被災者に支給する生活必需品は次の品目をいう。

- ① 被 服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- ② 寝 具 毛布・布団等の類
- ③ 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
- ④ 食 器 等 紙コップ・はし・鍋等の類
- ⑤ 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

(2) 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・釘・針金・瓦等の類

5. 物資の供給系統

(1) 物資の供給は、広域避難場所を集配拠点として予定し、集配拠点への輸送と、集配拠点における供給を原則とする。

(2) 集配拠点においては、市民対策部がボランティア等の協力を得て管理、運営する。

(3) 市は、宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を配置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資

を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

(4) 区及び自治会等を通じて配給し、配給に関する記録をしておく。

6. 災害救助法の適用を受けた場合の措置

本市の地域に災害救助法を適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は原則として知事が行う。

このため災害対策本部長は、次の対策を講じる。

(1) 市民対策部は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。

(2) 配分計画に基づき直ちに必要量を京都府危機管理部災害対策課に要望する。

(3) 京都府危機管理部災害対策課から送付された物資は配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

7. 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

(1) 対象

住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水等により生活上必要な被服寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

(2) 品目

- ① 被服、寝具
- ② 日用品等
- ③ 食器等
- ④ 光熱材料

(3) 費用の限度

- ① 季別及び世帯区分により1世帯当りに対し、災害救助法施行細則に定める額内
- ② 季別は、災害発生の日をもって決定する。

(4) 給(貸)与期間

災害発生の日から10日以内

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

8. 災害救助法の適用を受けない場合の措置

災害救助法の適用を受けない程度の災害について、被災者に物資を支給する必要がある場合は3項に準じ調達し、6項に準じ配分する。

9. 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い、民心の不安の除去に努める。

第5節 住宅応急対策計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、被災した宅地について、二次災害を防止するため危険度判定を実施する

2. 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

3. 被災住宅に対する措置

(1) 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度による融資及び貸付の指導、斡旋にあたる。

(2) 公営住宅に対する措置

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

4. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の建設

① 実施責任者

災害応急仮設住宅の建設については、原則として市長が行う。ただし、災害救助法に基づく場合は、知事から委任を受けたものについて市長が実施する。

② 対象

住宅が全壊(焼)又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

③ 費用の限度

1戸当りを基準として災害救助法施行細則に定める額以内

④ 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

⑤ 供与期間

完成の日から2年以内

⑥ 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

- (ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体に障がいのある人
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 既存公的施設の利用

一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供与までの間の居住の安定を図る。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅への収容については、入居者選考の機関を設置（入居者の決定は知事が行うが市長はその補助機関として）し、被災者の資力その他の生活条件を十分考慮の上決定するものとする。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨の理解を求めるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

5. 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が自ら応急修理を行うものとするが、災害救助法が適用された場合に自らの資力により応急修理できない者等に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が行うものとする（同法により知事が職権の一部を市長に委任した場合を除く）。

(1) 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

(3) 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内

(4) 期間

災害発生の日から1か月以内

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

6. 応急仮設住宅建設予定地

建設予定地については市有地を原則とし、平常時より選定しておくものとするが、災害発生地区の状況等を考慮して決定する。

7. 被災宅地危険度判定

風水害等により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

8. 応急復旧資材の斡旋

「第4節 生活必需品等供給計画」に基づき斡旋する。

9. 建設業者の把握

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が災害直後の混乱時に円滑かつ迅速に実施できるよう、市内における建設業者の協力を得る。

第6節 清掃計画 【総括部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害時におけるごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

2. 実施責任者

災害時の清掃業務の実施は、原則として市長が行うものとする。

市の被害が激甚のため実施できないときは、国や京都府、他市町村からの応援を得て実施するものとする。

3. 平常時における清掃能力

管内におけるし尿、ごみ処理施設及びし尿及びごみ収集車は〔資料編：表-2.47 し尿、ごみ処理施設一覧表、表-2.48 委託業者のし尿収集車保有台数一覧表、表-2.49 委託業者のごみ収集車保有台数一覧表〕に示すとおりである。

4. 計画の内容

(1) 災害時の措置

被害の規模に応じ平常業務を打ち切り、し尿処理については、委託業者の協力を得て収集、運搬する。また、ごみ処理については市及び市委託業者の収集車をもって収集、処理する。

し尿及びごみ処理に必要な人員、収集車または処理能力が不足する場合には、京都府や他市町村に応援を要請する。

① し尿処理

被害の規模に応じ、委託業者等の協力を得て実施する。

(ア) し尿処理施設

し尿の処理は、環境衛生センター緑泉園で実施することを原則とする。

(イ) 仮設トイレ

環境衛生センター緑泉園の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、避難所等に仮設トイレを設置する。管理にあたっては必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

② ごみ処理

(ア) 災害発生後、速やかに所要作業量の調査を行い、計画を策定する。環境保全及び衛生面の観点から、緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

(イ) 大量に発生したごみについては、可能な限り可燃物と不燃物の選別を徹底し、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し廃棄物の処理を行う。

(2) 産業廃棄物の処理

① 産業廃棄物の処理は、原則として事業者が行う。ただし、市長は事業者が自ら処理すること

ができないと認める場合においては、有害なものを除き一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、事業者にかわって、産業廃棄物を処理することができる。

- ② 災害により有害又は多量の産業廃棄物が排出された場合において、市長は事業者又は処理施設の管理者に対し、当該廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分について必要な報告を求め、又はその内容を知事に連絡して変更その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(3) 清掃業務実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況報告

① 清掃業務実施状況報告

京都府地域防災計画の定めるところにより京都府関係課へ実施状況を報告するものとする。

② 廃棄物処理施設等の被害状況報告

一般廃棄物処理施設等が災害のため被害を受けたときは、その状況を所定の様式等により報告するものとする。

第7節 防疫及び保健衛生計画 【健康福祉対策部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害発生時には、廃棄物や腐敗物の散乱、生活環境の悪化、被災者の体力の低下等、悪条件が重なり、感染症等が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止する。

食品の衛生対策については、府等と連携して、食品の調達・支給状況を把握しその衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

2. 実施責任者

(1) 細菌検査、検病調査、食品衛生監視

京都府山城北保健所の調査、検査などに協力する。

(2) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒及びねずみ族昆虫駆除

消毒及びねずみ族昆虫駆除の実施は原則として市が行うが、市において実施できないときは、京都府の指導のもと隣接市町村の協力を得て実施するものとする。

(3) 感染症患者の入院勧告及び措置

知事が実施する。

(4) 家庭動物の保護及び収容対策

災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

3. 計画の内容

(1) 防疫班の編成必要班数

5班（1班について2人以上）

(2) 消毒等の実施

衛生環境が劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒等防疫活動を行う。

(3) 備蓄資材等

① 防疫用薬品の備蓄

クレゾール石けん液、次亜塩素酸ソーダ液、逆性石けん液、DDVP含有製剤、カルキ等を平時から備蓄する。

② 防疫用機器の配備

防疫用動力噴霧器、動力煙霧器等を平時から配備する。

③ 防疫薬品の調達先

市長は、即時調達可能な防疫薬品の品名及びその調達先をあらかじめ把握しておくものとする。〔資料編：表-2.50 防疫薬品の調達先一覧表〕

(4) 食品衛生監視対策

① 災害発生初期の対策

(ア) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理に努める。

(イ) 避難所等における食品衛生確保

避難所等管理者は、避難所等における食品の衛生管理を行う。

(ウ) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

炊き出し実施者は、炊き出し時における衛生管理を行う。

② 二次対策

(ア) 初期対策に引き続き、京都府山城北保健所を中心に食品衛生の二次対策を行う。

(イ) 避難所等入所者等被災者に対し、適正な食品管理について啓発する。

(ウ) 食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ食品関係施設に対し、施設改善を指導する。

(5) 新型インフルエンザ等感染症予防対策

① 被災者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等、感染症予防対策として必要な措置を講じるよう努める。

② 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の被災者とはゾーン、動線を分ける。

③ やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室等にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫を行う。

(6) 家庭動物の保護及び飼養

① 動物の保護及び収容

災害により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。

(ア) 放浪している動物を保護し、収容する。

(イ) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(ウ) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(エ) 飼養されている動物に餌を配布する。

(オ) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(カ) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(キ) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

② 避難所における動物の適正な飼養

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、

動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。

■避難所における飼育動物の受け入れに関する基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、原則として飼い主が準備する。③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。⑤ 飼育場所は居住スペースとは別とし、特に動物アレルギーを持つ人に配慮する。⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士やボランティアが協力して、各避難所の運営協議会等が定めた飼育ルールに従い行う。 |
|---|

③ 死亡動物の処理

死亡した動物は適切に処理する。

(7) 家畜伝染性疾病の予防

災害発生に伴う家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づいて京都府山城家畜保健衛生所を主体として協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお病性鑑定の実施については、京都府中丹家畜保健衛生所が実施する。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋火葬計画

【健康福祉対策部、経済環境対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容、処理、埋葬等の実施に関する計画を定める。

2. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

- ① 実施主体：市
- ② 協力機関：市長は必要に応じ消防署等、警察署及び市民に協力を要請する。
- ③ 機材借上：市長は搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

(3) 応援要請

本市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、京都府山城広域振興局長及び隣接市町村並びに遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ① 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援を要する人員又は舟艇、器具等

3. 遺体の収容処理

(1) 処理の対象

遺族が被災ないし混乱等により遺体鑑別等に必要の洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置、あるいは検案を行うことができない遺体とする。

(2) 実施者

遺体の処理は、市長が消防署、警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、市民等の協力を求める。

(3) 変死体の届出

変死体については、直ちに警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

(4) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は市長に連絡のうえ遺体を引き渡

すものとする。

(5) 処理の内容

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別、腐敗防止等のための措置として行うもので遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

② 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、予め定めた遺体安置所予定施設に埋火葬するまで安置する。

[資料編：表-2.51 遺体安置所予定施設]

4. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が被災ないし混乱等のため、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。

(2) 埋火葬の実施

① 実施者：市

② 方法：土葬又は火葬

③ 留意点

(ア) 埋火葬を円滑に実行するために迅速に埋火葬計画を作成する。

(イ) 事故死等による遺体については、田辺警察署から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

(ウ) 身元不明の遺体については、田辺警察署に連絡し、その調査にあたる。

(エ) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

(オ) 埋葬の実施が本市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

(3) 火葬場の状況

[資料編：表-2.52 火葬場一覧] 参照。

5. 災害救助法による基準

(1) 遺体の搜索

① 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されておれば搜索の対象とする。

② 費用の限度

舟艇、その他の搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし当該地域における通常の実費とする。

- ③ 期間
災害発生の日から10日以内
- (2) 遺体の処理
 - ① 対象
災害の際死亡した者
 - ② 処理の内容
 - (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - (イ) 遺体の一時保存
 - (ウ) 検案
 - ③ 費用の限度
 - (ア) ②の(ア)については、災害救助法施行細則で定める額以内
 - (イ) 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当り災害救助法施行細則で定める額以内
 - (ウ) 検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内
 - ④ 期間
災害発生の日から10日以内
- (3) 遺体の埋葬
 - ① 対象
災害の際死亡した者
 - ② 埋葬範囲
 - (ア) 棺（附属品を含む。）
 - (イ) 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）
 - (ウ) 骨つぼ及び骨箱
 - ③ 費用の限度
災害救助法施行細則で定める額以内
 - ④ 期間
災害発生の日から10日以内

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

6. 漂着遺体の取扱い

- (1) 災害救助法の適用された市町村から京田辺市の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合
 - ① 漂着した遺体が京都府内の市町村で、災害救助法が適用されている地域からのものである場合は、市長は直ちに災害救助法の適用された市町村長に連絡して、当該市町村長に遺体を引き取らせる。
ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告す

るとともに、必要に応じその指揮を受けて市長が埋葬又は遺体の処理を行うものとし、これに要する費用について府が負担する。

- ② 漂着した遺体が京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものであるときは市長は①により措置するものとし、それに要する費用については、府が支弁する。

(2) 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できない場合

市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後においてその遺体の漂着が当該災害によるものと判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、(1)の①、②により取り扱う。

第9節 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び外国人等災害時要配慮者に係る対策計画

【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時には、高齢者や障がいのある人、在宅療養者、透析が必要な人、糖尿・高血圧などの疾患をもつ人、乳幼児・妊婦及び外国人（以下、「災害時要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

災害時における災害時要配慮者に係る対策は、府との連携のもとに、市長が行うものとする。

(2) 災害発生時の災害時要配慮者の避難誘導、安否確認等

- ① 避難行動要支援者名簿の整備地区においては、地域の自主防災組織や民生児童委員等をはじめとする避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿等を利用し、避難行動要支援者の避難所への避難誘導、安否確認を行う。未登録者については、市長は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、該当地区の未登録者の名簿の写しを支援者に提供し、避難誘導、安否確認等に利用するものとする。また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。
- ② 避難行動要支援者名簿の整備地区以外の地区についても、災害対策基本法第49条の11第3項の規定を適用し、市が作成した基礎名簿を地域の自主防災組織や民生児童委員等に提供することにより、避難行動要支援者の避難所への避難誘導、安否確認を行う。
- ③ その際、避難支援等関係者等の安全確保の措置についても十分に配慮するものとする

(3) 高齢者に係る対策

- ① 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所等における相談体制の整備及び在宅高齢者の訪問相談を実施する。
- ② 市は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- ③ 市は、府との連携のもとに、地域内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- ④ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。

(4) 障がいのある人に係る対策

- ① 市は、府との連携のもとに、避難所等設営のため資材として、障がい者用トイレ、車椅子などの福祉機器、視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所等に提供する。
- ② 市は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め、視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人との情報伝達システムの確立を図る

- ③ 市は、府との連携のもとに、避難所等及び在宅の障がいのある人の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- ④ 市は、府との連携のもとに、地域内の障がい者福祉施設等と連携し、障がいのある人に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、重度障がいのある人については、府内及び近隣府県の障がい（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- ⑤ 障がいのある人の健康管理には特に留意することとし、市は府と連携し避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。

(5) 乳幼児等に係る対策

- ① 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- ② 市は、府との連携のもとに、避難所等の責任者から通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。市は、状況に応じ府に協力を求める。

(6) 外国人に係る対策

- ① 市は、職員や通訳・翻訳ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともにその調査結果を府に報告する。
- ② 市は、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。
- ③ 市は、府や通訳・翻訳ボランティア等と協力し、広報紙、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用し、災害情報、安否情報、生活情報等を外国語による情報提供を行う。
- ④ 市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や通訳・翻訳ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。
- ⑤ 市は府と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように通訳・翻訳ボランティアの確保を図る。

(7) 避難所における福祉避難コーナーの開設

避難所において、災害時要配慮者が避難生活できるよう、市は施設管理者との連携のもとに避難施設の教室や事務室等や避難所の一角を「福祉避難コーナー」として開設し、災害時要配慮者を収容する。

なお、避難所における災害時要配慮者の避難生活状況等を見極め、長期化する場合は、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設置するなど避難所生活の良好な環境整備に努めるものとする。

(8) 福祉避難所の開設

市は、災害時要配慮者の避難状況を確認し、災害時要配慮者の状態等に応じて必要と認められる場合、福祉避難所を開設し収容を行うものとする。

第10節 災害警備計画 【田辺警察署】

1. 計画方針

災害の発生に際しては、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立する。更に防災関係機関と連携を保ち、被災者の救出救助、交通規制及び被害の拡大防止に努めるなど適切な警備活動を実施し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

2. 計画内容

(1) 警備体制

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて田辺警察署に「緊急事態対策本部」を設置するとともに、必要な警備体制をとるものとする。

(2) 災害警備措置と活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況に対応し、次の警備活動を行う。

- ① 災害情報の収集及び被害実態の把握
- ② 被災者の救出救助及び避難誘導
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ④ 遺体の検視、死体調査、身元確認
- ⑤ 行方不明者の搜索
- ⑥ 被災地及び避難所等における犯罪の予防検挙
- ⑦ 災害に関する広報活動
- ⑧ 関係機関の活動に対する支援
- ⑨ その他災害警備に必要な警察活動

第11節 ライフライン施設応急対策計画

11-1 電気施設応急対策計画 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都支社】

1. 計画の方針

災害により電気施設等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合には関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は非常災害対策本部を設置し、電力融通を迅速かつ円滑に行えるような体制を整備する。

2. 設備の運転保守

電気施設が被災したときは送電不能になることもあるが、原則として送電を継続する。

また、浸水倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を中止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

3. 災害時の連絡・通報等

[資料編：表-2.53 電気施設被災時の連絡・通報先] 参照。

4. 被害状況の収集・周知

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握して適切な連絡を行うとともに、新聞、ラジオ、広報車等により被害状況や復旧の見込み等の周知を行う。

5. 施設の復旧

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設等の復旧順位は、医療機関、避難施設、公共施設・機関、報道機関等を優先するものとするが、救援救助活動の推進、市民生活の安定等を考慮し、「大規模災害における停電復旧の連携等に関する基本協定(令和4年12月16日)」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、道路管理者と調整しながら復旧の必要性の高いもの、復旧効果の高いものを優先して行う。

ただし、必要に応じて、災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整を、府と行うものとする。

1 1 - 2 通信施設応急対策計画 【西日本電信電話株式会社京都支店、その他通信関連機関】

1. 計画の方針

電気通信施設が災害により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社等の災害対策規程の定めるところにより、被災施設の復旧に関して応急措置を講じ、通信の確保に努める。

2. 災害時の連絡・通報等

[資料編：表-2.54 通信施設被災時の連絡・通報先] 参照。

3. 応急復旧の順位

回線の復旧順位は次のとおりとする。

■ 通信回線の復旧順位

順位	対象施設
第1順位	気象機関・水防機関・消防署等・災害救助機関・警察署等・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

1 1 - 3 ガス施設事故応急計画 【大阪ガス株式会社導管事業部】

1. 計画の方針

ガス施設が損傷し、ガス漏れ等の事故により発生する火災、爆発等の災害を防止するため、ガス事業者のとるべき応急対策について定める。

2. 事故発生の応急措置

(1) 発見者の通報

ガス施設のガス漏れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者、又は警察署、消防署等若しくは市役所に通報するものとする。〔資料編：表-2.55 ガス施設被災時の連絡・通報先〕

(2) 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生の通報を受けた関係機関は、緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

(3) 警察、消防署等の措置

警察及び消防署等は、ガス事業者と連絡協議し、ガス漏れ等の事故現場を確認のうえ、火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示及び広報等を行うものとする。

(4) 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は、救急医療救助その他の応急対策を実施するため、事故対策本部を設置するものとする。

3. 都市ガス施設の応急対策

(1) 危険防止対策

水害冠水地域の整圧の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先し、被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

4. 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、各関係機関の協力を得て、事故現場及び被災地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を防災会議会長に報告

するものとする。

5. 住民の避難等

災害による事故発生の場合は、不測の事態を考慮して、ガス事業者と協議のうえ、付近の市民の避難の要請を行うなど、危険防止のため応急対策を行う。

緊急の場合は、消防本部の判断により、付近市民の避難要請を行う。

6. 広報

混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、市民に対し被災状況及び復旧の見通し等について広報する。

1 1 - 4 上水道施設応急対策計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

災害時における給水の重要性にかんがみ、水道施設の応急対策について定める。

2. 被害状況の収集・伝達

災害発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3. 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、上下水道対策部復旧対策班があたり、必要に応じ、水道工事業者等の応援を得て復旧するものとする。なお業者とは事前に対策方法を協議しておくものとする。

4. 支援要請等

応急復旧に必要な人員、資器材等が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者に対する広域的な支援要請を行うものとする。

5. 広報

水道施設が被災し、水道施設による給水が困難になった場合は、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧の見通し等について、市民に広報し、社会混乱を未然防止するようにする。

1 1 - 5 公共下水道施設応急対策計画 【上下水道対策部】

1. 計画の方針

災害時における下水道施設の応急対策について定める。

2. 被害状況の収集・伝達

災害発生時に、管渠及び人孔等の各施設についての被害状況を調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3. 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、また、人孔の被害に対しては、接続部の破損等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

4. 広報

公共下水道施設が被災し、下水道施設の使用が困難になった場合は、市民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を制限するよう周知する。

第12節 鉄道施設応急対策計画 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2. 災害時の連絡・通報等

[資料編：表-2.56 鉄道施設被災時の連絡・通報先] 参照。

3. 西日本旅客鉄道株式会社の計画

(1) 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、大阪支社内に事故対策本部（以下、「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

① 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

② 現対本部の業務

(ア) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

(イ) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護、復旧に着手する。

(ウ) 復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する。

(エ) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。

(オ) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

4. 近畿日本鉄道株式会社の計画

(1) 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期の復旧および事業再開を図る。

(2) 災害応急対策

① 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部または非常本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

② 配備体制及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

③ 通信連絡体制

(ア) 列車については列車無線を活用する。

(イ) 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、N T T加入電話、携帯電話、M C A無線等を活用する。

5. 広報

災害の状況、復旧の見通し等について、西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の事故対策本部から情報を入手し、広報車等により市民に広報する。

第13節 危険物施設応急対策計画 【消防対策部、京田辺市LPGガス保安連絡協議会】

1. 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物の災害に際しては、市民の生命身体及び財産を保護するために、この計画に定めるほか災害の規模に応じて、通信体制及び災害情報収集計画、災害広報計画、避難計画、消防計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

2. 危険物施設応急措置計画

屋外タンク等危険物施設が破損し、石油類が流出又は火災になった場合は、次の応急措置を行う。

(1) 火災発生の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 被災者の救出救護
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 遺体の処理
- ⑥ 消防活動
- ⑦ 危険物の除去

(2) 石油类等流出の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ③ 流出石油类等の拡散防止、除去又は処理
- ④ 石油类等河川流入の場合における下流地域への通報

3. 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出の措置を講じ関係者以外の立入を禁止する。なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、市民の避難等の措置をとる。

(2) 災害が発生した場合は、消火活動、被災者の救出救護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに必要に応じ公安委員会に対し、自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

4. 高圧ガス保管施設応急措置計画

(1) 災害の規模・態様、付近の地形、建築物の構造、気象条件を考慮し、ガスの種類等を考慮し、施設の管理者、消防署等及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅

速、適切な措置をとる。

(2) 爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。

- ① 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- ② 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ③ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
- ④ 漏えい防止作業
- ⑤ 注水及び消火活動
- ⑥ 付近市民に対する広報
- ⑦ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ⑧ 避難誘導及び群衆整理
- ⑨ 負傷者の救出救護
- ⑩ 遺体の処理
- ⑪ 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
- ⑫ 引火性、発火性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏えいに際しては、次の措置をとる。

- ① 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
- ② 付近市民等に対する中毒防止方法の広報
- ③ 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

5. 毒物劇物保管施設措置計画

(1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防署等又は警察署に届出るものとする。

(2) 緊急措置

保健所(又は警察)は毒物劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し関係市民に注意を与えると共に、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第14節 公共土木施設応急対策計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

風水害等により公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施工し、その機能の回復を図る。

2. 河川等施設

- (1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水機場等の破壊については、土のうや矢板で応急締切工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難所等に活用できるものについてはその空間確保に努める。
- (2) 貯水施設については、緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、二次災害防止のため、必要な措置をとる。
- (3) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合は、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

3. 道路・橋梁

(1) 被害状況の調査

風水害等による災害が発生した場合、建設対策部により道路・橋梁の被害状況を調査、把握する。

また、避難用道路及び緊急輸送道路を確保するため、応急工事及び障害物除去を早急を実施するとともに、必要に応じ、府、田辺警察署等と協議し交通規制を行うとともに、市民に的確な情報提供を行う。

4. 都市公園施設

公園の被災状況を調査し、利用が危険な施設については、使用禁止等の措置をとるとともに、避難所等ないし資材等の集積場所として確保することが必要な公園については、障害物の除去等の応急復旧工事をを行う。

第15節 社会福祉施設応急対策計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害発生時の施設入所者及び利用者の生命・身体の安全確保を図り、かつ、社会福祉施設の機能を維持するための措置について定めるものとする。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

各施設の施設長及び設置者が災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、防災関係機関及び市民等の協力を得て実施する。

(2) 避難措置等

- ① 災害発生時において、各施設の職員は入所者及び利用者の生命の安全確保を第一とし、敏速に安全な場所に避難させるものとする。また、防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確立を図るものとする。
- ② 通園施設にあつては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

3. 施設の応急復旧

(1) 公営の施設

市営の施設では被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

(2) 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて、法人が実施する復旧対策等について指導助言を行う。

(3) 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、入所者及び利用者の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言を行うものとする。

この場合において、施設長は状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

(4) 保健管理、安全の指導

入所者及び利用者の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第16節 農林業施設応急対策計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害により農業用施設及び林業用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、適切な応急処置を実施して農業生産及び林業生産が迅速にもとの形態に復するに必要な計画を定める。

2. 農業用施設応急対策

(1) 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、早期復旧に努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額を市に対して速やかに報告する。市は、広域振興局を経由して府に速やかに報告する。

(2) 出水等による被害の程度が大規模で、周辺地域に湛水のおそれがあるときには二次災害防止等の緊急の措置をとる。

(3) 管理施設毎の被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

3. 畜産施設応急対策

(1) 災害の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気等の発生が生じた場合は、その実体を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な措置をとる。

(2) 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はそのおそれがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又は蔓延を防止する措置を講じる。

(3) 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

4. 林業用施設応急対策

(1) 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

(2) 被害の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入禁止等の措置をとり、市民に広報して安全対策を実施する。

(3) 施設ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

5. 治山施設応急対策

(1) 災害により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたと

- きには、早急に被害状況を点検調査し、障害物の除去等の緊急措置を講じる。
- (2) 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大して、市民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全措置を講じる。
- (3) 被災状況に応じて応急復旧計画を立て、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第17節 障害物除去計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

2. 計画の内容

- (1) 障害物の除去は、市が行う。
- (2) 第一次的には、市保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、京都府山城北土木事務所に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体等からの資器材・労力等の提供を受ける。

3. 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が堆積して、一時的に居住できない住宅で、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 対象者の選定基準と除去対象数

障害物除去対象者の選定は市で行う。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃費とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市長はその結果を府へ報告する。

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

第18節 環境保全に関する計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、市民への被害の防止及び軽減を図る。

2. 環境汚染の拡大防止及び応急措置

- (1) 災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに府及び関係機関に通報する。
- (2) 市民の生命・身体に危険が予測される場合は、市民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) 府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第19節 文教応急対策計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害発生時における文教対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一とし、授業の中断・休校措置、応急教育、文教施設・設備の応急復旧、教科書・学用品等の調達及び配給、学校給食の対策、職員の確保等について定める。

2. 実施責任者

災害発生時における文教対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 府立学校、その他の教育機関については、府教育長
- (2) 市立の学校及び幼稚園については、市教育長
- (3) 私立学校・幼稚園については、当該学校長及び当該園長

3. 気象及び災害情報の収集・伝達

(1) 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

4. 登校園停止等の措置

(1) 登校園の停止

① 登校園前の措置

午前7時現在に警報が発表された場合は、登校園を停止し、自宅待機とする。また、午前7時以降始業時までには警報が発表されたときもこれに準ずる。ただし、警報が午前10時までには解除されたときは、登校園するものとする。

② 在校園中の措置

在校園中に警報が発表されたとき又は災害が発生したときには、生命・身体の保全を第一とし、校園長の判断により適切な措置を講じる。

5. 学校等における安全対策

(1) 学校における安全対策

① 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

② 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

③ 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

(2) 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

6. 教育に関する応急措置

(1) 教育機関の防災体制

① 市立小・中学校の計画

災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、市災害対策本部教育対策部（市教育委員会）の指示に基づき、学校ごとに策定する非常災害対策計画に準じて所要の人員を配置する。

また、所要の人員数や災害状況については、絶えず災害対策本部教育対策部（市教育委員会）と連絡調整する。

② その他の教育機関の計画

その他の教育機関については、上記①に準じて行うものとする。

(2) 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

(3) 休校措置

災害の状況に応じ、各学校長は、臨時休校等の措置をとり、その旨を教育委員会に報告する。

(4) 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等を損失、損傷から防護し、安全な場所への移動等適切な措置を講じる。

(5) 応急教育計画

文教施設の復旧が長期に渡る見込みの場合は、実情に即し、児童生徒の登校の安全を考慮した上で、できる限り授業の確保に努める。

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

- ① 校舎の一部が利用できない場合
特別教室、屋内体育施設等を利用するものとする。
- ② 被災学校の大部分が使用不能の場合
公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余裕教室等を利用する。

(6) 学用品の調達及び配分

① 災害救助法が適用された場合

(ア) 教科書

- a. 市教育委員会は被害状況を調査し、府教育委員会へ報告する。府教育委員会は、京都府教科用図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。
- b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が直接調査、調達、配分を実施する。

(イ) 文房具及び通学用品

- a. 市立学校については、市長が直接調査、調達、配分を実施する。
- b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が直接調査、調達、配分を実施する。

(ウ) 対象

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)

(エ) 学用品の品目及び費用の限度

- a. 教科書(教材を含む。)…実費
- b. 文房具……………災害救助法施行細則に定める額以内
- c. 通学用品……………文房具と同じ

(オ) 期間

- a. 教科書……………災害発生の日から1か月以内
- b. 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

② 災害救助法が適用されない場合

(ア) 教科書

- a. 市教育委員会は被害状況を調査し、教科書をそう失又はき損した要保護、準保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて一般社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科用図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。
- b. 府立の特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(4) 文房具及び通学用品

市長が直接調査、調達、配分する。

[資料編：表-2.64 災害救助法による救助の程度、方法及び期間]

(7) 学校給食等の対策

教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、公益社団法人京都府学校給食会等と協議し、被災学校の児童生徒に対し、給食するものとする。

(8) 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充は、市教育委員会が措置し、必要な場合は京都府山城教育局に派遣を要請する。

(9) 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

7. 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

(1) 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

(2) 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

8. 被災者の救護活動への連携・協力

災害時には、学校が避難所等となるため、早期の教育機能回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し災害担当部局間での連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第20節 文化財応急対策計画 【市民対策部】

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

災害発生時における文化財応急対策の実施責任者は、指定文化財等の所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）とし、所有者等に対する指導助言については市長が行う。

- (1) 被害が小さいときは所有者等及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- (2) 被害が大きいつきは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- (4) 美術工芸品の所有者等の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第21節 義援金品受付配分計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

市民及び他市町村民から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り配分の円滑化について定める。

2. 義援金募集委員会

災害が発生し、義援金の寄贈が予想される時は、日本赤十字社京都府支部を中心に支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会が設置される。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

3. 義援金品の受付

(1) 受付及び管理

健康福祉対策部が行う。

(2) 受付要領

- ① 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- ② 市民への周知は、市広報及び新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- ③ 義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。
- ④ 義援品で腐敗変質するおそれのあるものは受け付けない。
- ⑤ 受け付けた義援金は、義援金募集委員会に送金する。
- ⑥ 受付期間は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備えつけるものとする。

4. 義援金品の配分

(1) 配分

- ① 義援金については、義援金募集委員会が義援金総額、被災地の被害状況等に基づいて定めた配分基準に基づき、市長宛に送金される。
- ② 義援品については、府が被災地の被害状況等を把握し、義援品の配分を調整する。
- ③ 市内における配分は、健康福祉対策部が行う。

(2) 配分要領

府の調整のもと、義援金品の配分の対象者を罹災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、配分基準に基づいて配分する。

第22節 ボランティア受け入れ計画 【健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるように計画を定める。

2. 受け入れ体制

- (1) 災害発生後、健康福祉対策部は、災害ボランティアセンターと連携のもと、ボランティア対策会議を開催し、非常時体制へ移行するとともに、ボランティアの受け入れを調整する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が中心となって、関連機関と連携して運営するものとし、災害対策本部との協議・調整により支援活動を行う。

3. 一般ボランティア受け入れ計画

- (1) 災害時の様々な救援活動に携わるボランティアの受け入れ窓口は災害ボランティアセンターとする。
- (2) 災害ボランティアセンターは、災害対策本部と協議のうえ、必要に応じてボランティア団体等にボランティアの派遣要請を行う。
- (3) ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等は自己完結を原則とする。
- (4) ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議のうえ、その負担を検討する。
- (5) ボランティアの主な活動
災害時には、主に以下の事項について協力を得る。
 - ① 物資の運搬、仕分け、配布活動
 - ② 食料の炊き出し活動
 - ③ がれき撤去等の清掃活動

4. 専門ボランティア受け入れ計画

- (1) 医療活動に携わる者、福祉関連の専門技術を有する者等の専門的な知識・技術を必要とする応急対策に係る専門ボランティア（京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体等）については、市長が、府知事に派遣を要請する。
- (2) 専門ボランティアの受け入れ窓口は、健康福祉対策部とし、受け入れ体制についてはあらかじめ定めておく。
- (3) 専門ボランティアが応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。
- (4) 専門ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議のうえ、その負担を検討する。

第23節 労務供給計画 【総務対策部】

1. 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部員及びボランティア等の要員では労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関が行うものとする。

(2) 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者の補助者とする。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 死体の処理
- ⑦ 救出物資の整理、輸送及び配分
- ⑧ その他災害応急対策に必要な業務

(3) 労働者確保の方法

- ① 知事に対し労働者の供給を依頼する。
- ② 区・自治会長等に労働者供給の協力を要請する。
- ③ 市内登録建設業者に土木建築技術者及び労働者供給の協力を要請する。

(4) 費用の負担

- ① 労働者の雇上げに要する費用は各災害応急対策実施機関の負担とする。
- ② 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第24節 航空事故災害対策計画 【総括部、消防対策部、大阪空港事務所、各関係機関】

1. 計画の方針

本市の地域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び消防本部等は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

① 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、市域において突発的航空事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 大阪航空局からの連絡

(ア) 大阪航空局は、市域内において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに府、市消防本部及び警察に連絡する。

(イ) 航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故等が予想される場合、大阪航空局は、直ちに府、市消防本部、警察に対し連絡する。

③ 消防本部からの連絡

消防本部は、市域において突発的航空事故が発生し、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

[資料編：図-1.5(1) 事故発生時情報連絡系統図(1)]

(2) 活動体制の確立

① 市の活動体制

安心まちづくり室は、市域において突発的航空事故が発生したとの通報を受けたとき、又は消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

② 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、府、市消防本部、警察等防災関係機関に連絡する体制をとる。

3. 情報の収集・伝達

突発的航空事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」のとおりとする。

(1) 大阪航空局の情報伝達

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に市及び市消防本部等に連絡する。

(2) 市の情報収集・伝達

総括部（安心まちづくり室）は、市域において突発的航空事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」並びに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。

なお、航空機火災が発生した場合及び航空機の衝突等による救急・救助事故で死者及び負傷者の合計が15人以上発生した場合（発生のおそれがあるものを含む。）は、即報要領（直接即報基準）により、第一報を消防庁に対し原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

4. 広報対策

本市は、航空運送事業者等と連携して、本編第1章「災害広報計画」に基づいて航空事故に関する広報活動を実施する。

5. 被災者救出及び消防活動

(1) 救助、救急活動

航空事故により多数の要救出者及び負傷者が発生した場合、本編第1章「被災者救出計画」に基づいて救出活動を実施する。

(2) 消火活動

航空事故による火災が発生した場合、消防署等は本編第1章「消防活動計画」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて航空運送事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

6. 緊急避難対策

(1) 避難誘導

航空事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき避難誘導を実施する。

(2) 被災者の避難収容

航空事故により被災者を避難所等に収容する必要がある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

7. 交通及び輸送対策

航空事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

8. 自衛隊派遣要請

(1) 大阪国際航空長の派遣要請

- ① 大阪国際航空長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。
- ② 大阪国際航空長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 府知事への要請

突発的航空事故に対する応急対策を実施するために自衛隊の派遣要請の必要が発生した場合は、本編第1章「自衛隊派遣要請計画」に基づいて実施するものとする。

第25節 鉄道事故災害対策計画

【総括部、消防対策部、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、突発的鉄道事故が発生した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

① 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、市域において突発的鉄道事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 鉄道事業者からの連絡

鉄道事業者は、市域内において突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、府、市消防本部及び警察に連絡する。

③ 消防本部からの連絡

消防本部は、突発的鉄道事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

[資料編：図-1.5(2) 事故発生時情報連絡系統図(2)]

(2) 本市の活動体制

総括部（安心まちづくり室）は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等 設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

(3) 西日本旅客鉄道株式会社の計画

事故が発生したときは、大阪支社内に災害対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

① 災害対策本部の業務

災害対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

② 現地対策本部の業務

(ア) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

(イ) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画を立て救護、復旧に着手する。

(ウ) 復旧見込み時刻及び確度を対策本部長に報告する。

- (エ) 作業の進捗状況を把握し、逐次災害対策本部長に報告する。
- (オ) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を災害対策本部長に要請する。

(4) 近畿日本鉄道株式会社の活動体制

① 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

② 災害応急対策

(ア) 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内の「災害救助規定」により、本社に非常本部、営業局又は自動車局に非常支部を配置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

(イ) 配備体制及び動員数

「災害救助規定」により、災害の程度に応じた業務担当班を設置して、班員を動員する。

(ウ) 通信連絡体制

- a. 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- b. 必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- c. 必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- d. 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

3. 情報の収集・伝達

突発的鉄道事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」のとおりとする。

(1) 鉄道事業者の情報伝達

鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に市及び市消防本部に連絡する。なお、事故処理が終了し、運転を再開する場合には、二次災害を防止するため、消防、警察等防災関係機関への連絡を徹底する。

(2) 市の情報収集・伝達

総括部（安心まちづくり室）は、市域において突発的鉄道事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」並びに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

なお、列車火災が発生した場合及び列車の衝突、転覆等による救急・救助事故で死者及び負傷者の合計が15人以上発生した場合（発生のおそれがあるものを含む。）は、即報要領（直接即報基準）により、第一報を消防庁に対し原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

4. 災害広報対策

市は、鉄道事業者等と連携して、本編第1章「災害広報計画」に基づいて鉄道事故に関する広報活動を実施する。

5. 被災者救出及び消防活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事故により多数の要救出者及び負傷者が発生した場合、本編第1章「被災者救出計画」に基づいて救出活動を実施する。

(2) 消防活動

車両火災を伴う鉄道事故等が発生した場合、消防署等は本編第1章「消防活動計画」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて鉄道事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

6. 緊急避難対策

(1) 避難誘導

鉄道事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき避難誘導を実施する。

(2) 被災者の避難収容

鉄道事故により被災者を避難所等に収容する必要がある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

7. 交通及び輸送対策

鉄道事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第26節 道路事故災害対策計画 【総括部、消防対策部、道路管理者、各関係機関】

1. 計画の方針

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び市消防本部等は、道路管理者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

① 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、市域において突発的的道路事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 道路管理者からの連絡

西日本高速道路株式会社等の道路管理者は、市域内において突発的的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、府、市消防本部及び警察に連絡する。

③ 消防本部からの連絡

消防本部は、突発的的道路事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

[資料編：図-1.5(3) 事故発生時情報連絡系統図(3)]

(2) 活動体制の確立

① 市の活動体制

総括部（安心まちづくり室）は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

② 道路管理者の活動体制

市域内において突発的的道路事故が発生したとき、西日本高速道路株式会社等道路管理者は速やかに被害の防止のため、府、市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ア) 道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

(イ) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、道路交通の混乱を防止する。

(ウ) 負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

(エ) 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

(ウ) 危険物の流出が認められた場合は、消防署等及び警察等防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

3. 情報の収集・伝達

突発的的道路事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」の図3-3のとおりとする。

(1) 道路管理者の情報伝達

道路管理者は、突発的的道路事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に市及び市消防本部等に連絡する。

(2) 市の情報収集・伝達

総括部（安心まちづくり室）は、市域において突発的的道路事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」並びに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

なお、トンネル内車両火災が発生した場合及びバスの転落等による救急・救助事故で死者及び負傷者の合計が15人以上発生した場合（発生のおそれがあるものを含む。）は、即報要領（直接即報基準）により、第一報を消防庁に対し原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

4. 災害広報対策

本市は、道路管理者等と連携して、本編第1章「災害広報計画」に基づいて道路事故に関する広報活動を実施する。

5. 被災者救出及び消火活動

(1) 救助・救急活動

道路事故により多数の要救出者及び負傷者が発生した場合、本編第1章「被災者救出計画」に基づいて救出活動を実施する。

(2) 消火活動

道路事故により車両火災等が発生した場合、消防署等は本編第1章「消防活動計画」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて道路管理者に対して初期消火活動への協力を要請する。

6. 避難対策

(1) 避難誘導

道路事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本

編第1章「緊急避難対策計画」に基づき避難誘導を実施する。

(2) 被災者の避難収容

道路事故により被災者を避難所等に収容する必要がある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

7. 交通及び輸送対策

道路事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第27節 危険物等事故対策計画

【総括部、消防対策部、大阪ガス株式会社導管事業部、危険物等保管事業所、各関係機関】

1. 計画の方針

本市の地域において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、市及び市消防署等は、危険物等保管事業所、国、府、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

① 事故原因者等による通報

事故原因者（危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 大阪ガス株式会社からの連絡

大阪ガス株式会社は、市域において都市ガスの漏洩事故等が発生した場合、「災害対策要綱」に基づき速やかに消防本部に連絡する。

③ 消防本部からの連絡

消防本部は、危険物等事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

[資料編：図-1.5(4~9) 事故発生時情報連絡系統図(4~9)]

(2) 活動体制の確立

安心まちづくり室は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

3. 情報の収集・伝達

大規模な危険物等事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」のとおりとする

(1) 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

(2) 市の情報収集・伝達

総括部（安心まちづくり室）は、市域において危険物等事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」並びに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下「即報要領」という。）に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合（発生のおそれがあるものを含む。）は、即報要領（直接即報基準）により、第一報を消防庁に対し原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

- ① 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- ② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えるもの
- ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- ④ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- ⑤ 市街地又は高速道路上等において発生したタンクローリーの火災

4. 危険物等事故の拡大防止対策

(1) 危険物等保管事業所等の応急措置

① 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び危険物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防署等と協力して事にあたるよう指導する。

- (ア) 施設の管理者は、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。
- (イ) 施設の管理者は、災害において火災等が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに消防署等に通報する。同時に、自衛消防組織が協力して従業員、周辺地域住民を避難させる措置をとる。
- (ウ) 消防署等及び施設の責任者は、混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破壊等による流出防止等の措置をとる。また、浸水等による広域拡散の防止措置をとる。

② 火薬類保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び火薬類取扱保安責任者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防署等と協力して事にあたるよう指導する。

- (ア) 施設管理者、保安責任者等は、災害時に、火薬類保管施設付近に火災が発生し、貯蔵中の

火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、すみやかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立入を禁止する。

- (イ) (ア)の場合に搬出するいとまがない場合は、消防、警察署等と協力して、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域を設定し、市民の避難措置立入禁止等の警備措置をとる。
- (ウ) 施設管理者、保安責任者等は、災害において火災、爆発等が発生した場合、ただちに消防署等に通報する。
- (エ) 消防署等及び施設の責任者は、次の措置をとる。
 - a. 被災者の救出救護を行う。
 - b. 警戒区域を設定する。
 - c. 飛散火薬類を見つけ回収する。
 - d. 二次爆発の防止措置を行う。
- (オ) 自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

③ 高圧ガス保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び高圧ガス取扱者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防署等と協力して事にあたるよう指導する。

- (ア) 施設の管理者は、災害による被害を速やかに把握し、施設の管理者、消防署等及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡をとり、迅速かつ適切な措置を行う。
- (イ) 消防署等及び施設の責任者は、爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに対して、次の措置をとる。
 - a. 京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請をする。
 - b. 負傷者の救出救護をする。
 - c. 立入禁止区域の設定及び交通規制をする。
 - d. 避難誘導及び群衆整理をする。
 - e. 遺体の処理をする。
 - f. 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動をする。
 - g. 警察署等と協力して、緊急輸送路の確保をする。
 - h. 引火性、発火性、爆発性物品の移動をする。
- (ウ) 消防署等及び施設の責任者は、(2)に加えて毒性ガスの漏えいに対しては次の措置をとる。
 - a. 施設の管理者等に対する防毒措置の指示をする。
 - b. 付近の市民等に対する中毒防止方法の広報をする。
 - c. 防毒資器材の輸送援助をする。

④ 毒劇物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び毒物劇物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防署等と協力して事にあたるよう指導する。

- (ア) 施設の管理者は、災害における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の発生の際は、所轄の保健所、消防署等又は警察署に通報する。
- (イ) 保健所（又は警察）は、毒物劇物の流出、散逸等の状況を住民に速やかに広報し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

⑤ 放射性物質保管施設の応急措置（原子力は除く）

関係事業所の管理者及び放射線取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、防災関係機関と協力して事にあたるよう指導する。

(ア) 施設の管理者は、災害において放射性物質の放射線障害が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに防災関係機関に通報する。

(イ) 施設の責任者は、次の応急措置をとる。

- a. 放射線量の測定をする。
- b. 危険区域の設定と立入禁止制限をする。
- c. 危険区域住民の退避措置をする。
- d. 被ばく者等の救出、救護をする。
- e. 警察署等と協力して、交通規制と群衆整理をする。
- f. 人心安定のための広報活動をする。
- g. その他災害の状況に応じた必要な措置をする。

(2) 都市ガス供給施設の応急対策（大阪ガス株式会社導管事業部）

① 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

② 応急対策

災害発生時には、「災害対策要綱」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(ア) 情報の収集伝達及び報告

a. 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

b. 通信連絡

(a) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

(b) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(c) 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

c. 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(イ) 応急対策要員の確保

a. 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

b. 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者から

の協力体制を活用する。

(ウ) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(エ) 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(オ) 応急復旧対策

a. 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

b. 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5. 災害広報対策

本市は、危険物等保管事業者又は大阪ガス株式会社等と連携して、本編第1章「災害広報計画」に基づいて危険物等事故に関する広報活動を実施する。

6. 被災者救出及び消火活動

(1) 救助・救急活動

危険物等事故により多数の要救出者及び負傷者が発生した場合、本編第1章「被災者救出計画」に基づいて救出活動を実施する。

(2) 消火活動

火災を伴う危険物等事故が発生した場合、消防署等は本編第1章「消防活動計画」に準じて迅速に消火活動を行う。

7. 緊急避難対策

(1) 避難誘導

市内で危険物類やガス類の大規模な漏洩事故等が発生した場合や、大規模な危険物等火災・爆発事故等が発生した場合に市民の生命に危険が切迫する場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき避難誘導を実施する。

(2) 被災者の避難収容

大規模な危険物等事故により被災者を避難所等に収容する必要がある場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

8. 交通及び輸送対策

危険物等事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

9. 環境保全対策

市は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

- (1) 府が実施する環境影響調査（大気、水質、動植物等）の結果に基づき、環境汚染に関する情報を防災関係機関に通報する。
- (2) 市民の生命・身体に危険が予測される場合は、府の依頼又は指示により市民への周知及び避難誘導を行う。なお、市民に対する周知、避難指示等に際しては、府の指導・助言その他の支援のもと実施する。
- (3) その他、府の行う施策に協力する。

第28節 大規模火災対策計画 【総括部、消防対策部、関係各機関】

1. 計画の方針

本市の地域において大規模火災が発生し、被害が発生またはそのおそれがある場合において、市及び消防本部等は、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び地域防災計画の定めるところにより、大規模火災対策本部等を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するための応急対策を実施する。

2. 活動体制の確立

総括部は、大規模火災発生連絡を受けたときは、関係部に大規模火災発生通報を行い、連絡体制を確立する。

市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、大規模火災対策本部等の設置を行う。

3. 情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」および第2編第1章18節「大規模火災予防計画」のとおりとする。

① 火災原因者等による通報

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関に火災状況等を通報するとともに、初期消火に努める。

② 消防本部からの連絡

大規模火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

③ 総括部

総務部は、市域において大規模火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

④ 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、府等関係防災機関へ連絡する。

[資料編：図-1.5(10) 事故発生時情報連絡系統図(10)]

(2) 通信手段の確保

① 火災発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

② 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

4. 災害広報対策

市は、本編第 1 章「災害広報計画」に基づいて大規模火災に関する広報活動を実施する。

5. 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により再燃させる危険性があるため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努める。

(1) 特異火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、または広域断水などの悪条件が発生した場合には、以下の措置をとる。

① 消防団員の出動体制を確保する。

② 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。

③ 関係機関と協力し、広報車、掲示板等による広報を実施し、火災予防を市民に呼びかける。

④ 車両による警戒パトロールを実施する。

⑤ 車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

(2) 出動計画

出火出動は市消防通信規程に基づくものとする。

① 消防車の出動は出動区分表に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。

② 消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

(3) 広域断水時の火災防御活動

① 必要に応じて水道部の職員を消防署所に配置することを要請し、火災発生時に同時出動し、制水弁の開閉による増水手配を実施する。

② 防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽等を使用した場合、必ず補給する。

③ 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。また、水道部等他機関の給水車の活用を図る。

(4) 広域応援体制

市の消防力の全力を上げてても大規模火災への対応が困難な場合は、「京都府消防広域応援基本計画」に基づき、他の市町村、消防署等、府等へ応援を要請し、施設や人員等の活用により広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の低減を図る。

- ① 市域における火災が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（城陽市、八幡市、精華町等と消防相互応援協定を締結している）消防隊等の派遣を要請する。
- ② ①においても対処できない場合は、「京都府広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。
- ③ ①②においても対処できない場合は、市長は本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

6. 救出・救助、救急活動

(1) 救出・救助活動

- ① 消防本部及び警察は、119番通報、110番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制及び立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を市及び関係防災機関に連絡する。
- ② 消防本部は、火災の規模、態様に応じて、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。
- ③ 府及び他市町村への応援要請においても対処できない場合は、市長は本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請や災害の規模に応じて警察災害派遣隊の応援要請を行う。

(2) 救急活動

大規模火災の発生に伴い多数の負傷者が発生した場合は、本編第1章「被災者救出計画」及び「医療・助産計画」に基づき救急活動を実施する。

7. 避難対策

(1) 避難誘導

大規模火災の発生により火災現場近辺の市民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

(2) 被災者の避難収容

大規模火災の発生により避難場所等の開設が必要な場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

8. 交通及び輸送対策

大規模火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第29節 林野火災対策計画 【総括部、消防対策部、関係各機関】

1. 計画の方針

本市の地域において林野火災が発生し、被害が発生またはそのおそれがある場合において、市及び消防本部等は、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び地域防災計画の定めるところにより、林野火災対策本部等を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するための応急対策を実施する。

2. 活動体制の確立

総括部は、林野火災発生連絡を受けたときは、関係部に林野火災発生通報を行い、連絡体制を確立する。

市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、林野火災対策本部等の設置を行う。

3. 情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集・伝達

林野火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」および第2編第1章19節「林野火災予防計画」のとおりとする。

① 火災原因者等による通報

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関に火災状況等を通報するとともに、初期消火に努める。

② 消防本部からの連絡

林野火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

③ 総括部

総務部は、市域において林野火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告するものとする。

[資料編：図-1.5(10) 事故発生時情報連絡系統図(10)]

(2) 通信手段の確保

① 火災発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

② 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

4. 災害広報対策

市は、本編第1章「災害広報計画」に基づいて林野火災に関する広報活動を実施する。

5. 消火活動

(1) 地上消火活動

- ① 林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。
- ② 消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。
- ③ 林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって飛火による二次、三次火災の発生の危険性がある。状況に応じ飛火警戒隊の配置、警戒範囲等に十分注意する。
- ④ 火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により焼損木から再燃させる危険性が大きいいため、現場最高指揮者は再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行い、再発防止に努める。

(2) 空中消火活動

市及び消防機関等は、府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

- ① ヘリコプターの要請
- ② 空中消火基地
- ③ 空中消火用資機材

(3) 特異火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、または広域断水などの悪条件が発生した場合には、以下の措置をとる。

- ① 消防団員の出動体制を確保する。
- ② 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。
- ③ 関係機関と協力し、広報車、掲示板等による広報を実施し、火災予防を市民に呼びかける。
- ④ 車両による警戒パトロールを実施する。
- ⑤ 車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

(4) 出動計画

出火出動は市消防通信規程に基づくものとする。

- ① 消防車の出動は出動区分表に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。

- ② 消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

(5) 広域断水時の火災防御活動

- ① 必要に応じて水道部の職員を消防署所に配置することを要請し、火災発生時に同時出動し、制水弁の開閉による増水手配を実施する。
- ② 防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。
- ③ 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。また、水道部等他機関の給水車の活用を図る。

(6) 広域応援体制

市の消防力の全力を上げても林野火災への対応が困難な場合は、「京都府消防広域応援基本計画」に基づき、他の市町村、消防署等、府等へ応援を要請し、施設や人員等の活用により広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の低減を図る。

- ① 市域における火災が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（城陽市、八幡市、精華町等と消防相互応援協定を締結している）消防隊等の派遣を要請する。
- ② ①においても対処できない場合は、「京都府広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。
- ③ ①②においても対処できない場合は、市長は本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

6. 救出・救助、救急活動

(1) 救出・救助活動

- ① 消防本部及び警察は、119番通報、110番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制及び立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を市及び関係防災機関に連絡する。
- ② 消防本部は、火災の規模、態様に依りて、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。
- ③ 府及び他市町村への応援要請においても対処できない場合は、市長は本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請や災害の規模に応じて警察災害派遣隊の応援要請を行う。

(2) 救急活動

林野火災の発生に伴い多数の負傷者が発生した場合は、本編第1章「被災者救出計画」及び「医療・助産計画」に基づき救急活動を実施する。

7. 避難対策

(1) 避難誘導

林野火災の発生により火災現場近辺の市民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本編第1

章「緊急避難対策計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

(2) 被災者の避難収容

林野火災の発生により避難場所等の開設が必要な場合は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づき実施する。

8. 交通及び輸送対策

林野火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第30節 広域停電事故対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都支社、総括部、消防対策部、田辺警察署、関係各機関】

1. 計画の方針

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は復旧に全力をあげるとともに、市及び市消防本部等は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社、国、府、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合は、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに安心まちづくり室及び消防本部に連絡する。〔資料編：図-1.5(11) 事故発生時情報連絡系統図(11)〕

(2) 活動体制の確立

① 本市の活動体制

(ア) 市域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど市民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

(イ) 安心まちづくり室は、災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

② 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社の活動体制

(ア) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社の災害対策規定に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

(イ) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

(ウ) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

3. 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第1章「通信体制及び災害情報収集計画」のとおりとする。

(1) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社の情報伝達

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、広域停電事故が発生した場合は、停電状況、復旧状況等を定期的に総括部（安心まちづくり室）及び消防本部に連絡する。

(2) 本市の情報収集・伝達

- ① 市職員による現地被害調査、市民からの情報を収集し、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社に情報を提供する。同時に関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社からも、収集している情報を入手する。
- ② 総括部（安心まちづくり室）は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。
- ③ 総括部（安心まちづくり室）は、広域停電事故の状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長等）に報告する。

4. 災害広報対策

- (1) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- (2) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、市が広域停電事故に関して本編第1章「災害広報計画」に基づいて実施する広報活動に連携して対応する。
- (3) 市及び関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、その地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

5. 被災者救出活動

- (1) 救出・救助活動
 - ① 消防本部及び警察は、119番通報、110番通報及び関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社からの通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制及び避難誘導等を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
 - ② 消防本部及び警察は、広域停電に伴うエレベータ事故等の多発により多数の要救出・救助者が発生した場合、エレベータ管理会社等と連携して本編第1章「被災者救出計画」に基づいて実施する。
 - ③ 消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。
- (2) 救急活動
消防本部は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

6. 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、「特に配慮を必要とする人達」を避難所等に収容する必要が発生した場合には、非常発電装置等を設置した避難所等を開設し、避難者を収容する。避難所等の開設及び管理運営は、本編第1章「緊急避難対策計画」に基づいて実施するものとする。

7. 交通及び輸送対策

広域停電事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第1章「交通対策計画」および「輸送計画」に基づいて実施するものとする。

第31節 広域断水事故対策計画 【総括部、上下水道対策部、消防対策部】

1. 計画の方針

災害等による水道施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により水道施設による飲料水の供給ができない事態が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動体制の確立、被害調査、応急給水活動、応急復旧工事、広報活動等の応急活動対策を行う。

2. 活動体制の確立

(1) 通報・連絡

① 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、市域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、上下水道部、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

② 上下水道部からの連絡

(ア) 上下水道部は、市域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「上水道施設風水害対策マニュアル」に基づき部内の連絡体制をとると同時に、総括部（安心まちづくり室）及び消防本部に連絡する。

(イ) 上下水道部は、市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、上下水道部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、総括部（安心まちづくり室）にその旨を連絡する。

(2) 活動体制の確立

① 市の活動体制

総括部（安心まちづくり室）は、市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの通報を受けたとき、又は上下水道部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生 of 通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第1章「災害対策本部等設置計画」に基づき、災害対策本部等の設置を行う。

② 上下水道部の活動体制

上下水道部は、市域において大規模な漏水・断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、水道対策本部等の設置を行う。

3. 被害状況の調査

上下水道部は、以下の被害調査を実施する。

(1) 浄水場、配水池等の被災調査

(2) 配水管路網の被災調査

4. 応急給水対策

上下水道部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故災害対策本部と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 応急給水計画の作成

- ① 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
- ② 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- ③ 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
- ④ 消防本部との連絡を密にし、消防水利の確保ができるよう計画する。

(2) 応急給水の実施

- ① 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- ② 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。
- ③ 断水地域の応急復旧の進展により、状況に応じて仮設給水栓による給水を行う。

5. 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- (1) 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧工事は、工事業者等に工事の要請を行う。

6. 災害広報活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、本編第1章「災害広報計画」に基づき事故災害対策本部が実施する広報活動と相互の役割分担を図り、迅速かつ正確な広報活動を実施する。

(1) 市が行う広報への情報提供

上下水道部は、定期的に事故災害対策本部に広報用情報の提供を行う。提供する情報は以下のとおりとする。

- ① 被災情報
 - (ア) 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。
 - (イ) 断水情報についても、同様とする。
- ② 応急給水情報
応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。
- ③ 復旧情報
断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

(2) 上下水道部による広報活動

上下水道部による広報は、断水地域及び応急給水拠点での広報とし、次のとおり行う。

① 広報車による広報

広報車により、断水地域に対し、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

② 印刷物による広報

断水地域及び応急給水拠点においては、掲示板等を利用して、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

7. 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、上下水道部内及び本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府下市町村、他府県等に応援を要請する。

(1) 京都南部都市広域防災連絡会の市町への応援要請

京都南部都市広域防災連絡会の市町に対する応援要請は、本編第1章「広域応援協力計画」に基づき、災害対策本部長又は公営企業管理者が実施する。

(2) 府下の水道事業管理者への応援要請

公営企業管理者は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

① 災害の日時、場所及び状況

② 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量

③ 応援場所及び日時

④ その他応援に必要な事項

(3) 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして事故対策本部へ要請を依頼する。

災害対策本部は、本編第1章「広域応援協力計画」に基づき応援を要請する。

第3 2節 原子力事故災害対策計画

【総括部、総務対策部、市民対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部】

1. 計画の方針

本市は、「緊急防護措置準備区域（U P Z：原子炉施設から半径30km圏内）」の範囲外ではあるが、本市において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、府、電力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な放射線量モニタリング、避難措置、除染などの対策を実施する。

2. 環境放射線等モニタリング

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からの京都府等の環境放射線モニタリングの公表値を監視する。

3. 市民等への情報伝達及び知識の普及

(1) 市は、国及び府と連携し、原子力事故発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

(2) 市は、国、府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を定めておくものとする。

(3) 市は、市民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、防災行政無線等あらゆる通報手段を用いて的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

(4) 市民に対する知識の普及と啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に国、府及び市等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ コンクリート屋内への退避等、避難に関すること。
- ⑦ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

4. 市の応急対策

(1) 情報収集・連絡、緊急連絡体制等の確保

- ① 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、府の通報等により速やかに入手する。
- ② あらゆる手段を講じて情報収集に努め、府が原子力防災センター及び原子力事業者から入手

した情報についても、適宜提供を受けるとともに、府及び関係市村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。

- ③ 市は継続して市内の放射線モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- ④ 京都府環境監視テレメータシステム（ARIS）等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する。また、府が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。

(2) 屋内退避、コンクリート屋内退避または避難

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要配慮者にも十分配慮する。

市民等の屋内退避、避難の基準については、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国又は府から示される計画的避難区域の設定に基づき、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際の利用時間に制限を設ける等、適切に対応する。

- ① 市長は、防災機関等からの情報により、屋内退避等が必要と認められた場合、市民等に対して自宅等の屋内に退避するなどの指示を行う。
- ② 市は、市民等の避難誘導に当たっては府と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ③ 関係市町村の住民がその地域を越えて屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、府から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。
- ④ 新型インフルエンザ等感染症などの流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

(3) 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送含め、円滑な避難の実施を確保するため、相互に連絡・調整を行う。警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

(4) 被ばく医療

市は、必要に応じて府が行う安定ヨウ素材の配布等の緊急被ばく医療について協力する。

(5) 健康対策

府や国と連携して、放射性物質の放出状況及び健康面への影響等について様々な広報手段を用いて、市民等へ適切に情報を提供する。また、専門の問合せ窓口を設置する。

(6) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

① 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

市は、国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、国が示す食品中の放射性物質に係る規格基準を超え、又は超えるおそれがあると府が認め指示を行った場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染食品の摂取制限及び出荷制限に必要な措置を講ずる。

現時点においては、汚染された飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する指標として、原子力規制委員会により示された基準値（経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準）があるが、事故発生時には、その時点で国が示す基準によるものとする。

■ 飲食物摂取制限に関する基準

核種	摂取制限に関する基準値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水・牛乳・乳製品	300
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000
放射性セシウム	飲料水・牛乳・乳製品	200
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	500
ウラン	飲料水・牛乳・乳製品	20
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	100
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の合計)	飲料水・牛乳・乳製品	1
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	10

出典：「原子力災害対策指針」、原子力規制委員会

ただし、平成 24 年 4 月 1 日より、放射性セシウムについては厚生労働省により以下の基準値が設けられる。

■ 食品中の放射性物質に係る規格基準

核種	厚生労働省による食品中の放射性物質に係る規格基準 (Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10
	乳児用食品	50
	牛乳	50
	一般食品	100

出典：食品中の放射性物質に係る基準値の設定、厚生労働省

② 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、府が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

5. 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、府、原子力事業者及び防災関係機関、市民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

除染作業は、「除染に関する緊急実施基本方針」、「市町村による除染実施ガイドライン」（原子力災害対策本部：平成23年8月26日）等に基づき実施する。

6. 広域避難における被災者の受け入れ

原子力事故災害の被災自治体から直接、又は府を通じて被災者の受け入れを要請された場合、原子力災害に係る広域避難要領に基づき、直ちに避難できる場所を設けるなど、受入体制を整備し、被災者の受け入れを行う。

移送された被災者が避難した場所の運営について、避難所開設当初は市が行い、被災市町村に引継いだ後、避難者による自主運営へと順次切替えていく。市はその運営に協力する。

また、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

7. 風評被害対策

市は、国及び府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報等に務め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第33節 社会秩序の維持に関する計画【総括部、田辺警察署】

1. 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

2. 関係機関の緊密な情報交換

市、府及び防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

3. 市の活動

市は、府及び警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

4. 警察の活動

- (1) 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4編 災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画 【総括部、市民対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備についてその対策を定める。

2. 被災者台帳の作成

市は、災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

3. 職業斡旋計画

市長は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職についてハローワーク京都田辺（京都田辺公共職業安定所）と緊密な連絡をとり、ハローワークを通じ速やかにその斡旋を行い、雇用の安定を図るものとする。

4. 融資計画

(1) 方針

災害により被害を受けた生活困窮者等に対し、生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。

(2) 内容

① 災害救助法による生業資金の貸与

（※災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度の活用を原則とする）

(ア) 対象

住家が全壊(焼)又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯

(イ) 貸与世帯数

住家が全壊(焼)又は流出した世帯の25%以内

(ウ) 貸与金額

a. 生業 1件当たり 30,000円

b. 就職支度金 1件当たり 15,000円

(エ) 貸与条件

a. 貸与期間 2年以内

- b. 利 子 無利子
- (オ) 貸与できる期限
災害発生の日から1か月以内
- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付
- (ア) 貸付対象者
災害救助法が適用された災害(自然災害に限る)により次の被害を受けた世帯の世帯主
- a. 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯
 - b. 住居又は家財の価格の1/3以上の損害を受けた世帯
- (イ) 貸付限度額
- | | |
|--|-------------------|
| a. 世帯主の負傷 | 150万円 |
| b. 世帯主の負傷と家財の損害 | 250万円 |
| c. 世帯主の負傷と住居の半壊 | 270万円 |
| d. 世帯主の負傷と住居の全壊 | 350万円 |
| e. 家財の損害 | 150万円 |
| f. 住居の半壊 | 170万円 |
| g. 住居の全壊 | 250万円 |
| h. 住居の全体が滅失もしくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 | 350万円 |
| i. c. 又はf. 若しくはg. において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 | |
| | ・ 270万円を350万円に |
| | ・ 170万円を250万円に |
| | ・ 250万円を350万円とする。 |
- (ウ) 貸付条件
- a. 償 還 期 間 10年(うち据置3年)
 - b. 償 還 方 法 年賦、半年賦又は月賦
 - c. 利 子 年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間中は無利子)
 - d. 連帯保証人 1名以上
 - e. 所 得 制 限 世帯の前年の所得が政令で定める額以下
- (エ) 実施主体：市
- (オ) 費用の負担区分
府は、市が被災者に貸与した額の10/10額を市に無利子で貸与し、国はその2/3額を府に無利子で貸与
- ③ 生活福祉資金(住宅資金、災害援護資金)の貸与
- (ア) 対象
災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必要とする低所得世帯
- (イ) 貸付金額
- | | |
|-------------------------|------------------|
| a. 生活福祉資金(福祉資金福祉費・災害援護) | 150万円以内 |
| b. 生活福祉資金(住宅資金) | 400万円以内(住宅改修のとき) |

(被害の程度により両資金を重複して利用できる。)

(ウ) 貸付条件

- | | |
|---------|-------------------------|
| a. 償還期間 | 7年以内 |
| b. 据置期間 | 3箇月以内 (状況に応じて2年以内) |
| c. 利子 | 据置期間 無利子 |
| | 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子 |
| | 立てない場合 年1.5% |

(エ) 申請期間

被災日の属する月の翌月1日から起算して6か月以内

5. 弔慰金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、次のとおり災害弔慰金の支給を行う。

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族

- ① 市内において全壊5戸(半壊1/2戸、床上浸水1/3戸に換算)以上の被害が生じた災害
- ② 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害

(2) 支給額

- ① 主たる生計維持者の死亡(1人当たり) 500万円
- ② その他の者の死亡(1人当たり) 250万円

(3) 実施主体：市

(4) 費用の負担区分：国2/4 府1/4 市1/4

6. 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づき、次のとおり被災者生活再建支援金の支給を行う。

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市区町村における自然災害」
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- ④ 府内で①又は②の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- ⑤ ①から③の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が、2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生し

た市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象世帯

- ① (1)の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- ② (1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ (1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯

(3) 支援金額

次の①+②の合計を支給

ただし、単身世帯の場合はそれぞれの3/4の額

① 基礎支援金

- (ア) 全壊世帯100万円（単身世帯75万円）
- (イ) 大規模半壊世帯50万円（単身世帯37.5万円）

② 加算支援金

- (ア) 全壊世帯、大規模半壊世帯
 - a. 住宅を建設又は購入する世帯200万円（単身世帯150万円）
 - b. 住宅を補修する世帯100万円（単身世帯75万円）
 - c. 住宅を賃借する世帯50万円（単身世帯37.5万円）
- (イ) 中規模半壊世帯
 - a. 住宅を建設又は購入する世帯100万円（単身世帯75万円）
 - b. 住宅を補修する世帯50万円（単身世帯37.5万円）
 - c. 住宅を賃借する世帯25万円（単身世帯18.75万円）

(4) 実施主体：府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託）

(5) 申請書類の提出窓口：市

(6) 費用の負担区分：被災者生活再建支援法人1/2 国1/2

7. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金交付要綱」に基づき、大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について補助金を交付する。詳細は、要綱に定める。

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

8. 災害障害見舞金支給計画

「京田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、次のとおり災害障害見舞金の支給を行う。

(1) 支給対象者

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるとき。

(2) 支給額

- ① 主たる生計維持者の障害（1人当たり） 250万円
- ② その他の者の障害（1人当たり） 125万円

(3) 実施主体：市

(4) 費用の負担区分：国 2/4 府 1/4 市 1/4

9. り災証明書の発行

り災世帯の再建復興のために、市は被災者からり災証明発行の申請があった場合、遅滞なく、り災証明書を発行する。

また、平常時から住宅被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、住宅被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

り災証明書の発行に必要な手続及び様式は、次のとおりとする。

(1) 発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、総括部、市民対策部が担当する。

(2) 発行の手続

総括部、市民対策部は、個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成し、被災者よりり災証明書の申請があった場合には、り災者台帳で確認の上、早期にり災証明を発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。

なお、り災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、り災証明書を発行する。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

① 住家

- (ア) 全壊、全焼
- (イ) 大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼
- (ウ) 準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- (エ) 床上浸水、床下浸水

② 人身

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

(4) り災証明書の様式

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、[資料編：様式-11~13] のとおりとする。

第2節 住宅復興計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた住宅の復興計画について定める。

2. 計画の内容

(1) 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度により融資及び貸付を受けることができる。

また、状況に応じて設けられる府の「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資制度」の活用や、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て、「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報の提供を行う。

(2) 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害法の規定により、国からその建設に要する費用の一部について補助されることになっている。

① 公営住宅法第8条の規定による対象

- (ア) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域で住宅の滅失戸数500戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき
- (イ) 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき

② 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

③ 補助率

建設・買取費の2/3

④ 建設の手順

- (ア) 住宅災害速報の提出(災害直後10日以内)
- (イ) 住宅災害現況の現地調査(災害直後)
- (ウ) 災害確定報告書の提出(災害発生後15日以内)
- (エ) 建設計画書の提出(災害発生15日以内)
- (オ) 住宅滅失戸数の査定
- (カ) 建設計画の内示

⑤ 激甚災害法適用の場合

(ア) 対象

激甚災害法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(イ) 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の5割以内

(ウ) 補助率

建設・買取費の3/4

(エ) 建設の手順

公営住宅法の場合と同じ

(3) 独立行政法人都市再生機構の計画

災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件(建設中のものを含む)に被害を受けた場合、災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は準備が保安上必要となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最小限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお、分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第3節 中小企業復興計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

2. 計画の内容

災害を受けた中小企業に対し、その状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう依頼する。
- (2) 中小企業特別融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府系金融機関並びに京都府の諸制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長の措置等が講じられるよう関係機関に要請する。
- (4) 京都府山城広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口等の利用を斡旋して金融相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4節 公共土木施設復旧計画 【建設対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。なお、災害復旧事業の施行については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとする。

2. 計画の内容

災害を復旧するに当たっては、次の基本方針により迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(1) 査定への対応

災害発生後、被害箇所の調査・確認を行い京都府へ被害報告した後、速やかに災害査定の準備を整えるものとする。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の推進

災害復旧事業の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

(4) 復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業

河川等災害復旧事業及び河川等災害関連事業は3箇年以内で完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進捗率は〔資料編：表-2.57 災害復旧事業の標準進捗率表〕のとおりである。

② 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧の推進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1箇所当り30万円以上60万円未満）については、小災害復旧事業により復旧の推進を図る。

③ 被災市街地復興推進地域

(ア) 都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- a. 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したと。
- b. 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- c. 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設

の整備に関する事業を実施する必要があること。

- (イ) 市は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる。
 - (ウ) 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理事業第3条第1項から第3項まで又は第5項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。
- (5) 再度災害の防止
- ① 公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難または不適當な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。
 - ② 再度災害の防止を図るため、災害復旧事業と併せて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、京都府と協議して災害関連事業を実施するものとする。また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗し得るよう必要な措置を講ずるものとする。

第5節 農林業施設復旧計画 【経済環境対策部】

1. 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、災害復旧事業に対して補助を受け、農林業の経営の回復、安定を図る。

2. 計画の内容

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

① 補助の対象となる施設

1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設

- (ア) 農地
- (イ) 農業用施設（公共的なかんがい排水施設、農業用道路等）
- (ウ) 林業用施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）
- (エ) 共同利用施設（農業協同組合・連合会、地方公共団体等の所有する共同利用施設）

② 補助率

(ア) 一般災害 [資料編：表-2.58 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助率表]

高率補助率は次の要領により適用される。

a. 農地農業用施設

1戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円までの部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

b. 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(イ) 連年災害

a. 農地農業用施設

その年を含む過去3か年の合計事業費が1戸当り10万円を超え、かつその年の事業費が、1戸当り4万円を超える場合は、前項(ア)a.と比較して有利な方を適用する。

b. 林道

その年を含む過去3か年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつ、その年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、前項(ア)b.と比較して有利な方を適用する。

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

① 農地農業用施設

(1)の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円を超える場合はその負担額について [資料編：表-2.59 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(農地農業用施設)] のとおり補助率が嵩上される。

② 林道

(1)の補助率適用後の事業費負担額が1 m当たり180円を超える場合はその負担額について
[資料編：表-2.60 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(林道)] のとおり補助率を嵩上する。

③ 共同利用施設

[資料編：表-2.61 農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(共同利用施設)]

(3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(ア) 補助の対象となる施設

a. 林地荒廃防止施設（山林砂防施設(立木を除く)）

1 箇所の事業費が120万円以上

b. 地すべり防止施設（地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設）

1 箇所の事業費が120万円以上

(イ) 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規程による。

第6節 災害復旧上必要な金融措置、その他資金調達計画 【各対策部】

1. 計画の方針

この計画は、災害復旧上必要な金融措置、その他資金の調達について定める。

2. 国による財政措置

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる激甚法に基づいて援助される事業等は、次のとおりである。これらの法律による事業を積極的に活用し、災害復旧を推進するものとする。

(1) 法律により国が一部負担又は補助する事業

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による事業
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による事業
- ③ 公営住宅法による事業
- ④ 土地区画整理法による事業
- ⑤ 感染症予防法による事業
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業
- ⑦ 予防接種法による事業
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業
- ⑨ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による事業
- ⑩ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律による事業

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅施設災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業
 - (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (ケ) 障害者自立支援施設等災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (カ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ス) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内の排除事業、公共的施設区分外の排除事業）
 - (セ) 湛水排除事業

- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
[資料編：表-2.62 天災融資法に基づく融資]
 - (イ) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
[資料編：表-2.63 農業近代化資金による融資（農業災害復旧資金）]
 - (ウ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (エ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 中小企業者に対する中小企業金融国庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資に関する特例
- ④ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
 - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (オ) 水防資器材費の補助の特例
 - (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3. 府による財政措置

府は、被災した施設を原形に復旧するにあたり、次の災害復旧事業債及び地方交付税の財政措置に万全を期するとともに、市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、その一時金の借入れについても近畿財務局、日本郵政(株)近畿支社及び各種金融機関に対して速やかな金融措置を要請し、市町村に対してそれらの資金の効果的使用を助言することとしている。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 災害による特別措置債
 - ① 歳入欠かん等債
 - ② 公共土木等小災害債
 - ③ 農地等小災害債

第7節 文教復旧計画 【教育対策部、健康福祉対策部】

1. 計画の方針

災害により被害を受けた学校の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

2. 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から、耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

3. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。
また、学校等が避難場所となった場合においては、府教育委員会と密接な連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、府教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。学校施設等が使用できない場合は近隣の学校施設等を利用することも考慮する。
- (3) 教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - ① 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
 - ② 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨費に関すること。
 - ③ 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学費貸与金に関すること。
 - ④ 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- (4) 児童生徒等及び教職員の健康管理
被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。
また、災害により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8節 文化財復旧計画 【市民対策部】

文化財については、市民対策部により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第9節 風評被害対策 【総括部、経済環境対策部】

市は、府、国、関西広域連合及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

【総括部】

1. 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、府は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

2. 激甚災害に関する調査

市は、府が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

第3章 租税の徴収猶予及び減免等の措置並びに郵便関係補助

【市民対策部】

1. 計画の方針

災害により被災者の納付すべき市税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵便関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

2. 租税の徴収猶予及び減免等の措置

(1) 方針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

(2) 内容

① 期限の延長

(ア) 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。（地方税法第20条の5の2、市税条例第18条の2）

(イ) 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、(ア)の場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。（市税条例第18条の2）

② 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

③ 減免

市長は災害の場合、その災害の実情に応じて市民税、固定資産税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。（地方税法各条、市税条例第51条、第71条）

なお、広範囲な地域にわたる災害があった場合には、特別の災害減免条例を設けるものとする。

3. 国民健康保険税の徴収猶予及び減免等

国民健康保険税の徴収猶予及び減免等については、租税の徴収猶予及び減免等と同様に取り扱うものとする。（市国保税条例第24条）

4. 後期高齢者医療保健料の徴収猶予及び減免等

市は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条及び第18条の規定に基づき行われる後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免等に係る申請書の受付を行う。（後期高齢者医

療に関する条例第2条)

5. 郵便関係補助

災害が発生した場合、市内の被害状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施できるように京都府山城広域振興局を通じて依頼する。

(1) 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成24年10月）」により必要な措置を講ずる。

(2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第4章 事故原因者等による復旧対策

第1節 鉄道施設 【西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

1. 計画の方針

鉄道事故災害時には、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずる。

2. 計画の内容

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社の鉄道事業者は、事故災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。
- (2) 鉄道事業者は、関係機関との連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧事業計画のもとに取り組む。
- (3) 鉄道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第2節 道路施設 【道路管理者、建設対策部】

1. 計画の方針

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、市民生活に大きく影響を及ぼす。従って、事故により被害を受けた箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる。

2. 計画の内容

- (1) 道路管理者は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。
- (2) 道路の二次災害のおそれもある場合、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- (3) 復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。
- (4) 道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第3節 ガス施設 【大阪ガス株式会社導管事業部】

1. 計画の方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2. 計画の内容

- (1) ガス供給施設の復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 事故復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
- (3) 大阪ガス株式会社は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4節 電気施設 【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社京都支社】

1. 計画の方針

広域停電事故発生時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社の災害対策規定に定めるところに従い復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。迅速に復旧対策を行うものとする。

2. 計画の内容

- (1) 災害により、電気施設が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。
- (2) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。
- (3) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、被害状況に基づいて復旧事業計画を策定する。各施設の復旧は、原則とてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。
- (4) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社京都支社は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5節 上水道施設 【水道対策部】

1. 計画の方針

広域断水事故発生時における水道施設の被害の復旧は、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

2. 計画の内容

- (1) 水道事業者は、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。
- (2) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5章 災害復興対策計画

第1節 計画の方針 【総括部、各対策部】

大規模な災害からの復興については、市及び府が主体的に取り組み、国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

第2節 復興計画の作成等 【総括部、各対策部】

1. 復興計画の策定

- (1) 市は、被災規模等に応じ必要と認められるときは、国の示す復興基本方針及び府の示す復興方針に則して、単独で又は府と共同して、復興計画を策定することができる。
- (2) 市は、復興計画の策定にあたって、公聴会の開催その他市民の意見を反映するために必要な措置を講じ、復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。
- (3) 市は、復興計画及びその実施に関し、必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

2. 都市計画の決定又は変更の代行要請

市は、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、必要があると認めるときは、府に対し、都市計画の決定又は変更の代行を要請することができる。

3. 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

市は、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、災害復旧事業等に係る工事の代行を要請することができる。

4. 職員派遣の要請

市は、災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、関西広域連合、府、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

また、他地域で災害が発生した際、国、関西広域連合、府、他の地方公共団体等から職員の派遣その他の協力を求められた場合は、市職員派遣の調整に努める。